

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月10日
【会社名】	株式会社かんぽ生命保険
【英訳名】	JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 石井 雅実
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
【電話番号】	03-3504-4420
【事務連絡者氏名】	常務執行役 千田 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
【電話番号】	03-3504-4420
【事務連絡者氏名】	上場準備室長 宮本 進
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした売出金額】	ブックビルディング方式による売出し 113,520,000,000円 (注) 売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

該当事項はありません。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式】

平成27年10月19日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の下記「2 売出しの条件（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」といいます。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出し（以下「国内売出し」といいます。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、国内売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、国内売出しは、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握した上で売出価格を決定する方法をいいます。）により決定される価格で行われます。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	52,800,000	113,520,000,000	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 日本郵政株式会社 52,800,000株
計(総売出株式)	-	52,800,000	113,520,000,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。

- 2．売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（2,150円）で算出した見込額であります。
- 3．国内売出しと同時に、当社普通株式の海外市場における売出し（以下「海外売出し」といいます。）が行われる予定であります。国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は66,000,000株の予定であります。総売出株式数は変更される可能性があり、その場合、平成27年10月7日に変更される予定であります。総売出株式数の内訳は国内売出し52,800,000株、海外売出し13,200,000株の予定であります。需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（平成27年10月19日）に決定される予定であります。また、国内売出し及び海外売出しにおいて国内及び海外のそれぞれの市場における需要状況に見合った販売を行うために、国内の引受団に当初割当てられた当社普通株式の一部が、海外の引受団に売却されることがあります。
- 4．海外売出しは、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）で行われる予定であります。海外売出しの詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2．海外売出しについて」をご参照ください。
- 5．国内売出し及び海外売出し（以下「グローバル・オフリング」と総称します。）に関連して、ロックアップに関する合意がなされる予定であります。その内容につきましては、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3．ロックアップについて」をご参照ください。
- 6．グローバル・オフリングのジョイント・グローバル・コーディネーターは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びJPモルガン証券株式会社であります。国内売出しの主幹事会社は、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMB C日興証券株式会社、岡三証券株式会社（特定主幹事）及び東海東京証券株式会社（特定主幹事）であります。なお、国内売出しのジョイント・ブックランナーは、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社であります。  
特定主幹事：強みのある地域や得意とする顧客層に対し販売活動を実施する主幹事会社
- 7．当社は、引受人に対し、上記売出数のうち、30億円に相当する株式数を上限として、福利厚生を目的に、かんぽ生命保険従業員持株会を当社が指定する販売先（親引け先）として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って行われる発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

8. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
9. 売出数等については、今後変更される可能性があります。

## 2【売出しの条件】

## (1)【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	自 平成27年 10月20日(火) 至 平成27年 10月23日(金)	100	未定 (注) 2 .	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	<p>東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社</p> <p>東京都港区六本木六丁目10番1号 ゴールドマン・サックス証券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 JPモルガン証券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社</p> <p>東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社</p> <p>東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋一丁目17番6号 岡三証券株式会社</p> <p>愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 東海東京証券株式会社</p>	未定 (注) 3 .

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	自 平成27年 10月20日(火) 至 平成27年 10月23日(金)	100	未定 (注) 2 .	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	<p>東京都中央区八丁堀二丁目14番1号 いちよし証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋兜町7番12号 S M B C フレンド証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋一丁目20番3号 藍澤證券株式会社</p> <p>大阪府大阪市中央区今橋一丁目8番12号 岩井コスモ証券株式会社</p> <p>東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社</p> <p>東京都千代田区麹町三丁目3番6号 丸三証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋二丁目3番10号 水戸証券株式会社</p> <p>東京都千代田区麹町二丁目4番地1 マネックス証券株式会社</p> <p>東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社S B I証券</p> <p>東京都千代田区麹町一丁目4番地 松井証券株式会社</p> <p>東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 エイチ・エス証券株式会社</p> <p>大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号 エース証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号 極東証券株式会社</p>	未定 (注) 3 .

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	自 平成27年 10月20日(火) 至 平成27年 10月23日(金)	100	未定 (注) 2 .	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	<p>大阪府大阪市北区梅田一丁目3番 1 - 400号 高木証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋茅場町一丁目 13番14号 立花証券株式会社</p> <p>千葉県千葉市中央区中央二丁目5 番1号 ちばぎん証券株式会社</p> <p>大阪府大阪市中央区高麗橋一丁目 5番9号 内藤証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 7番9号 日本アジア証券株式会社</p> <p>埼玉県さいたま市大宮区桜木町四 丁目333番地13 むさし証券株式会社</p> <p>大阪府大阪市中央区北浜二丁目1 番10号 光世証券株式会社</p> <p>東京都中央区京橋一丁目2番1号 リテラ・クリア証券株式会社</p> <p>東京都港区六本木一丁目6番1号 クレディ・スイス証券株式会社</p> <p>東京都千代田区永田町二丁目11番 1号 ドイツ証券株式会社</p> <p>東京都港区六本木六丁目10番1号 パークレイズ証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋一丁目4番1 号 メリルリンチ日本証券株式会社</p> <p>東京都千代田区大手町一丁目5番 1号 UBS証券株式会社</p>	未定 (注) 3 .

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	自 平成27年 10月20日(火) 至 平成27年 10月23日(金)	100	未定 (注) 2 .	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	<p>東京都千代田区丸の内一丁目5番 1号 シティグループ証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋小舟町8番1 号 あかつき証券株式会社</p> <p>愛知県名古屋市中区錦三丁目23番 21号 安藤証券株式会社</p> <p>石川県金沢市十間町25番地 今村証券株式会社</p> <p>広島県広島市中区立町1番20号 ウツミ屋証券株式会社</p> <p>新潟県長岡市大手通一丁目5番地 5 岡三にいがた証券株式会社</p> <p>愛知県名古屋市中区栄三丁目7番 26号 岡地証券株式会社</p> <p>愛知県名古屋市中区栄三丁目8番 21号 木村証券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋兜町8番3号 共和証券株式会社</p> <p>北海道札幌市中央区北1条西三丁 目3番地 上光証券株式会社</p> <p>長野県長野市北石堂町1448番地 長野證券株式会社</p> <p>東京都中央区日本橋室町四丁目4 番1号 中原証券株式会社</p> <p>新潟県長岡市城内町三丁目8番地 26 新潟証券株式会社（平成27年10月 1日より第四証券株式会社に社名 変更予定）</p>	未定 (注) 3 .



売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	自 平成27年 10月20日(火) 至 平成27年 10月23日(金)	100	未定 (注) 2 .	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の本支店 及び営業所	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁 目 3 番 6 号 西日本シティ T T 証券株式会社  京都府京都市下京区四条通高倉西 入立売西町65番地 西村証券株式会社  東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 38番11号 日産センチュリー証券株式会社  東京都渋谷区東三丁目11番10号 ニュース証券株式会社  長野県上田市常田二丁目 3 番 3 号 八十二証券株式会社  東京都中央区新川一丁目21番 2 号 ばんせい証券株式会社  東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号 フィリップ証券株式会社  福岡県福岡市中央区天神二丁目13 番 1 号 ふくおか証券株式会社  東京都中央区日本橋一丁目20番 9 号 三木証券株式会社  東京都中央区日本橋兜町 3 番11号 三田証券株式会社  東京都中央区日本橋兜町 1 番 8 号 山和証券株式会社  愛知県名古屋市中区栄三丁目 7 番 1 号 豊証券株式会社  東京都中央区新川一丁目 8 番 8 号 リーディング証券株式会社	未定 (注) 3 .

(注) 1 . 売出価格は、ブックビルディング方式により決定されます。売出価格については、平成27年10月7日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、売出価格決定日（平成27年10月19日）に引受価額と同時に決定される予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性の高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定される予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社普通株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 申込証拠金は、売出価格と同一の金額とし、申込証拠金には利息をつけません。

3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日（平成27年10月19日）に決定される予定であります。  
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額  
は引受人の手取金となります。
4. 当社は、引受人及び売出人と売出価格決定日（平成27年10月19日）に元引受契約を締結する予定でありま  
す。
5. 引受人は、国内売出しに係る売出数のうち、260,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の  
金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、平成27年11月4日（水）（以下「上場（売買開始）日」といいます。）の予定でありま  
す。国内売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替  
に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができま  
す。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 申込み在先立ち、平成27年10月8日から平成27年10月16日までの期間、引受人に対して、当該仮条件を参考  
として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。  
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性  
の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。  
引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に  
従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホーム  
ページにおける表示等をご確認ください。
9. 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、金融商品仲介業務を行う以下の登録金融機関に、国内売  
出しの取扱いを一部委託します。  
名称：株式会社三菱東京UFJ銀行  
住所：東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
上記登録金融機関は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の委託を受け、国内売出しの取扱いを  
行いますが、上記登録金融機関の店舗によっては、国内売出しの取扱いが行われない場合があります。
10. 国内売出しが中止された場合には、海外売出しも中止されることがあります。
11. 海外売出しが中止された場合には、国内売出しも中止されることがあります。
12. グローバル・オファリングと同時に、当社の親会社である日本郵政株式会社及びその100%子会社である株  
式会社ゆうちょ銀行の普通株式の日本国内及び海外市場における売出しが行われる予定であります。それら  
の売出しのいずれかが中止された場合には、国内売出しも中止されることがあります。日本郵政株式会社及  
び株式会社ゆうちょ銀行の売出しの詳細は、下記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4.日本郵政株  
式会社及び株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の売出しについて」をご参照ください。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1．東京証券取引所への上場について

当社は、前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、ゴールドマン・サックス証券株式会社、JPモルガン証券株式会社、大和証券株式会社、みずほ証券株式会社、SMBＣ日興証券株式会社、岡三証券株式会社及び東海東京証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所への上場を予定しております。

### 2．海外売出しについて

国内売出しと同時に、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における売出し（海外売出し）が、Goldman Sachs International、J.P. Morgan Securities plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Nomura International plc、Citigroup Global Markets Limited及びUBS AG、London Branchを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社の総額連帯買取引受けにより行われる予定であります。

国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は66,000,000株の予定であります。総売出株式数は変更される可能性があり、その場合、平成27年10月7日に変更される予定であります。総売出株式数の内訳は、国内売出し52,800,000株、海外売出し13,200,000株の予定であります。需要状況等を勘案の上、売出価格決定日（平成27年10月19日）に決定される予定であります。

また、海外の投資家向けに英文目論見書を発行しておりますが、その様式及び内容は、本書と同一ではありません。

### 3．ロックアップについて

当社のグローバル・オフリングに関連して、売出人である日本郵政株式会社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の平成28年5月1日（当日を含む。）までの期間（以下「ロックアップ期間」といいます。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の譲渡又は処分等（ただし、国内売出し、海外売出し及び当社による自己株式の取得に応じた当社株式の売却又は譲渡等を除く。）を行わない旨を約束する書面を平成27年10月19日付で差し入れる予定であります。

また、当社はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社普通株式等の発行等（ただし、株式分割等を除く。）を行わない旨を約束する書面を平成27年10月19日付で差し入れる予定であります。

なお、上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該誓約の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

#### 4. 日本郵政株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の売出しについて


グローバル・オファリングと同時に、当社の親会社である日本郵政株式会社及びその100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行の普通株式の日本国内及び海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとします。）における売出しが行われる予定であります。当該各売出しの日程等は下記のとおりとなります。

会社名	日本郵政株式会社（当社の親会社）	株式会社ゆうちょ銀行
売出人	財務大臣	日本郵政株式会社
仮条件決定予定日	平成27年10月7日（水）	平成27年10月7日（水）
ブックビルディング期間	自 平成27年10月8日（木） 至 平成27年10月23日（金）	自 平成27年10月8日（木） 至 平成27年10月16日（金）
売出価格決定予定日	平成27年10月26日（月）	平成27年10月19日（月）
申込期間	自 平成27年10月27日（火） 至 平成27年10月30日（金）	自 平成27年10月20日（火） 至 平成27年10月23日（金）
株式受渡期日	平成27年11月4日（水）	平成27年11月4日（水）

- （注）1. 株式会社ゆうちょ銀行のブックビルディング期間（平成27年10月8日（木）～平成27年10月16日（金））は、当社のブックビルディング期間（平成27年10月8日（木）～平成27年10月16日（金））と同一であります。日本郵政株式会社のブックビルディング期間（平成27年10月8日（木）～平成27年10月23日（金））は当社及び株式会社ゆうちょ銀行のブックビルディング期間と異なります。なお、日本郵政株式会社のブックビルディング期間は当社及び株式会社ゆうちょ銀行のブックビルディング期間より5営業日長く設定されております。
2. 株式会社ゆうちょ銀行の売出価格決定予定日（平成27年10月19日（月））は、当社の売出価格決定日（平成27年10月19日（月））と同一であります。日本郵政株式会社の売出価格決定予定日（平成27年10月26日（月））は、当社の売出価格決定日及び株式会社ゆうちょ銀行の売出価格決定予定日と異なります。なお、当社及び株式会社ゆうちょ銀行の売出価格は、親会社である日本郵政株式会社の売出価格に5営業日先行して決定されます。
3. 株式会社ゆうちょ銀行の申込期間（平成27年10月20日（火）～平成27年10月23日（金））は、当社の申込期間（平成27年10月20日（火）～平成27年10月23日（金））と同一であります。日本郵政株式会社の申込期間（平成27年10月27日（火）～平成27年10月30日（金））は、当社及び株式会社ゆうちょ銀行の申込期間終了後に開始されます。
4. 当社及び株式会社ゆうちょ銀行の申込期間終了日は平成27年10月23日（金）で、株式受渡期日はその7営業日後の平成27年11月4日（水）であります。

### 第3【その他の記載事項】

株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

(1) 表紙に当社のコーポレートブランドマーク  を記載いたします。

(2) 表紙の次に「1．当社グループの概要」～「6．業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

## 1. 当社グループの概要

当社グループは、保険業法に基づき生命保険業を営む当社と、情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託を行う連結子会社（かんぽシステムソリューションズ株式会社）で構成されております。

逓信省によって大正5年に創業された「簡易生命保険事業」及び大正15年に創業された「郵便年金事業」は、郵政省、郵政事業庁、日本郵政公社に引き継がれ、平成19年10月の郵政民営化に伴い、当社がこれらを引き継ぎ、現在に至ります。

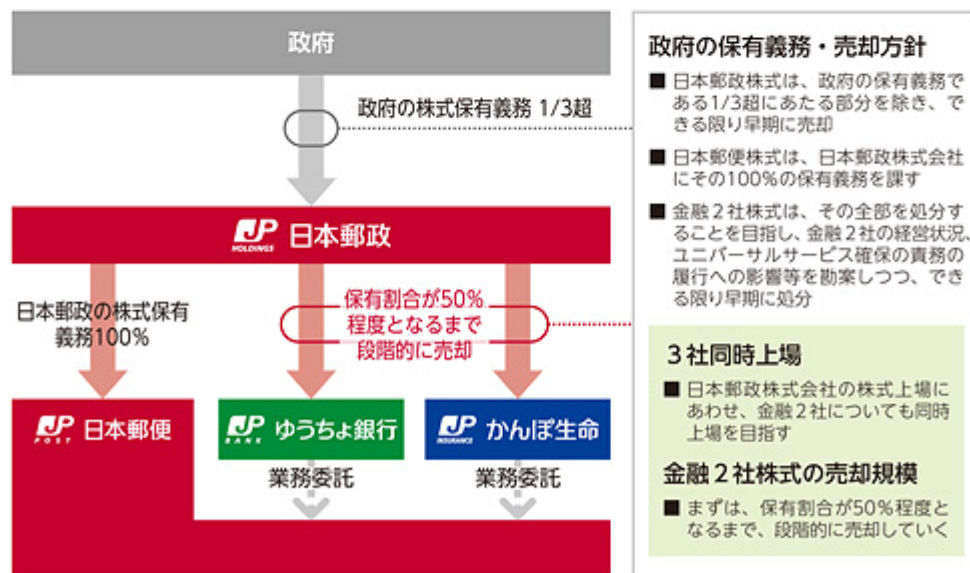
当社は、親会社である日本郵政株式会社を中心とする日本郵政グループに属しており、日本郵政グループの主要3事業の一つとして、生命保険業を営んでおります。

当社は、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指す」という方針のもと、保険商品と各種サービスの提供を通じて、全国のみなさまの身近な存在として生活を支えてまいります。

### ■ 株式上場スキーム

郵政民営化法において、日本郵政株式会社は、株式会社ゆうちょ銀行及び当社（以下「金融2社」といいます。）の株式の全部をできる限り早期に処分することが定められております。

同時に、日本郵政株式会社は、ユニバーサルサービスへの影響等を勘案しなければならないため、まずは金融2社の株式の保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく方針です。



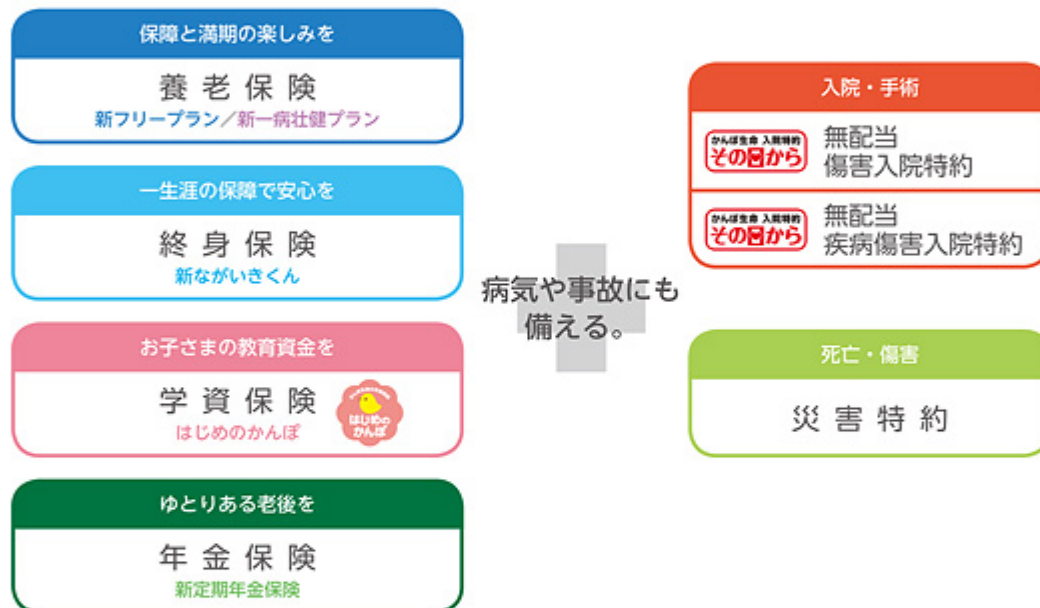
## 2. 事業の内容

当社は、全国の郵便局ネットワークを主要な販売チャネルとして、お客さまにとってわかりやすく利便性の高い商品・サービスを提供しております。

### ■ 提供する商品（主な保険種類）

当社の保険商品は、医師による診査を必要としない、シンプルで小口な商品であり、ユニバーサルサービスの対象商品である養老保険・終身保険が中心となっております。

また、お客さまニーズに広くお応えするため、病気や事故に備える入院特約・災害特約も提供しております。



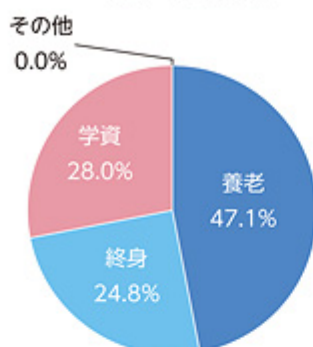
### 〈参考1〉養老保険・終身保険に入院特約を付加した販売例



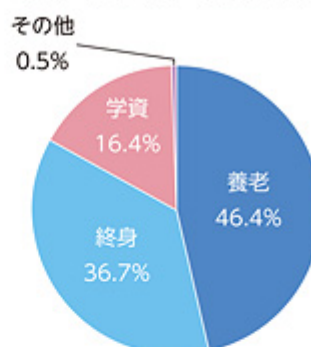


## 〈参考2〉新契約件数及び保有契約件数における商品構成

平成26年度 新契約件数（個人保険）  
238万件（当社契約）



平成26年度末 保有契約件数（保険）  
3,348万件（当社契約+簡易生命保険契約）



注1：占率は、小数点第2位を四捨五入しております。

注2：簡易生命保険契約の保険種類は、当社契約の保険種類に準じて分類しております。

### ■ 提供するサービス

当社は、平成26年度末において、保険の保有契約件数約3,300万件、被保険者数約2,500万人の顧客基盤を有しており、安心してお客さまにご利用いただくために質の高いサービスをご提供することが重要であると認識しております。

平成22年10月からは、「心のこもったサービス」として、お客さまを訪問し、ご契約いただいている保険の保障内容や、ご請求いただける保険金がないかをご確認いただいております。

また、「かんぽプラチナライフサービス」として、ご高齢のお客さま専用コールセンターを開設するなど、「ご高齢のお客さまに優しい」サービスを提供するための取組みを行っております。



**かんぽ  
プラチナライフサービス**

### ■ 販売チャネルの概要

当社は、全国津々浦々の郵便局を通じて、家庭市場を中心に商品・サービスを提供しております。

また、法人企業向けとして、当社商品のほか、他の生命保険会社の商品の受託販売を行い、経営者の皆さまの幅広いニーズにお応えしております。

#### 〈参考〉郵便局における活動状況

郵便局・・・20,074局（平成27年6月末）

簡易郵便局・・・623局（平成27年6月末）

当社支店・・・76支店（平成27年6月末）

注：郵便局は生命保険募集を行う局数、簡易郵便局は生命保険募集委託契約を締結している局数、当社支店は法人営業部を設置している支店数です。



（渉外社員の活動の様子）



（郵便局窓口における活動の様子）

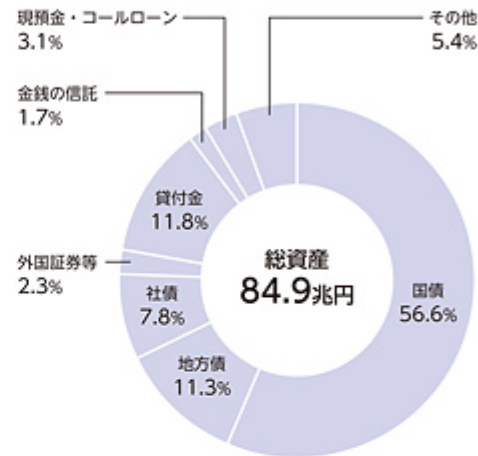


### 3. 資産運用の実績

当社は、経営の健全性を維持しつつ、お客さまにお約束した保険金等の支払を確実に実行するため、資産と負債のマッチングを基本とした資産運用を実施しております。

平成27年3月末の資産構成は、国債を中心とした有価証券が66.2兆円、貸付金が9.9兆円等であり、総資産残高は84.9兆円です。

	(単位：兆円)	
	資産残高	構成割合
現預金・コールローン	2.6	3.1%
有価証券	66.2	78.1%
国債	48.0	56.6%
地方債	9.5	11.3%
社債	6.6	7.8%
外国証券等	1.9	2.3%
金銭の信託	1.4	1.7%
貸付金	9.9	11.8%
保険約款貸付	0.0	0.1%
一般貸付	0.8	0.9%
機構貸付	9.0	10.7%
その他	4.5	5.4%
合計	84.9	100.0%



注：構成割合は、小数点第2位を四捨五入しております。

### 4. CSRの取組み

当社は、生命保険業を営む企業として、「社会、地域社会への貢献の推進」、「人に優しい事業環境の整備」、「環境保全活動の推進」を主な柱として社会貢献活動を行っております。

生命保険業には、お客さまの健康に深く関わり、お客さまの生活を支える役割があることから、皆さまの健康づくりのために、NHK及びNPO法人全国ラジオ体操連盟と共同で、ラジオ体操の普及推進に努めております。



〔「社会、地域社会への貢献の推進」の取組み例〕

### 5. 経営指標

当社は、今後もお客さまサービスの向上に努めつつ、さらなる経営基盤の強化を図ってまいります。

新契約年換算保険料（個人保険）

**4,578億円**  
 （平成26年度）

連結ソルベンシー・マージン比率

**1,644.2%**  
 （平成26年度末）

連結経常利益

**4,926億円**  
 （平成26年度）

## 6. 業績等の推移

### (1) 連結経営指標等

回次		第8期	第9期	第10期 第1四半期
決算年月		平成26年3月	平成27年3月	平成27年6月
保険料等収入	(百万円)	5,911,643	5,956,716	1,351,573
資産運用収益	(百万円)	1,540,615	1,460,745	344,642
保険金等支払金	(百万円)	10,160,877	9,059,549	2,210,799
経常利益	(百万円)	462,748	492,625	107,412
契約者配当準備金繰入額	(百万円)	242,146	200,722	56,371
当期（親会社株主に帰属する四半期）純利益	(百万円)	62,802	81,323	22,936
包括利益又は四半期包括利益	(百万円)	91,810	457,932	41,965
純資産額	(百万円)	1,538,136	1,975,727	1,993,165
総資産額	(百万円)	87,092,800	84,915,012	84,545,168
1株当たり純資産額	(円)	2,563.56	3,292.88	-
1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	104.67	135.54	38.23
潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	1.8	2.3	-
自己資本利益率	(%)	4.2	4.6	-
株価収益率	(倍)	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△ 3,751,139	△ 2,888,489	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	4,718,522	3,448,761	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△ 23,195	△ 17,322	-
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	1,670,837	2,213,786	-
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	7,367 [3,165]	7,606 [3,122]	8,052 [3,128]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。

第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期（四半期）純利益金額を算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期（四半期）純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員数（当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」といいます。）外から当社グループへの出向者を含め、当社グループから当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数（期間雇用社員及び高齢再雇用社員を含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用実績（8時間換算）を〔 〕内に外書きで記載しております。

6. 第8期及び第9期の連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。なお、第10期第1四半期の四半期連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

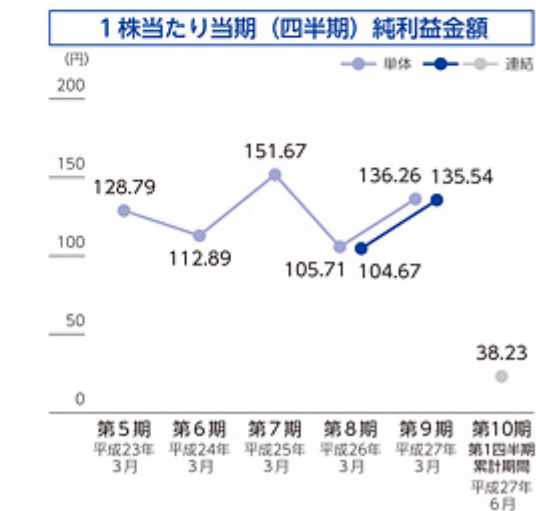
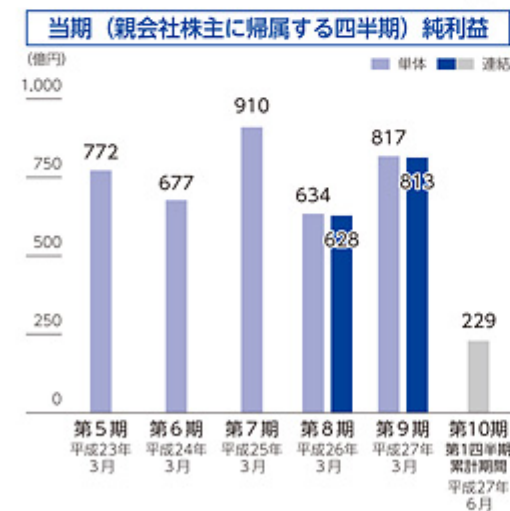
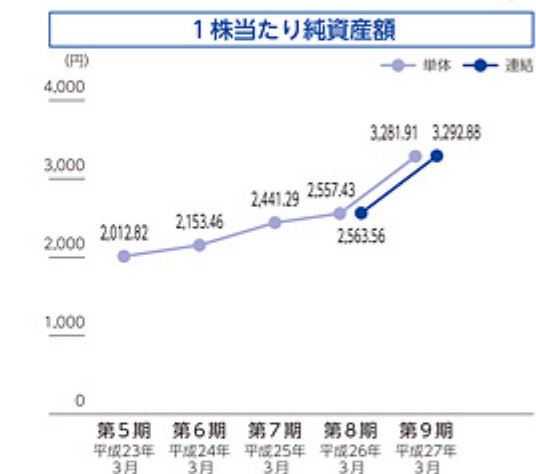
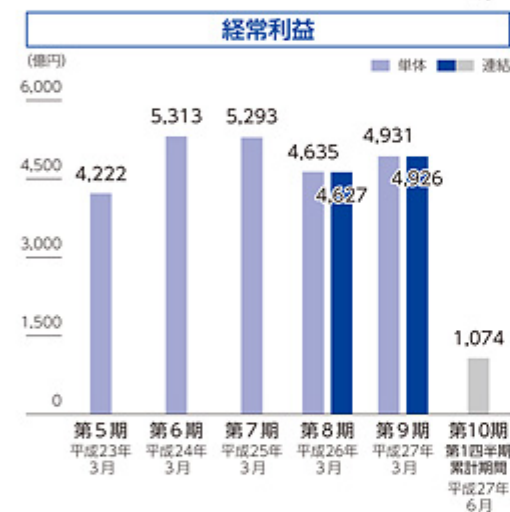
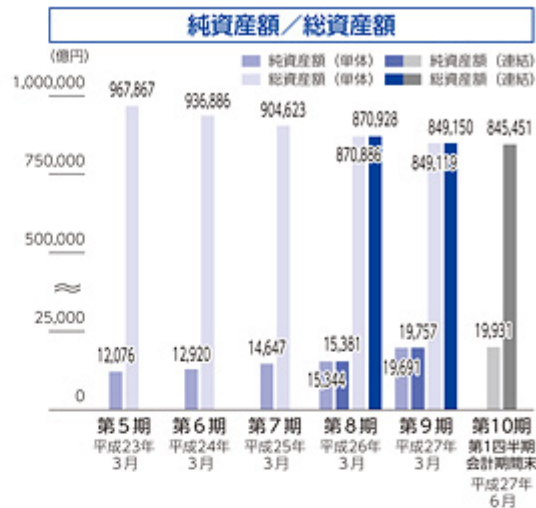
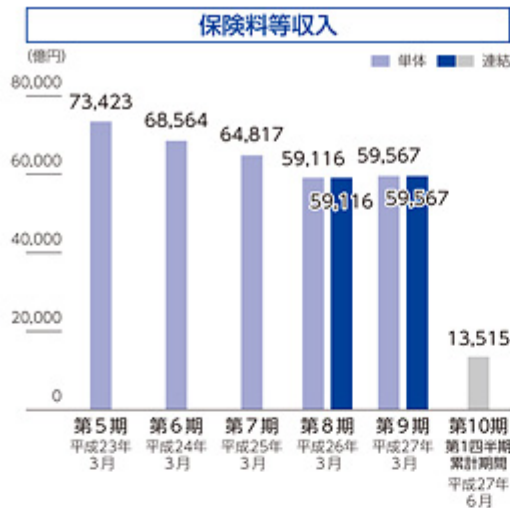
## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
保険料等収入	(百万円)	7,342,346	6,856,486	6,481,772	5,911,643	5,956,716
資産運用収益	(百万円)	1,662,800	1,631,764	1,560,789	1,540,615	1,460,745
保険金等支払金	(百万円)	12,274,910	11,338,440	10,673,000	10,160,877	9,059,549
基礎利益	(百万円)	484,474	571,631	570,007	482,052	515,417
基礎利益上の運用収支等の利回り	(%)	1.79	1.83	1.87	1.91	1.89
平均予定利率	(%)	1.95	1.91	1.88	1.84	1.80
経常利益	(百万円)	422,207	531,388	529,375	463,506	493,169
契約者配当準備金繰入額	(百万円)	311,922	271,963	307,427	242,146	200,722
当期純利益	(百万円)	77,276	67,734	91,000	63,428	81,758
資本金	(百万円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数	(千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額	(百万円)	1,207,690	1,292,077	1,464,771	1,534,457	1,969,143
総資産額	(百万円)	96,786,765	93,688,672	90,462,364	87,088,626	84,911,946
1株当たり純資産額	(円)	60,384.51	64,603.86	73,238.56	2,557.43	3,281.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	965.95 (-)	846.68 (-)	1,137.51 (-)	840.43 (-)	1,226.38 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	3,863.81	3,386.70	4,550.02	105.71	136.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	1.2	1.4	1.6	1.8	2.3
自己資本利益率	(%)	6.5	5.4	6.6	4.2	4.7
株債収益率	(%)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	25.0	25.0	25.0	26.5	30.0
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	6,815 [3,466]	6,741 [3,379]	6,789 [3,100]	6,948 [3,151]	7,153 [3,104]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。
3. 基礎利益上の運用収支等の利回りは、「(基礎利益中の運用収支－契約者配当金積立利息繰入額) / 一般勘定(経過)責任準備金」として算出しております。
- なお、特別勘定については該当ありません。
4. 一般勘定(経過)責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の算式で算出しております。  
(開始責任準備金＋期末責任準備金－予定利息) × 1/2  
また、責任準備金及び予定利息は、実際積立額基準で算出しております。
5. 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定(経過)責任準備金に対する利回りのことであります。
6. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は600,000,000株となっております。
- 第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
8. 株債収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 従業員数は、就業人員数(他社から当社への出向者を含め、当社から他社への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(期間雇用社員及び高齢再雇用社員を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(8時間換算)を〔 〕内に外書きで記載しております。
10. 第8期及び第9期の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第5期から第7期については当該監査を受けておりません。
11. 平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第5期、第6期及び第7期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額	(円)	2,012.82	2,153.46	2,441.29	2,557.43	3,281.91
1株当たり当期純利益金額	(円)	128.79	112.89	151.67	105.71	136.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	32.20 (-)	28.22 (-)	37.92 (-)	28.01 (-)	40.88 (-)





注：当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益金額」のグラフは、単体は第5期の期首に、連結は第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を記載しております。

## 第二部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第8期	第9期
決算年月	平成26年3月	平成27年3月
保険料等収入 (百万円)	5,911,643	5,956,716
資産運用収益 (百万円)	1,540,615	1,460,745
保険金等支払金 (百万円)	10,160,877	9,059,549
経常利益 (百万円)	462,748	492,625
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	242,146	200,722
当期純利益 (百万円)	62,802	81,323
包括利益 (百万円)	91,810	457,932
純資産額 (百万円)	1,538,136	1,975,727
総資産額 (百万円)	87,092,800	84,915,012
1株当たり純資産額 (円)	2,563.56	3,292.88
1株当たり当期純利益金額 (円)	104.67	135.54
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	1.8	2.3
自己資本利益率 (%)	4.2	4.6
株価収益率 (倍)	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	3,751,139	2,888,489
投資活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	4,718,522	3,448,761
財務活動によるキャッ シュ・フロー (百万円)	23,195	17,322
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	1,670,837	2,213,786
従業員数 (名)	7,367	7,606
[ほか、平均臨時従業員数]	[3,165]	[3,122]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。

第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 従業員数は、就業人員数(当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」といいます。))外から当社グループへの出向者を含め、当社グループから当社グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(期間雇用社員及び高齢再雇用社員を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(8時間換算)を[ ]内に外書きで記載しております。

6. 第8期及び第9期の連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月		平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
保険料等収入	(百万円)	7,342,346	6,856,486	6,481,772	5,911,643	5,956,716
資産運用収益	(百万円)	1,662,800	1,631,764	1,560,789	1,540,615	1,460,745
保険金等支払金	(百万円)	12,274,910	11,338,440	10,673,000	10,160,877	9,059,549
基礎利益	(百万円)	484,474	571,631	570,007	482,052	515,417
基礎利益上の運用収支等の利回り	(%)	1.79	1.83	1.87	1.91	1.89
平均予定利率	(%)	1.95	1.91	1.88	1.84	1.80
経常利益	(百万円)	422,207	531,388	529,375	463,506	493,169
契約者配当準備金繰入額	(百万円)	311,922	271,963	307,427	242,146	200,722
当期純利益	(百万円)	77,276	67,734	91,000	63,428	81,758
資本金	(百万円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数	(千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額	(百万円)	1,207,690	1,292,077	1,464,771	1,534,457	1,969,143
総資産額	(百万円)	96,786,765	93,688,672	90,462,364	87,088,626	84,911,946
1株当たり純資産額	(円)	60,384.51	64,603.86	73,238.56	2,557.43	3,281.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	965.95 (-)	846.68 (-)	1,137.51 (-)	840.43 (-)	1,226.38 (-)
1株当たり当期純利益金額	(円)	3,863.81	3,386.70	4,550.02	105.71	136.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	1.2	1.4	1.6	1.8	2.3
自己資本利益率	(%)	6.5	5.4	6.6	4.2	4.7
株価収益率	(倍)	-	-	-	-	-
配当性向	(%)	25.0	25.0	25.0	26.5	30.0
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数]	(名)	6,815 [3,466]	6,741 [3,379]	6,789 [3,100]	6,948 [3,151]	7,153 [3,104]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。

3. 基礎利益上の運用収支等の利回りは、「(基礎利益中の運用収支 - 契約者配当金積立利息繰入額) / 一般勘定(経過)責任準備金」として算出しております。

なお、特別勘定については該当ありません。

4. 一般勘定(経過)責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の算式で算出しております。

$$(\text{期初責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1 / 2$$

また、責任準備金及び予定利息は、実際積立額基準で算出しております。

5. 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定(経過)責任準備金に対する利回りのことであります。

6. 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行い、発行済株式総数は600,000,000株となっております。

第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
8. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
9. 従業員数は、就業人員数（他社から当社への出向者を含め、当社から他社への出向者を除く。）であり、臨時従業員数（期間雇用社員及び高齢再雇用社員を含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用実績（8時間換算）を〔 〕内に外書きで記載しております。
10. 第8期及び第9期の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりますが、第5期から第7期については当該監査を受けておりません。
11. 平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。  
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（ の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。  
 なお、第5期、第6期及び第7期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
1株当たり純資産額（円）	2,012.82	2,153.46	2,441.29	2,557.43	3,281.91
1株当たり当期純利益金額（円）	128.79	112.89	151.67	105.71	136.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額（円）	-	-	-	-	-
1株当たり配当額（円）	32.20	28.22	37.92	28.01	40.88
（うち1株当たり中間配当額）	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)

## 2【沿革】

当社は、平成17年10月に成立した郵政民営化法に基づき、平成18年9月1日に「株式会社かんぼ」として設立され、平成19年9月30日までの間、生命保険会社として営業を開始するための準備を行ってまいりました。同年10月1日に、生命保険業の開始に伴い、商号を「株式会社かんぼ生命保険」に変更し、同日以降は、生命保険業及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「管理機構」といいます。）の委託を受けて行う簡易生命保険管理業務を行っております。

年月	沿革
平成18年9月 平成19年10月	郵政民営化法に基づき、株式会社かんぼ設立 生命保険業の開始に伴い、株式会社かんぼ生命保険に商号変更 管理機構の委託を受け、簡易生命保険管理業務を開始
平成19年12月	新規業務（運用対象の自由化）の認可取得
平成20年6月	法人向け商品の受託販売開始
平成20年7月	「かんぼ生命 入院特約 その日から」販売開始
平成21年7月	奈良支店及び和歌山支店の開設により、全都道府県に支店を設置
平成23年10月	かんぼシステムソリューションズ株式会社（現 連結子会社）を子会社化
平成26年4月 平成26年7月	学資保険「はじめのかんぼ」販売開始 アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス（以下「アフラック」といいます。）のがん保険の受託販売等の取扱開始

### （参考）簡易生命保険の沿革

年月	沿革
大正5年10月	逓信省において、簡易生命保険事業創業
大正15年10月	逓信省において、郵便年金事業創業
昭和24年6月	郵政省発足
平成13年1月	省庁再編に伴い、郵政事業庁発足
平成15年4月	日本郵政公社発足



（参考）当社の設立経緯等

（1）設立経緯

明治18年に設立され、郵便事業、郵便為替事業及び郵便貯金事業を行っていた通信省において、大正5年に簡易生命保険事業、大正15年に郵便年金事業が創業されました。その後、昭和24年に郵政省が設立され、郵政事業は通信省から郵政省に引き継がれました。

平成13年1月、郵政省は自治省及び総務庁との統合により発足した総務省及び郵政事業の実施に関する機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後に、平成14年7月に郵政公社化関連4法が公布され、平成15年4月に日本郵政公社（以下「公社」といいます。）が発足することとなりました。

平成16年9月、公社の4機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険）をそれぞれ株式会社として独立させること、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定され、平成17年10月に郵政民営化関連6法が成立いたしました。

これに伴い、平成18年9月に、民営化後の業務を準備する会社「株式会社かんぽ」として、当社が設立されました。

平成19年10月、郵政民営化（郵政民営化関連6法の施行）に伴い公社が解散すると、その業務その他の機能並びに権利及び義務は、5つの承継会社（日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社）及び管理機構に引き継がれました。これにより、5つの承継会社を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。

同時に、当社は「株式会社かんぽ」から「株式会社かんぽ生命保険」に商号を変更し、生命保険業を開始いたしました。

（2）承継に関する計画

郵政民営化法第161条及び第163条では、公社の業務の適正かつ円滑な承継を図るため、内閣総理大臣及び総務大臣が「日本郵政公社の業務等の承継に関する基本計画」（以下「基本計画」といいます。）を作成し、また、日本郵政株式会社が「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画」（以下「実施計画」といいます。）を作成することが定められていることから、平成18年1月25日に基本計画、平成19年9月10日に実施計画が作成され、郵政民営化に伴う業務等の承継はこれらの計画に基づいて実施されました。

基本計画及び実施計画においては、公社から承継会社及び管理機構に対して引き継ぐ機能の種類及び範囲が定められており、当社には保険業法第97条の規定により行う業務及び後述する管理機構の委託を受けて行う簡易生命保険管理業務が引き継がれました。

このほか、基本計画及び実施計画では、承継会社が承継する資産、債務その他の権利及び義務や、業務等の適正かつ円滑な承継に関する事項、並びに移行期間中の特例に関する事項等が定められております。

（3）当社と管理機構の関係

郵政民営化に伴い、簡易生命保険法は廃止されましたが、民営化前に効力が生じた簡易生命保険契約に基づく権利・義務は公社から管理機構へ承継されました。

管理機構は、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、郵政民営化に資することを目的として設立され、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法に基づき業務を行っております。当社と管理機構との間の契約については、「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

（4）当社と日本郵便株式会社の関係

郵政民営化法において、当社の生命保険業免許に付された条件として、当社が郵政民営化法上の特例規制を受けている間、業務の健全、適切かつ安定的な運営を維持するための基盤となる生命保険募集人への継続的な業務の委託を行う旨が定められております。これを受けて、当社は日本郵便株式会社（平成24年10月1日、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行により、郵便事業株式会社と郵便局株式会社は、郵便局株式会社を存続会社として合併し、日本郵便株式会社となりました。）との間で生命保険募集・契約維持管理業務委託契約を締結し、日本郵便株式会社が全国的に展開している郵便局及び簡易郵便局の渉外社員及び窓口（これら郵便局等により構築されるネットワークを、以下「郵便局ネットワーク」といいます。）を主要な販売チャネル（平成27年6月末：生命保険募集を行う郵便局20,074局、当社と生命保険募集委託契約を締結している簡易郵便局623局）としております。

また、当社が管理機構から委託を受け実施する簡易生命保険管理業務については、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法により、当社が日本郵便株式会社に再委託することが、管理機構から当社に対する簡易生命保険管理業務の委託に係る契約の認可基準とされております。これを受けて当社は、同社との間で簡易生命保険管理業務再委託契約を締結し、簡易生命保険に係る保険料等の受領、保険金等の支払等の業務を再委託しております。

#### (5) 郵政民営化法及び日本郵便株式会社法の改正

平成24年10月1日に施行された郵政民営化法の改正により、郵便事業株式会社と郵便局株式会社が合併され、日本郵政グループは5社体制から4社体制へと再編されました。また、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社においては、それまで郵便のサービスについて定められていたユニバーサルサービス義務の範囲が拡大され、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡易な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持することが義務づけられました（かかる義務に基づき郵便局ネットワークを通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」といいます。）。同時に、日本郵便株式会社法において、保険窓口業務が健全、適切かつ安定的に運営されるための契約の締結が、日本郵便株式会社の業務の範囲として定められ、改正後の郵政民営化法により、その契約の当初の相手方は当社であることが定められました。これを受けて、当社と日本郵便株式会社との間で、日本郵便株式会社が当社の保険契約に係る保険窓口業務を行うことを内容とした保険窓口業務契約を締結するとともに、郵政民営化法の改正に係る国会審議を踏まえ、日本郵便株式会社による保険のユニバーサルサービスの安定的な提供に資するため、当該契約を締結する旨を当社の定款に規定いたしました。当該契約は、ユニバーサルサービス義務が課せられた保険窓口業務の具体的な内容として、当社の普通終身保険、特別終身保険、普通養老保険及び特別養老保険に係る保険募集並びに保険金支払請求の受理を郵便局において実施することを定めております。

#### (6) 日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社の上場

平成23年に施行された復興財源確保法（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法）において、政府が保有する日本郵政株式会社の株式については、その売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源に充てるため、政府が保有しなければならない3分の1超にあたる部分を除き、早期に処分されることが定められており、かつ、改正後の郵政民営化法においても、同様に、日本郵政株式会社の株式については、政府が保有しなければならない3分の1超にあたる部分を除き、早期に売却することが定められております。

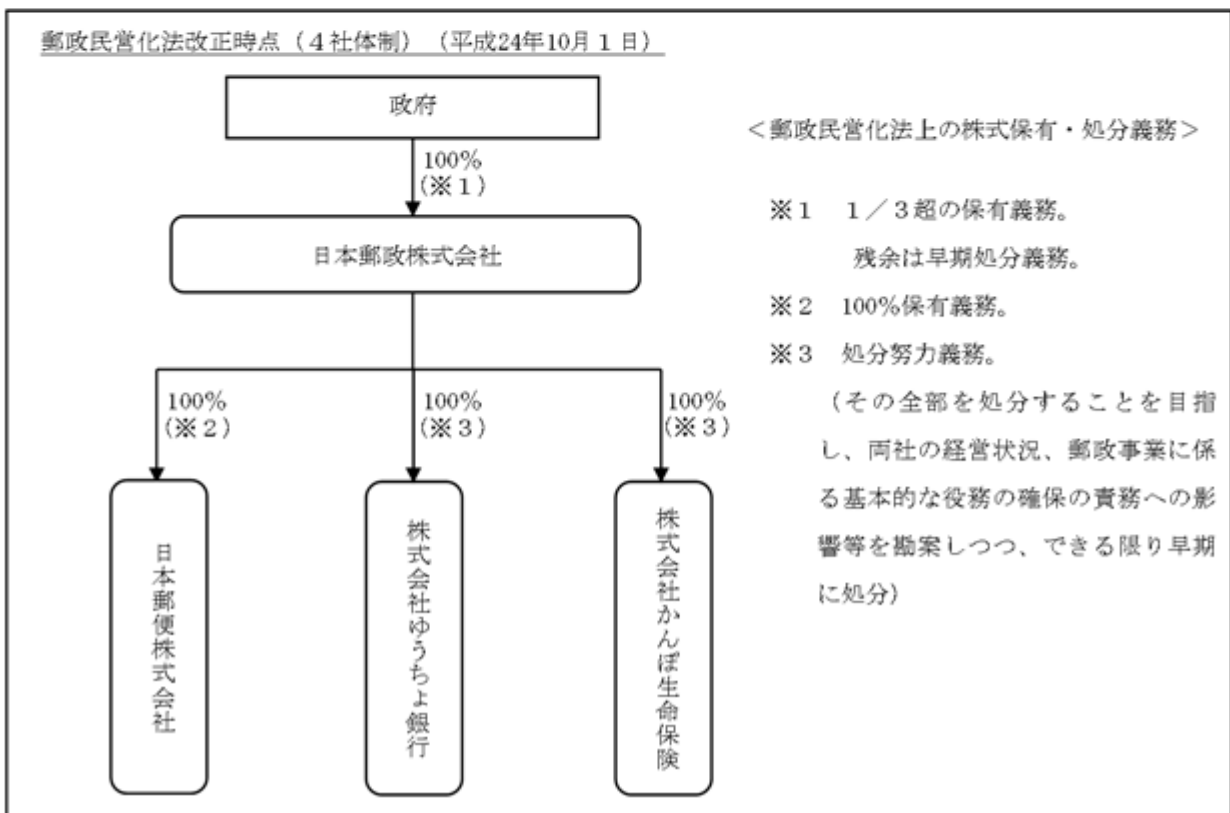
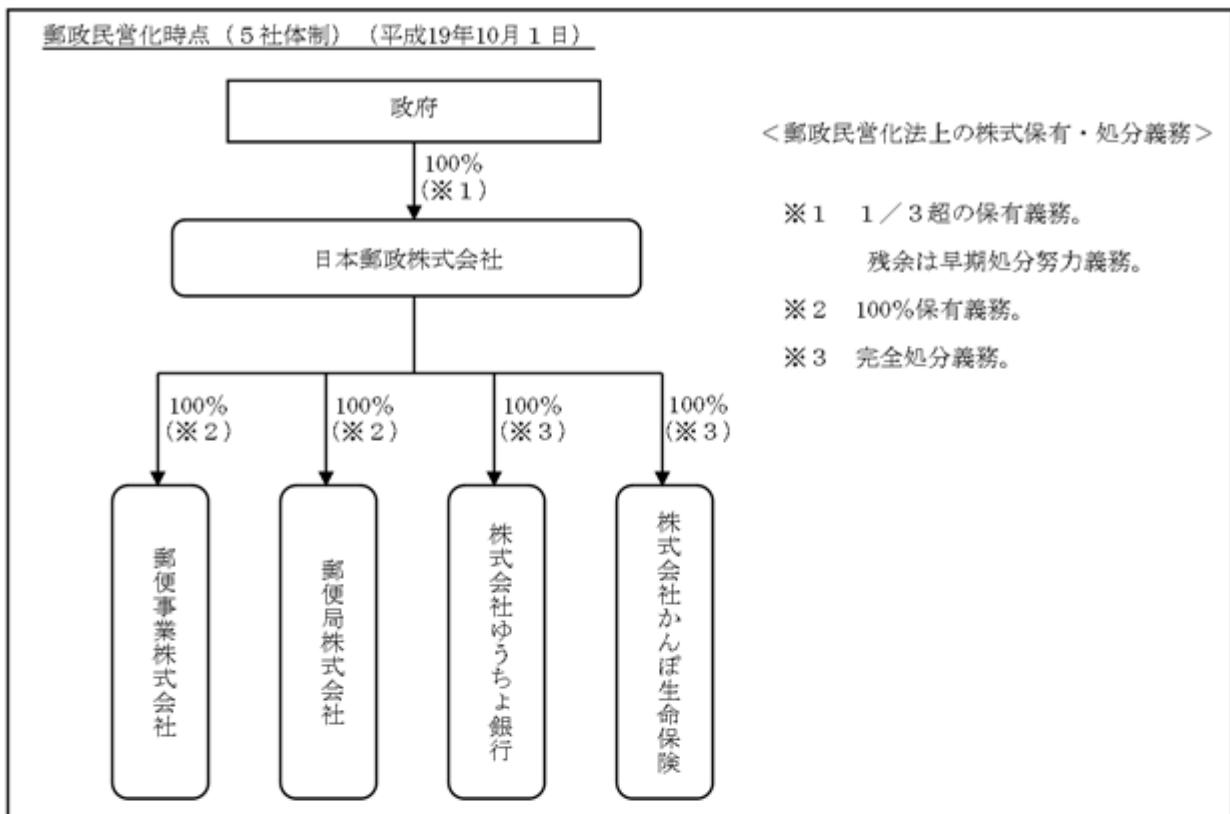
また、改正後の郵政民営化法において、日本郵政株式会社が所有する株式会社ゆうちょ銀行及び当社（以下「金融2社」といいます。）の株式については、金融2社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分することが定められております。

このような法令上の要請に加え、日本郵政株式会社が政府と検討を進めた結果、金融2社の株式についても経営の自由度確保のため早期の処分が必要であること、また、金融2社の株式価値を日本郵政株式会社の価格への透明性を持って反映させることといった観点を総合的に勘案し、3社（日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社）の上場はいずれも遅らせることなく、同時に行うことが最も望ましいという判断から、政府による日本郵政株式会社の株式の売出し・上場にあわせ、金融2社の株式についても、同時に売出し・上場を目指す方針が決定されました。

日本郵政株式会社は、ユニバーサルサービスの責務を履行しつつ、金融2社の経営の自由度の拡大、日本郵政グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく旨を公表しております。しかしながら、3社の時価総額は相当程度の規模になることが想定されるため、3社の株式を短期間で大規模に売却することは、株式市場の需給の観点からは容易ではないと考えられます。従って、同社は、金融2社の株式をいつまでに50%程度まで売却するかを明確には示せないものの、株式市場の動向等の条件が許す限り、まずは50%程度まで段階的に売却を進める予定とのことであります。当社としても、同社による株式処分が進むことにより経営の自由度が向上し、お客さまの利便性の向上、ひいては当社の企業価値の向上につながるものであるとの認識の下、早期に上場が実施できるよう準備を行ってまいりました。

## (7) 日本郵政グループの体制・資本関係等の変遷

日本郵政グループの体制・資本関係等の変遷を図示すると下記のとおりであります。



### 3【事業の内容】

当社グループは、保険業法に基づく免許・認可を得て生命保険業を営む当社を中心とした企業グループであり、当社及び連結子会社1社で構成されております。

また、当社グループは、当社の親会社である日本郵政株式会社を中心とした日本郵政グループにおける、生命保険事業セグメントを担っております。

なお、日本郵政グループは、生命保険業のほか、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業等を行っております。

当社の営む事業の主な内容は次のとおりであります。

#### (1) 生命保険業

当社は、生命保険業免許に基づき、次の～の保険引受業務及び～の資産運用業務を行っております。ただし、当社には、他の生命保険会社にはない、業務を行うにあたっての郵政民営化法による制約があります。詳細は下記「（参考）郵政民営化法による特例措置(4)～(6)」をご参照ください。

業務の種類	内訳
保険引受業務	個人保険及び財形保険（注1）
	個人年金保険及び財形年金保険（注1）
	再保険（注2）
資産運用業務	有価証券の取得
	不動産の取得
	金銭債権の取得
	金銭の貸付（コールローンを含みます。）
	有価証券の貸付
	預金又は貯金
	金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
	有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は先物外国為替取引
その他郵政民営化法第138条に定められた方法等	

（注）1．当社の提供する主な保険商品は以下のとおりであり、特約は基本契約に付加する形で加入できます。

<基本契約>

（個人保険）

養老保険（商品名：普通養老保険、特別養老保険、特定養老保険）

終身保険（商品名：定額型終身保険、2倍型終身保険、5倍型終身保険、特別終身保険）

学資保険（商品名：学資保険（H24））

（個人年金保険）

年金保険（商品名：定期年金保険）

<特約>

無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約、災害特約

2．当社と管理機構との間で再保険契約を締結し、郵政民営化法により公社から管理機構に承継された、簡易生命保険契約に基づく管理機構の保険責任のすべてを当社が受再しております。

#### (2) 他の保険会社（外国保険業者を含みます。）その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行

当社の支店では、当社の保険商品の販売に加え、次の保険会社の商品の受託販売等を行っております。

- ・アフラック
- ・エヌエヌ生命保険株式会社
- ・住友生命保険相互会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・メットライフ生命保険株式会社

なお、アフラックとの業務の代理及び事務の代行に関しては、当社がアフラックの商品の受託販売を行うことに加え、当社と同様にアフラックの商品の受託販売を行っている郵便局の従業員に対する教育・指導等を、当社がアフラックから受託し、事務の代行をしております。

(3) 管理機構から委託された簡易生命保険管理業務

当社は、郵政民営化法により公社から管理機構に承継された、簡易生命保険契約の管理業務を、管理機構から受託しております。

当社は、保険契約の維持等に関し、次の取組みを行っております。

(1) 心のこもったサービス

当社は、郵便局とともに、お客さまとのあらゆる接点で「心のこもったサービス」をお届けしています。その一環として「かんぽつながる安心活動」を通じて、ご契約者さまにお会いし、さまざまなサービスを提供することで、お客さまにより一層の満足と信頼をいただけるような取組みを行っております。

(2) かんぽプラチナライフサービス

当社は、すべてのお客さまとの接点をご高齢のお客さまの目線で改革し、「安心感」、「信頼感」に基づく「ご高齢のお客さまに優しい」サービスを提供するための取組み（かんぽプラチナライフサービス）を行っております。

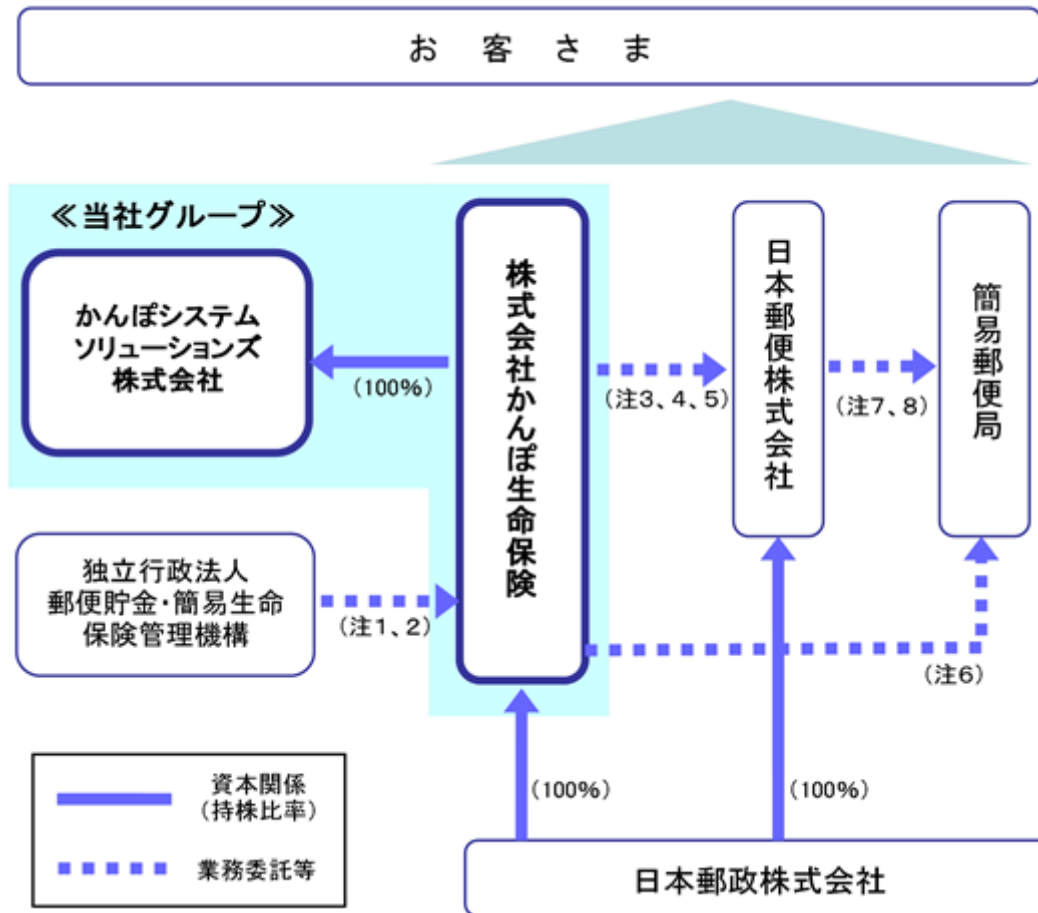
(3) CSRへの取組み

当社は、生命保険事業を営む企業として、お客さまに信頼と安心をお届けするために、「社会、地域社会への貢献の推進」、「人に優しい事業環境の整備」、「環境保全活動の推進」の3つの柱を中心とした社会貢献活動を行っております。

当社の子会社であるかんぽシステムソリューションズ株式会社は、情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託を行っております。なお、当社グループのセグメントについては、単一セグメントであるため記載を省略しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。

平成27年6月30日現在



- (注) 1. 簡易生命保険契約の保険責任のすべてを再保険。  
 2. 簡易生命保険契約の管理業務（保険料の収納、保険金の支払、契約の維持・管理、資産運用業務等）を委託。  
 3. 当社の生命保険契約の募集及び維持・管理業務を委託。  
 4. 管理機構から委託を受けた簡易生命保険契約の管理業務の一部を再委託。  
 5. 簡易郵便局に対する当社の生命保険契約に係る教育・指導・管理を委託。  
 6. 当社の生命保険契約の募集業務を委託。  
 7. 当社から委託を受けた当社の生命保険契約の維持・管理業務を再委託。  
 8. 当社から再委託を受けた簡易生命保険契約の管理業務の一部を再々委託。

（参考）郵政民営化法による特例措置

当社の事業運営は、生命保険会社として保険業法を遵守することに加え、郵政民営化法及び関係政省令を遵守して遂行する必要があります。郵政民営化法及び関係政省令の主な目的は、郵政事業の改革を通じて、国内における公正かつ自由な競争を促進し、皆さまの利便向上及び経済の活性化を目指すことに加えて、日本郵政グループ各社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じることにあります。このため、(1)に定める期間においては、新規業務を開始する場合に他の生命保険会社には課されていない追加的な手続きが求められ、また、当社が提供する商品の設計についても、他の生命保険会社には課されていない法令上の制約（以下、これらの制約等を「本特例措置」といいます。）が適用されることとなります。詳細は次のとおりであります。

(1) 本特例措置が継続する期間

本特例措置が継続する期間は、次に掲げる日のいずれか早い日までであります（郵政民営化法第134条）。

- ・日本郵政株式会社が保有している当社の株式を全部処分した日
- ・郵政民営化法第135条第1項の決定（ ）があった日

内閣総理大臣及び総務大臣は、日本郵政株式会社から総務大臣に当社の株式の2分の1以上を処分した旨の届出があり、その旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、当社と他の生命保険会社との適正な競争関係等を阻害するおそれがないと認められるときには、本特例措置を適用しないことを決定しなければなりません。内閣総理大臣及び総務大臣は、かかる決定を行うに当たっては、郵政民営化委員会の意見を聴取することとされております。

< 郵政民営化委員会とは >

郵政民営化委員会は、内閣に設置されております。主な所掌事務は次のとおりであります（郵政民営化法第18条、第19条）。

- ・3年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること
- ・郵政民営化法の各条において、内閣総理大臣及び総務大臣が郵政民営化委員会への通知を行うとされている事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に意見を述べること
- ・上記のほか、郵政民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること等

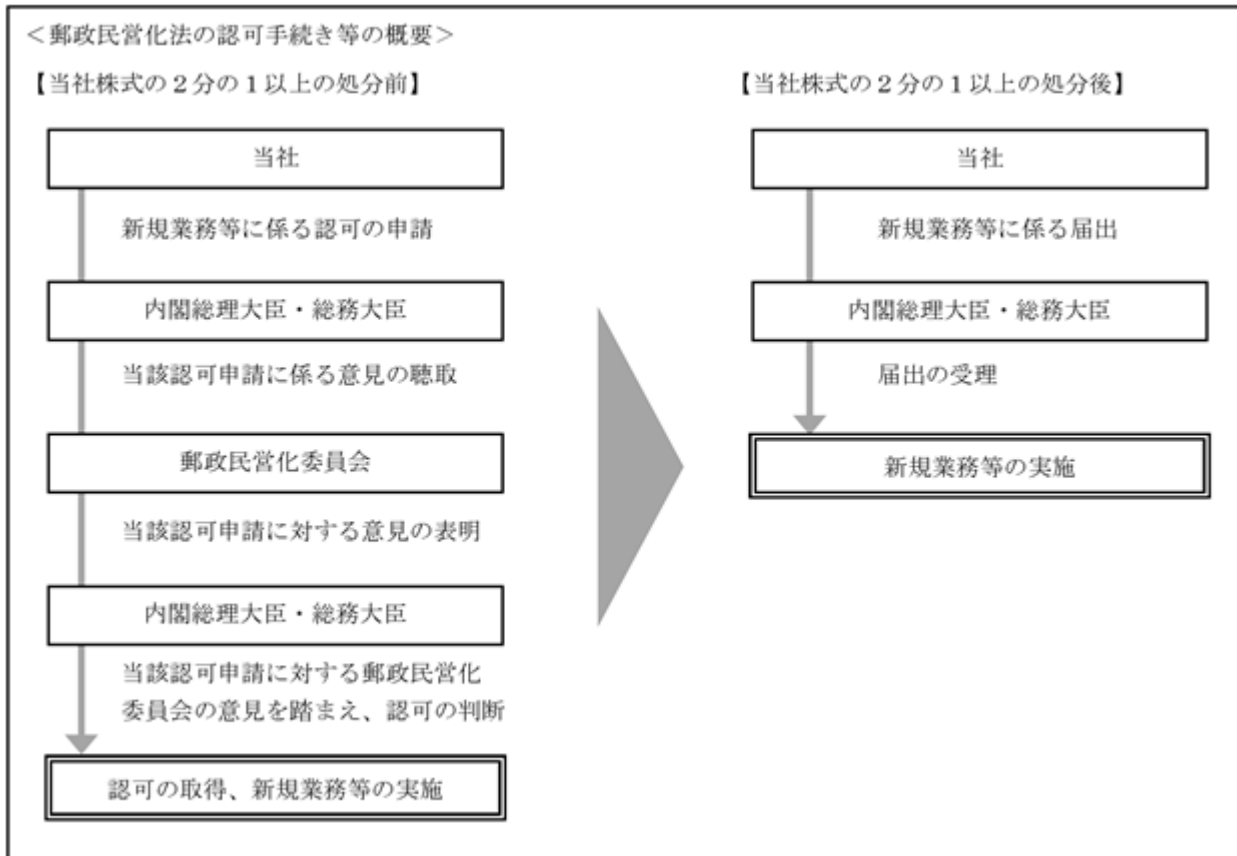
(2) 新規業務等に係る郵政民営化法の認可手続き

当社が、新規業務、新商品の開発・販売、新たな方法による資産運用を行う場合には、郵政民営化法上、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要となります。また、認可に当たっては、内閣総理大臣及び総務大臣は郵政民営化委員会の意見を聴取しなくてはならないとされております（郵政民営化法第138条）。

なお、日本郵政株式会社が当社の株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、本特例措置が終了する日まで、当該認可の手続きに代わり、新たな業務を行おうとするときは、その内容を定めて内閣総理大臣及び総務大臣に届け出るとともに、業務を行うに当たっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないとされております（郵政民営化法第138条の2）。

当社はこれまでに、他の保険会社の商品の受託販売等の新規業務、無配当疾病傷害入院特約や改定学資保険等の新商品、シンジケートローン、信託受益権の取得等による資産運用等について認可を取得しております。

新規業務、新商品、資産運用方法に係る規制の詳細は、それぞれ下記(3)～(5)をご参照ください。



### (3) 業務範囲

#### 保険業法による定め

生命保険会社が営むことのできる業務の範囲については、保険業法第97条の規定により行う業務（以下「固有業務」といいます。）として定められており、「保険の引受け」と「資産の運用」がその範囲に含まれます。また、生命保険会社は、固有業務のほか、当該業務に付随する業務（以下「付随業務」といいます。）を行うことができるとされていますが、付随業務のうち、他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行を行う場合は、内閣総理大臣の認可が必要となります（保険業法第98条）。

#### < 付随業務の例 >

- ・ 他の保険会社（外国保険業者を含む）、少額短期保険業者、船主相互保険組合その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行
- ・ 債務の保証
- ・ 国債、地方債若しくは政府保証債の引受け（売出し目的のものは除く）又はこれらの引受けに係る募集の取扱い
- ・ 金銭債権の取得又は譲渡（資産運用として行うものは除く）
- ・ デリバティブ取引（資産運用として行うものは除く）
- ・ デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理



郵政民営化法による定め

当社が付随業務を行う場合には、郵政民営化法上の認可が必要となります（郵政民営化法第138条）。  
認可手続きについては、上記(2)をご参照ください。

(4) 新商品の開発・販売

保険業法による定め

新たな商品の開発・販売に当たり、生命保険業免許の申請時に添付書類として提出した事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書の内容に変更が必要となる場合には、内閣総理大臣の認可が必要となります（保険業法第3条、第123条）。

郵政民営化法による定め

当社が事業を承継した公社が旧簡易生命保険法の定めにより平成18年6月30日現在において引受けを行っていた以下の保険種類以外の保険について、当社が引受けを行う場合には、郵政民営化法上の認可が必要となります。

また、以下の保険種類であっても、公社が引受けを行っていた商品と、契約者配当の有無等、一定の差異のある保険について、当社が引受けを行う場合には、郵政民営化法上の認可が必要となります（郵政民営化法第138条）。

認可手続きについては、上記(2)をご参照ください。

< 公社が引受けを行っていた保険種類 >

- ・ 終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険
- ・ 終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険
- ・ 次の二つの保険を一体として提供する保険
  - 終身保険及び終身年金保険で被保険者を同じくするもの
  - 終身保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの
  - 養老保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの
  - 家族保険及び夫婦年金保険で主たる被保険者及び配偶者たる被保険者を同じくするもの
- ・ 特約

(5) 新たな資産運用の方法

保険業法による定め

生命保険会社の資産運用は、以下の方法によらなければならないとされており（保険業法第97条、保険業法施行規則第47条）。

- ・ 有価証券、不動産、金銭債権、短期社債等、金地金の取得
- ・ 金銭、有価証券の貸付け
- ・ 民法第667条第1項に規定する組合契約又は商法第535条に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・ 預金又は貯金
- ・ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・ 金融商品取引法第2条第20項、第28条第8項第6号、保険業法第98条第1項第8号に規定するデリバティブ取引
- ・ 先物外国為替取引
- ・ 上記に掲げる方法に準ずる方法

郵政民営化法による定め

当社が以下に掲げる方法以外の方法により資産を運用しようとするときには、郵政民営化法上の認可が必要となります（郵政民営化法第138条）。

認可手続きについては、上記(2)をご参照ください。

< 認可手続きが不要な資産運用 >

- ・ 保険契約者に対する資金の貸付け
- ・ 地方公共団体に対する資金の貸付け
- ・ コール資金の貸付け
- ・ 日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社に対する資金の貸付け
- ・ 管理機構に対する資金の貸付け
- ・ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第16条に定める次の方法  
国債証券、地方債証券、政府保証債、社債券、外国債、不動産の取得（投資の目的をもって取得するものを除く）、金融機関への預金、先物外国為替取引等

## (6) 引受け可能な保険金額等の制約

郵政民営化法上、被保険者一人につき当社が引受け可能な保険金額等の上限値が定められております。また、この上限金額については、簡易生命保険契約の被保険者一人当たりの保険金額等との合算での上限値であります（郵政民営化法第137条及び郵政民営化法施行令第6条から第8条）。

商品種類等ごとの上限値は、次のとおりであります。

## 財形貯蓄保険及び年金保険以外の保険

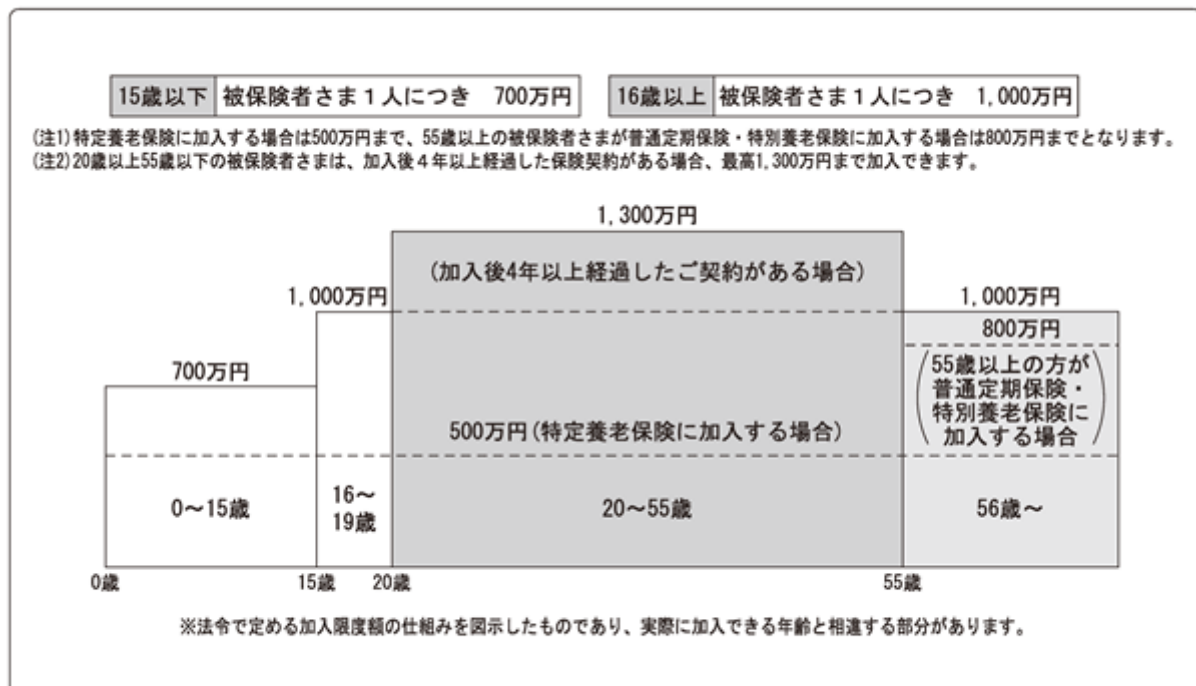
財形貯蓄保険及び年金保険を除く保険契約（終身保険、定期保険、養老保険、家族保険）については、保険金額に関して、以下の上限値が定められております。

- ・被保険者が満15歳以下の場合・・・被保険者一人当たり：700万円
- ・被保険者が満16歳以上の場合・・・被保険者一人当たり：1,000万円

- （注）1．被保険者が20歳以上55歳以下の場合で、加入後4年以上経過した契約がある場合には、当該契約の保険金額のうち、300万円までは上記上限値には含みません。
- 2．特定養老保険（保険契約加入後早期に病気で死亡した場合等の保険金額を低く設定した養老保険）については、年齢に関わらず、被保険者一人当たり500万円が上限となっております。
- 3．被保険者が満55歳以上の場合は、定期保険及び特別養老保険（死亡保険金額を満期保険金額の2倍、5倍又は10倍とする養老保険）については、被保険者一人当たり800万円が上限となっております。

<当社が引受け可能な保険金額の上限値の概要>

## ■ 保険（基本契約）の加入限度額



※上記の法令で定める加入限度額以外にも、満15歳未満の被保険者さまがご加入いただける保険金額など、被保険者さまの年齢や保険種類によって、ご加入いただける保険金額に一定の制限があります。

#### 財形貯蓄保険

財形貯蓄保険（勤労者財産形成促進法第6条第1項第2号及び第4項第2号に規定する契約に係る保険業法第3条第4項第1号に掲げる保険）については、払込保険料の総額に関して、以下の上限値が定められています。

被保険者一人当たり：550万円

#### 年金保険

年金保険については、年金の年額に関して、以下の上限値が定められています。

被保険者一人当たり：年額 90万円

- (注) 1. 過去に販売していた年金保険の中には、年金の支払い開始の2年目以降から年金額が逡増する種類がありますが、この逡増額は上記上限値に含まれません。
2. 過去に販売していた年金保険の中には、契約者配当金を年金の支払い時に積み増ししてお支払いする種類がありますが、この積み増す額は上記上限値に含まれません。
3. 過去に販売していた年金保険の中には、夫婦である2名が被保険者となる種類の年金保険がありますが、この場合、主たる被保険者と従たる被保険者が定められることになっており、従たる被保険者となった方の加入額は、上記上限値に含まれません。

#### 特約

特約については、それぞれの事由において、保険金額に関して、以下の上限値が定められています。

- a. 疾病にかかったこと、傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態、傷害を受けたことを直接の原因とする死亡及びこれらに類するものに対する保障・・・被保険者一人当たり：合計1,000万円
- b. 上記に掲げるものに関し、治療を受けたことに対する保障・・・被保険者一人当たり：1,000万円

(注) 特約の保険金額は、当該特約を付加する基本契約の保険金額の範囲内が限度となります。

#### (7) 子会社の保有に関する特例

##### 保険業法による定め

生命保険会社が子会社として保有できる会社は、保険業法により、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、銀行等、特定の業を営む会社に限定されています。

また、保有が認められている会社を子会社とする場合は、内閣総理大臣の認可又は内閣総理大臣への届出が必要となります（保険業法第106条、第127条）。

##### 郵政民営化法による定め

郵政民営化法において、当社は、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、保険業を行う外国の会社を子会社としてはならないと定められています（郵政民営化法第139条）。

また、保有が認められている会社を子会社とする場合、郵政民営化法上の認可又は届出が必要となります（郵政民営化法第139条、第149条）。

なお、当社が、子会社化することが禁じられている業種の会社に対して、子会社化に至らない議決権割合で出資する場合であっても、監督官庁からの監督上の措置（郵政民営化法第147条）により、当該出資が制限される可能性があります。

(8) 事業再編等に関する特例

保険業法による定め

生命保険会社が以下の行為を行う場合、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております（保険業法第139条、第142条、第167条、第173条の6）。

- ・ 保険契約の移転
- ・ 事業の譲渡又は譲受け
- ・ 合併
- ・ 会社分割

郵政民営化法による定め

郵政民営化法上、当社が以下の行為を行う場合、郵政民営化法上の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております（郵政民営化法第141条）。

- ・ 保険業法第135条に規定する保険契約の移転
- ・ 当社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- ・ 当社を当事者とする合併
- ・ 当社を当事者とする会社分割

ただし、以下の場合には、認可を受けられないこととされております。

- ・ 保険契約の移転について、移転先会社が日本郵政株式会社又は当社の子会社であるとき
- ・ 事業の譲渡又は譲受けについて、保険の引受けに係る事業の全部の譲渡であるとき、及び保険の引受けに係る事業の譲受けであるとき
- ・ 合併について、合併により当社が消滅するとき、及び合併の相手方が保険会社であるとき
- ・ 会社分割について、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社に保険契約を承継させるものであり、かつ、吸収分割承継会社等が日本郵政株式会社又は当社の子会社となるとき

(9) 近時の動向

平成27年6月及び7月に、与党（自由民主党、公明党）は、加入限度額の引上げ等の提言を政府に対して行いました。当該提言においては、企業価値向上に向けた取組みとして、他の生命保険会社との協調による再保険の引受けに取り組むことが挙げられております。

同年7月、郵政民営化委員会は、内閣府特命担当大臣（金融担当）及び総務大臣から「昨今の状況変化を踏まえた今後の郵政民営化の推進の在り方について改めて調査審議を行うこと」を要請され、現在、同委員会において調査審議中です。なお、本書提出日現在、当該調査審議の結果を踏まえた具体的対応等については明らかではありません。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務提携
(親会社)  日本郵政株式会社	東京都 千代田 区	3,500,000	持株会社	被所有 100.0	3名	グループ 協定の締 結、シス テムサー ビス提供 契約の締 結、業務 委託契約 の締結等	不動産賃 貸借関係	
(連結子会社)  かんぼシステムソ リューションズ株 式会社	東京都 品川区	60	情報システム の設計、開 発、保守及び 運用業務の受 託	100.0	3名	業務委託 契約の締 結、経営 管理契約 の締結	不動産賃 貸借関係	

(注) 上記関係会社のうち、有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

ただし、日本郵政株式会社は、普通株式について、平成27年11月4日に東京証券取引所への上場を予定しております。

## 5【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

平成27年6月30日現在

会社名	従業員数（名）
提出会社	7,552 [ 3,109 ]
かんぽシステムソリューションズ株式会社	500 [ 19 ]
合計	8,052 [ 3,128 ]

- (注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別に代えて会社別の記載をしております。
2. 従業員数は、就業人員数（当社グループ外から当社グループへの出向者を含め、当社グループから当社グループ外への出向者を除く。）であり、臨時従業員数（期間雇用社員及び高齢再雇用社員を含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用実績（8時間換算）を [ ] 内に外書きで記載しております。

## (2) 提出会社の状況

平成27年6月30日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
内務職員：6,410 営業職員：1,142 [ 3,109 ]	内務職員：37.4 営業職員：38.6	内務職員：14.1 営業職員：14.9	内務職員：5,931 営業職員：7,309

- (注) 1. 当社は、単一セグメント、単一事業部門であるため、内務職員・営業職員別の記載をしております。
2. 従業員数は、就業人員数（他社から当社への出向者を含め、当社から他社への出向者を除く。）であり、臨時従業員数（期間雇用社員及び高齢再雇用社員を含み、派遣社員を除く。）は、年間の平均雇用実績（8時間換算）を [ ] 内に外書きで記載しております。
- なお、臨時従業員数について内務職員・営業職員の区分は行っておりません。
3. 平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁及び公社から通算した勤続年数であります。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (3) 労働組合の状況

当社には労働組合として、日本郵政グループ労働組合、郵政産業労働者ユニオンが組織されております。

また、当社の連結子会社であるかんぽシステムソリューションズ株式会社においては、JICDユニオンが組織されております。

なお、労使関係については、概ね良好であり、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

第9期連結会計年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により、個人消費を中心に落ち込みがみられましたが、日本銀行の金融緩和や原油価格下落の影響等により、後半は緩やかに持ち直しました。世界経済は一部に弱さがみられたものの、米国を中心に緩やかに回復しており、わが国の輸出も増加傾向となっております。一方、消費者物価伸び率は、円安効果の減衰や原油価格下落の影響等から低下傾向を迎えました。

このような経済動向を受けて、当連結会計年度の運用環境としては、国内長期金利（10年国債利回り）は、期初0.6%台で始まり、期末にかけて0.4%台まで低下しました。また、日経平均株価は14,000円台で始まり、期中で大きく変動する場面もみられましたが、期末にかけて19,000円台まで上昇しました。

生命保険業界におきましては、少子高齢化や単身世帯化の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまのニーズの多様化、選別志向の高まりなどに対応する販売チャネルの強化、商品の開発等により、各社間の競争が激化しております。

このような状況の中、当社は、学資保険「はじめのかんぽ」の販売開始、アフラックのがん保険の受託販売の開始等、新商品や提携商品を活用した取組みを実施いたしました。加えて、当社の主力商品である養老保険、終身保険に、医療保障ニーズに応えるための入院特約を付加した契約について、販売促進に努めました。

当社商品の販売にあたっては、お客さまから十分なご理解が得られるよう、特に、ご高齢のお客さまに保険の募集を行う場合は、ご家族等のご同席や、事後の電話確認を行うこととし、「質」と「量」の伴った営業活動の徹底を図っております。

この結果、当連結会計年度において、個人保険238万件（うち、養老保険112万件、学資保険66万件、終身保険59万件）の新契約を獲得しており、当社が事業を開始した平成19年度以降、個人保険の新契約件数は増加傾向にあります。一方、今後減少のペースは緩やかになることが予想されるものの、管理機構から受再している簡易生命保険契約（保険）は満期等により継続して減少傾向にあり、簡易生命保険契約（保険）と当社が引き受けた保険契約（個人保険）を合算した保有契約件数については、平成26年度末において3,348万件（うち、養老保険1,555万件、終身保険1,230万件、学資保険547万件）であり、減少傾向が継続しております。

また、簡易・迅速・正確な保険金等のお支払いによるお客さまサービスの向上を目的に、支払業務システム（S A T I）を導入いたしました。支払業務システム（S A T I）では、支払審査事務のベースを書類現物からデジタルデータに移行し、支払審査に係るシステム支援を充実させることにより、支払品質の更なる向上や事務処理の効率化を図っております。

加えて、より良いお客さまサービスの実現に向け、お客さまの声をもとに、ご案内書類等の記載をわかりやすい表現に改め、文字の色を変更するなどの改善、お客さまへの訪問活動などを通じ、ご契約いただいている保険の保障内容のご案内や、ご請求いただける保険金がないかをご確認いただくなどのサービスの向上に取り組みました。

また、統合的リスク管理（E R M：エンタープライズ・リスク・マネジメント）の定着に向けて、E R M態勢の高度化を進めました。

これらの結果、当連結会計年度における連結損益の状況は以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険料等収入5兆9,567億円（前期比0.8%増）、資産運用収益1兆4,607億円（同5.2%減）、その他経常収益2兆7,517億円（同27.2%減）を合計した結果、10兆1,692億円（同9.5%減）となりました。

経常費用は、保険金等支払金9兆595億円（同10.8%減）、責任準備金等繰入額14億円（同67.6%減）、資産運用費用109億円（同39.3%減）、事業費5,131億円（同0.2%減）、その他経常費用914億円（同24.0%増）を合計した結果、9兆6,766億円（同10.2%減）となりました。

この結果、経常利益は4,926億円（同6.5%増）となり、経常利益から特別損失、契約者配当準備金繰入額、法人税等合計を差し引いた当期純利益は813億円（同29.5%増）となりました。

第10期第1四半期連結累計期間（自平成27年4月1日至平成27年6月30日）

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、設備投資が堅調であった一方で、個人消費や輸出が低迷したことから、やや低調な出だしとなりました。世界経済は新興国の一部に弱さがみられたものの、先進国を中心に緩やかな回復が続いております。

このような経済動向を受けて、当第1四半期連結累計期間の運用環境としては、国内長期金利（10年国債利回り）は、0.3%台で始まった後、海外金利の上昇を受けてやや上昇し、0.4%台を中心に推移しました。また、日経平均株価は19,000円台で始まり、海外資金の流入等から上昇し、5月後半以降、20,000円台を中心に推移しました。

生命保険業界におきましては、少子高齢化や単身世帯化の進展、ライフスタイルの変化等を背景としたお客さまのニーズの多様化、選別志向の高まりなどに対応する販売チャネルの強化、商品の開発等により、各社間の競争が激化しております。

このような状況の中、当社は、すべてのお客さまとの接点をご高齢のお客さまの目線で改革し、「安心感」、「信頼感」に基づく「ご高齢のお客さまに優しい」サービスを提供するための取組みを推進しております。この取組みを、「かんぽプラチナライフサービス」とし、当社の重要な戦略の一つとして位置づけ、サービス向上を図ってまいります。具体的には、平成27年4月に、養老保険の加入年齢範囲の上限の引上げや、「ご高齢のお客さまに優しい専用コールセンター」の開設などに取り組んでおります。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間における連結損益の状況は以下のとおりとなりました。

経常収益は、保険料等収入1兆3,515億円、資産運用収益3,446億円、その他経常収益7,769億円を合計した結果、2兆4,731億円となりました。

経常費用は、保険金等支払金2兆2,107億円、責任準備金等繰入額2億円、資産運用費用24億円、事業費1,278億円、その他経常費用244億円を合計した結果、2兆3,657億円となりました。

この結果、経常利益は1,074億円となり、経常利益に特別損益を加減し、契約者配当準備金繰入額及び法人税等合計を差し引いた親会社株主に帰属する四半期純利益は229億円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

第9期連結会計年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

営業活動によるキャッシュ・フローは、満期保険金の支払が減少したこと等により、前連結会計年度と比べて8,626億円支出減の2兆8,884億円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の回収が減少したこと等により、前連結会計年度と比べて1兆2,697億円収入減の3兆4,487億円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払の減少等により、前連結会計年度と比べて58億円支出減の173億円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、期首から5,429億円増加し、2兆2,137億円となりました。



（参考）当社の保険引受及び資産運用の状況

（個人保険及び個人年金保険は、当社が管理機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。）

第9期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(1) 保有契約高明細表

区分	前事業年度末 (平成26年3月31日)		当事業年度末 (平成27年3月31日)	
	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	11,668	33,735,661	13,539	39,159,046
個人年金保険	1,194	3,443,863	1,318	3,615,908

（注）個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

(2) 新契約高明細表

区分	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	件数(千件)	金額(百万円)	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	2,233	6,559,803	2,381	7,002,593
個人年金保険	148	524,095	137	493,582

（注）個人年金保険の金額については、年金支払開始時における年金原資であります。

(3) 保有契約年換算保険料明細表

（単位：百万円）

区分	前事業年度末 (平成26年3月31日)	当事業年度末 (平成27年3月31日)
個人保険	2,192,230	2,526,861
個人年金保険	661,402	673,838
合計	2,853,633	3,200,699
うち医療保障・生前給付保障等	227,460	257,460

（注）1．年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。）。

2．医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障がいを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

## (4) 新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日)	当事業年度 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)
個人保険	439,081	457,852
個人年金保険	179,878	162,575
合計	618,960	620,427
うち医療保障・生前給付保障等	49,175	41,120

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。)

2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がいを事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(参考) 当社が管理機構から受再している簡易生命保険契約の状況

## (1) 保有契約高

区分	前事業年度末 (平成26年 3月31日)		当事業年度末 (平成27年 3月31日)	
	件数(千件)	保険金額・年金額 (百万円)	件数(千件)	保険金額・年金額 (百万円)
保険	23,196	63,358,853	19,950	54,322,353
年金保険	3,396	1,250,632	2,951	1,077,945

(注) 計数は、管理機構における公表基準によるものであります。

## (2) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度末 (平成26年 3月31日)	当事業年度末 (平成27年 3月31日)
保険	3,201,714	2,655,722
年金保険	1,174,222	1,017,318
合計	4,375,937	3,673,040
うち医療保障・生前 給付保障等	541,209	490,550

(注) 当社が管理機構から受再している簡易生命保険契約について、上記(3)に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、当社が算出した金額であります。

## (5) 一般勘定資産の構成

区分	前事業年度末 (平成26年3月31日)		当事業年度末 (平成27年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
現預金・コールローン	1,893,601	2.2	2,651,397	3.1
買現先勘定	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	2,822,188	3.2	2,720,856	3.2
買入金銭債権	107,448	0.1	449,068	0.5
商品有価証券	-	-	-	-
金銭の信託	581,627	0.7	1,434,943	1.7
有価証券	69,378,975	79.7	66,277,244	78.1
公社債	68,138,527	78.2	64,294,767	75.7
株式	984	0.0	984	0.0
外国証券	1,239,464	1.4	1,981,492	2.3
公社債	1,099,464	1.3	1,961,492	2.3
株式等	140,000	0.2	20,000	0.0
その他の証券	-	-	-	-
貸付金	11,020,585	12.7	9,977,345	11.8
保険約款貸付	54,271	0.1	74,097	0.1
一般貸付	763,298	0.9	806,259	0.9
機構貸付	10,203,015	11.7	9,096,988	10.7
不動産	75,662	0.1	112,286	0.1
うち投資用不動産	-	-	-	-
繰延税金資産	592,665	0.7	548,210	0.6
その他	616,907	0.7	741,537	0.9
貸倒引当金	1,036	0.0	943	0.0
合計	87,088,626	100.0	84,911,946	100.0
うち外貨建資産	1,128,780	1.3	2,196,349	2.6

(注) 1. 機構貸付とは、管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付であります。

2. 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

## (6) 一般勘定資産の資産別運用利回り

(単位：%)

区分	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現預金・コールローン	0.05	0.05
買現先勘定		
債券貸借取引支払保証金		
買入金銭債権	0.34	0.32
商品有価証券		
金銭の信託	3.04	3.54
有価証券	1.71	1.73
うち公社債	1.71	1.70
うち株式		
うち外国証券	1.95	2.87
貸付金	2.31	2.25
うち一般貸付	1.58	1.53
不動産		
一般勘定計	1.71	1.70
うち海外投融資	1.98	2.88

(注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益 - 資産運用費用として算出した利回りであります。

2. 一般勘定計には、有価証券信託に係る資産を含めております。

3. 海外投融資とは、外貨建資産と円貨建資産の合計であります。

第10期第1四半期累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

(1) 保有契約高明細表

区分	当第1四半期会計期間末 (平成27年6月30日)	
	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	13,973	40,418,025
個人年金保険	1,335	3,601,125

(注) 個人年金保険の金額については、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

(2) 新契約高明細表

区分	当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)	
	件数(千件)	金額(百万円)
個人保険	577	1,720,176
個人年金保険	20	72,201

(注) 個人年金保険の金額については、年金支払開始時における年金原資であります。

(3) 保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	当第1四半期会計期間末 (平成27年6月30日)
個人保険	2,613,025
個人年金保険	666,260
合計	3,279,286
うち医療保障・生前給付保障等	266,894

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります（一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。）。

2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付（入院給付、手術給付等）、生前給付保障給付（特定疾病給付、介護給付等）、保険料払込免除給付（障がい事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。）等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

## (4) 新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
個人保険	119,426
個人年金保険	33,477
合計	152,904
うち医療保障・生前給付保障等	12,622

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額。)

2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除く。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含む。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(参考) 当社が管理機構から受再している簡易生命保険契約の状況

## (1) 保有契約高

区分	当第1四半期会計期間末 (平成27年6月30日)	
	件数(千件)	保険金額・年金額 (百万円)
保険	19,178	52,168,180
年金保険	2,832	1,031,081

(注) 計数は、管理機構における公表基準によるものであります。

## (2) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	当第1四半期会計期間末 (平成27年6月30日)
保険	2,522,964
年金保険	974,335
合計	3,497,300
うち医療保障・生前給付保障等	478,648

(注) 当社が管理機構から受再している簡易生命保険契約について、上記(3)に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、当社が算出した金額であります。

## (5) 一般勘定資産の構成

区分	当第1四半期会計期間末 (平成27年6月30日)	
	金額(百万円)	構成比(%)
現預金・コールローン	1,534,051	1.8
買現先勘定	-	-
債券貸借取引支払保証金	2,712,309	3.2
買入金銭債権	259,470	0.3
商品有価証券	-	-
金銭の信託	1,615,412	1.9
有価証券	66,967,903	79.2
公社債	63,760,933	75.4
株式	984	0.0
外国証券	3,155,889	3.7
公社債	3,155,889	3.7
株式等	-	-
その他の証券	50,095	0.1
貸付金	9,949,240	11.8
保険約款貸付	78,757	0.1
一般貸付	805,771	1.0
機構貸付	9,064,711	10.7
不動産	119,543	0.1
うち投資用不動産	-	-
繰延税金資産	575,781	0.7
その他	808,593	1.0
貸倒引当金	973	0.0
合計	84,541,332	100.0
うち外貨建資産	3,395,945	4.0

(注) 1. 機構貸付とは、管理機構（簡易生命保険勘定）への貸付であります。

2. 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

生命保険事業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載しておりません。

## 3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

当社は、平成19年10月に生命保険業を開始して以来、郵便局ネットワークを主要な販売チャネルとして、シンプルで小口な商品を提供しており、現在では、保険料等収入（平成26年度：5兆9,567億円）、個人保険の保有契約年換算保険料（平成26年度末：5兆1,825億円（管理機構から受再している簡易生命保険契約と当社が引き受けた保険契約の合算）、国内生命保険会社におけるシェア24.3%（生命保険協会が公表している国内生命保険会社全社の年換算保険料と簡易生命保険契約の年換算保険料の合計のうち、上記金額が占める割合））、総資産規模（平成26年度末：84.9兆円）において、国内最大級の生命保険会社となっております。

また、当社は、その前身である通信省による簡易生命保険事業の創業から約1世紀にわたって日本国内で生命保険業を営んでおり、平成26年度末において、保険の保有契約件数約3,300万件、被保険者数約2,500万人の顧客基盤を有しております。これらの基盤は、主に家庭市場を中心に販売活動を行っている郵便局チャネルにより確立されたため、女性・中高年層に強みを持っていると考えております。具体的には、管理機構から受再している簡易生命保険契約を含めた平成26年度末の保有契約の被保険者のうち、約6割が女性となっております。また、平成26年度の新契約件数のうち、約6割の契約者が50歳代以上となっております。

当社の事業活動に対しては郵政民営化法が適用され、新商品の開発など重要な事業戦略について、他の生命保険会社がない法令上の認可等が要請されるなど、一定の制約の下に事業経営を行っておりますが、既存商品の改定やサービスの改善を通じて、継続して新契約実績を増加させ、お客さまのご支持をいただいていると考えております。

しかしながら、管理機構から受再している簡易生命保険契約の減少による保険料等収入の減少や新規契約の増加による事業費の増加等が、当社の業績及び財務状況に少なからず影響を与える状況が見込まれることから、当社は、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指す」という方針のもと、企業広告などのさまざまな活動などによりブランド価値を向上させ、当社が成長するために必要となる経営基盤を確立することを目指しております。具体的には、当社の強みをさらに強固にする商品・サービスを開発することで、管理機構から受再している簡易生命保険契約と当社が引き受けた保険契約を合算した保有契約件数全体を底打ち・反転させ、本格的な成長軌道への転換に道筋をつけていくために、以下の主要施策に取り組むこととしております。

### (1) 引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備

将来の成長戦略を描くために、競争の基盤となる事務・システムインフラへの投資を行うことで、保険契約の引受から支払まで、簡易・迅速・正確な事務手続きなどの仕組みを構築し、お客さまのご契約を管理する態勢を強化するとともに、質の高いサービスを提供いたします。

また、平成29年1月の基幹系システム更改に併せて、従来のシステム開発・運用態勢をより強化することで、システム品質・開発生産性の向上を目指してまいります。

### (2) 販売チャネルの営業力強化

日本郵便株式会社と一体となって、当社の新契約販売実績の大部分を占める郵便局チャネルの営業力を強化いたします。日本郵便株式会社の営業人材である渉外社員の増強（現行1.8万人から2万人）及び育成による生産性の向上、既にご契約いただいているお客さまへのご訪問活動の展開等による営業活動量の増加により、新契約の拡大スピードをさらに加速させるほか、ユニバーサルサービスの対象商品である養老保険・終身保険の販売強化に加え、お客さまの保障ニーズに広くお応えするために入院特約の付加率の向上を推進いたします。

当社の直営店チャネル（平成27年6月末：76支店）では、法人営業の態勢強化により、法人・職域（職場を拠点とする個人向け営業）等での販売拡大を目指してまいります。

### (3) お客さまニーズに対応した商品開発、高齢者サービス（かんぽプラチナライフサービス）の充実

貯蓄性商品の魅力向上や満期代替手続の利便性向上を図るほか、高齢者の方でも保険にご加入いただけるように、養老保険・終身保険の加入年齢を引き上げるなど、お客さまニーズに対応した商品・サービスを開発することにより、お客さまの利便性向上に貢献するとともに、新契約の拡大につなげてまいります。

また、当社の強みであり、今後も拡大が予測される高齢者マーケットにおいて、「高齢者にやさしいビジネスモデル」を構築し、高齢者に対して質の高いサービスを提供できるよう、すべてのお客さま接点を高齢者の目線で見直す改革を推進してまいります。



(4) 運用収益力の向上

資産運用につきましては、資産と負債のマッチングを推進するとともに、許容可能な範囲で資産運用リスクを取り、運用資産の多様化を進めることにより、収益性の向上を目指してまいります。

当社のE E V（ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー）は、平成27年3月末において35,013億円となっており、E V（エンベディッド・バリュー）の成長率を示すR o E V（リターン・オン・エンベディッド・バリュー）の平成24年度から平成26年度における過去3年平均（年平均成長率にて算出）は8.4%、経済前提を一定（E Vの変動要因から「経済前提と実績の差異」を除いた値）とした場合の同期間の過去3年平均は9.2%となっております。

当社は、統合的リスク管理の定着により、財務の健全性の維持と資本効率の向上を図りつつ、安定的かつ持続的な利益、企業価値の向上を目指しております。

E E V及びE Vについては、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（参考2）当社のE V」をご参照ください。

(5) 内部管理態勢の強化、人材育成の強化

経営の根幹である募集品質の確保・コンプライアンスの徹底を図るとともに、「お客様の声」を経営に活かす取組みを推進し、リスク管理の強化を図ることで、内部管理態勢を強化いたします。

また、会社業務の中核となり競争力の源泉となる優れた人材を育成するとともに、多様な人材が働きやすい職場環境の創出（ダイバーシティ・マネジメントの推進）を行い、従業員一人ひとりが会社とともに成長することを目指してまいります。

また、経営基盤の確立のため、平成27年度から平成29年度までに総額約2,000億円の投資を計画しており、主な内訳は、基幹系システムの更改に600億円、引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備に500億円、支店・サービスセンターの改修工事等に460億円等であります。

当社は、上記の主要施策を着実に実行しつつ、高齢化先進国である日本の将来を見据えて、高齢者にやさしい・温かいビジネスモデルを追求してまいります。高齢者に安心してご契約いただくためのサービス推進に加えて、将来的に医療費等の自己負担の増加が見込まれる中、公的社会保障を補完する商品・サービスを開発するとともに、当社の保有契約から生まれるビッグデータを戦略的に活用することで、安定性と革新性を備えた強固なビジネスモデルの構築、企業価値の持続的な向上を目指してまいります。

## 4【事業等のリスク】

当社グループの事業内容、経営成績、財政状態等に関する事項のうち投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主なリスクを例示しておりますが、これらに限定されるものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 日本郵便株式会社との関係に関するリスク

#### ユニバーサルサービスの提供に関するリスク

日本郵便株式会社は、郵政民営化法上のユニバーサルサービスにかかる規定を遵守するため、当社と生命保険募集・契約維持管理業務委託契約及び保険窓口業務契約を締結して当社の保険代理業務を受託し、全国の各郵便局において、当社の商品及びサービスを提供しております（かかる契約の詳細については「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。）。特に、保険窓口業務契約は、期間の定めのない契約であり、本契約に定める特段の事情がない限り当社から一方的に解除することはできないこととされております。また当社の定款上、当社は日本郵便株式会社との間で、保険窓口業務契約を締結する旨の規定が存在し、当該契約を終了させる場合には当社の定款変更が必要となります。したがって、当社が日本郵便株式会社との間の保険窓口業務契約を終了させるには、これらの手続等を充足する必要があります。

このように、当社が、ユニバーサルサービスの提供義務を負う日本郵便株式会社との間で、解除することが困難な保険窓口業務契約を締結することで、日本郵便株式会社がユニバーサルサービスを提供する上での関連保険会社としての地位を維持する契約上の義務を負うため、当社の柔軟な事業展開が困難となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 日本郵便株式会社への委託手数料等に関するリスク

当社は、日本郵便株式会社と締結している生命保険募集・契約維持管理業務委託契約、保険窓口業務契約等（以下「業務委託契約等」といいます。）及び代理店手数料規程等に基づき、日本郵便株式会社に対して委託手数料を支払っておりますが、その一部は、日本郵便株式会社が当社に提供する業務に必要な経費単価に郵便局数等乗じて算定するものや、新契約の獲得により加算されるものがあります（委託手数料の詳細及び金額については、「5 経営上の重要な契約等（参考）日本郵便株式会社に支払う委託手数料」をご参照ください。）。このように、当社が日本郵便株式会社に支払う委託手数料は、日本郵便株式会社において当社からの委託業務に基づき発生する費用に応じて増加する可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、委託手数料の他にも、当社は、委託元会社として生命保険の募集及び業務に係る品質を確保する責任があるため、代理店である郵便局において使用されるITシステムの導入、維持及び管理に係る費用の一部を負担し、また、当社の業務を行う日本郵便株式会社の従業員の指導、教育等の費用の一部を負担しております。

#### 郵便局ネットワークへの依存に関するリスク

当社の商品及びサービスの提供は、郵便局ネットワークに大きく依存しております。当社は、日本郵便株式会社との間で業務委託契約等を、各簡易郵便局との間で生命保険募集委託契約をそれぞれ締結し、これらの契約に基づき、当社は商品及びサービスの供給、日本郵便株式会社は商品及びサービスの提供をそれぞれ担うというビジネスモデルを構築しており、平成27年3月期の新契約保険料の約90%が郵便局ネットワークにおいて獲得されたものであります。

したがって、コミュニケーション手段の多様化等に伴って郵便サービス及び郵便局の利用者数又は利用頻度が減少し、当社の商品販売のチャネルとしての郵便局ネットワークの魅力が損なわれ、郵便局ネットワークに代替する販売チャネルを確保できない場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵便株式会社において取り扱う当社の商品・サービスの割合が減少した場合、当社の商品・サービスを取り扱う代理店の数が減少した場合及び業務委託契約等の条件が当社にとって不利に変更された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社の商品及びサービスの提供の大部分は、業務委託先である日本郵便株式会社の従業員により行われているため、日本郵便株式会社が優秀な人材を確保できない場合や、当社による日本郵便株式会社の従業員の保険業務に関する教育が十分でない場合等においては、当社の商品及びサービスの提供が期待どおりに行われな可能性があり、また、当社が新しい商品及びサービスを提供しようとする場合は、当該新商品等に関する十分な知識等を有する当社従業員又は日本郵便株式会社の従業員が必要となりますが、そのような従業員を確保又は教育できない場合は、当社の新商品等の販売が想定どおりに行われな可能性もあります。これらの結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、日本郵便株式会社では、当社の商品以外にも、他の生命保険会社の生命保険や変額年金保険、損害保険会社の損害保険の受託販売を行っております。日本郵便株式会社が人材その他の資源を他社の商品等の販売に充

てた場合や、日本郵便株式会社において取り扱われる他社の商品等の割合が当社の商品等に比べて著しく増大した場合は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

上記のとおり、日本郵便株式会社が当社との間で締結している生命保険募集・契約維持管理業務委託契約は、当社の主要な事業活動の前提となっております。当該契約は期限の定めのない契約ですが、日本郵便株式会社が当該契約を解除しようとする場合、6カ月前の書面による通知により解除について協議を申し入れた上で、解除することが可能であります。本書提出日現在において、当該契約の解除に係る申入れ等、契約の存続に支障を来す要因は発生していませんが、当該要因が発生した場合には当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 事業環境等に関するリスク

### 経済環境の変動に伴うリスク

当社グループが行う事業は、その収益の多くが日本国内において生み出されるものであるため、国内の景気や世帯収入の動向などが、当社グループの行う事業に影響を及ぼす可能性があります。近年は、政府の各種経済対策や日本銀行の金融緩和による景気の緩やかな回復基調が見られる一方、物価上昇や消費税の増税など世帯収入への影響が懸念されております。また、長期にわたる少子化の影響を受け、国内の総人口及び労働人口の継続的な減少も予測されております。このような経済情勢等の動向は当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 競合他社との競争に関するリスク

当社は、日本の生命保険市場において、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、国内の大手金融機関、各種協同組合等との激しい競争に直面しております。近年は、特に、参入規制の緩和や販売チャネルの多様化などにより、保険料水準や商品内容・ラインナップ等に関して、当社より優位に立っている会社もあります。また、統合や再編等により競争力を強化したり、当社よりも魅力的な金融商品を開発したりすることによって、今後より高い競争力を備える可能性があります。当社が業務範囲を拡大した場合や、規制緩和や新規参入等に伴う市場構造の変化が生じた場合には、現時点では競合関係のない会社との競合関係が新たに生じる可能性もあります。当社が規制緩和や新規参入等に伴う市場構造の変化に対応できない場合や、当社が競合他社に対して優位に立てない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 商品の集中に関するリスク

当社の取り扱う商品は、個人向け生命保険に集中しております。個人向け生命保険については、国内の雇用水準及び家計所得水準、代替商品であるその他の金融商品に対する相対的魅力、保険会社の財務健全性、社会的信用に対する一般的な認識、出生率及び高齢化等日本の人口構成に影響を与える長期的な人口動態等の要因が、新規契約数や既存契約の解約率に影響を与え、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 日本の人口動態に関するリスク

昭和40年代半ば以降、日本の出生率は総じて徐々に低下する傾向にあり、現在は世界で最低の水準にあります。これらの結果、平成7年には8,716万人だった15歳から64歳までの人口は、10.7%減少して平成26年には7,785万人となりました。当社はこのような人口動態上の傾向が、日本国内における生命保険の総保有契約高の減少の主要な要因であると考えております。国立社会保障・人口問題研究所は、15歳から64歳までの人口は、平成37年には7,084万人に減少すると推計しており、その後も減少し続けるであろうと予測しております。当社の顧客基盤は中高年層に強みがありますが、もし、これらの傾向が続き、青壮年層における生命保険に対する需要が減少する場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 大規模災害等の発生に伴うリスク

当社グループは、幅広い事業活動を行っており、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪等大規模災害、新型インフルエンザやエボラ出血熱等の感染症の大流行、テロリズム、武力衝突等の人的災害、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等の発生、あるいは当社グループの本社、支店又はサービスセンターその他の設備や施設の損壊その他正常な業務遂行を困難とする状況等が生じた場合、当社の業務の全部又は一部が停止し、又は運営に支障をきたすおそれがあり、また、設備やインフラの回復、顧客等の損失の補償等のために長期の時間及び多額の費用を要する可能性があります。

また、かかる状況下において当社グループの業務が円滑に機能していたとしても、かかる状況の発生に伴う経済・社会活動の沈滞等の影響を受け、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、大地震その他の大規模災害や新型インフルエンザのような感染症の大流行を原因として多数の死者が出た場合に、当社による保険給付に関し、通常の想定を超える債務を負うリスクにさらされております。当社は、保険業法上の基準に従って危険準備金を積み立てておりますが、大規模災害等の発生により危険準備金を超えるような

保険金・給付金の支払いが発生した場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) 業務提携に伴うリスク

当社グループは、様々な業務について、他社との提携を行っております。業務提携先において業務遂行上の問題が生じ、商品・サービスの提供に支障をきたす場合、保険契約者の情報の漏洩等の重大な違法行為が発生した場合等において、当社グループの業務運営、社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 業務範囲の拡大等に伴う新たなリスク

当社は、法令上可能な限りにおいて、新たな収益機会を得るため新規業務への参入を行うことがあります。当社が限定的な経験しか有していない業務分野に進出した場合又は競争の激しい分野に進出した場合に、業務範囲の拡大が功を奏しない又は当初想定した効果をもたらさない可能性があります。加えて、当社は新商品の販売開始にあたって、郵政民営化法に基づく認可を取得する必要がありますが、当該認可が得られない可能性や認可取得のために当社の計画どおりの時期又は内容で新商品を投入できない可能性があります。また、かかる認可を取得し、新商品を販売した場合であっても、当該商品が当初想定した成果をもたらさない可能性があります。例えば、当社は、平成27年4月に短期払養老保険の認可を取得し、同年10月からの販売を計画しておりますが、当該商品が当初想定した成果をもたらさない可能性があります。このような結果、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 資産運用に関するリスク

##### 国内金利に関する市場リスク

当社では、保険契約の引受によって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理し、損益の安定を図る目的で、資産と負債のバランスを考慮してリスクコントロールを行う、A L M (Asset Liability Management : 資産・負債の総合的な管理)を行っております。当社がA L Mを適切に行えなかった場合又は当社のA L Mによって対処可能な程度を超えて市場環境が大きく変動した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特に、当社の資産構成においては、円金利資産の割合が高く、当社の契約者に対する債務のデュレーションが運用資産より長期であることから、資産と負債のデュレーションのミスマッチによる国内金利の変動リスクを有しております。

具体的には、日本銀行の金融緩和政策の下、平成27年7月において10年国債の金利は約0.44%と低い水準にあります。当社は平成26年度末において、総資産の56.6%を国債として保有しておりますが、今後、国内金利がより低下した場合には、満期を迎えて償還される国債を再投資した資産運用利回りが低くなるため、当社の平均運用利回りは低下する一方、保有保険契約の予定利率は変わらないことから、当初想定していた運用収益が確保できない、あるいは逆さや（資産運用ポートフォリオの平均運用利回りが既契約の責任準備金の積立てに用いた予定利率を下回る現象）となる可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内金利が現在の水準より上昇した場合には、資産運用利回りが上昇することにより当社の資産運用ポートフォリオの収益力が向上する一方、保険契約者がより高い収益を得られる別の金融商品へ資金を移動させることにより、保険契約の解約が増加する可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 以外の市場リスク

当社の保有する外貨建資産に係る為替リスクがヘッジされていない部分について、為替相場の変動が発生した場合に、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外国金利の変動により、当社の保有する外国証券の価値が下落した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社は金銭の信託を通じて市場性のある株式を保有していることから、株価が下落した場合には、保有株式に評価損や売却損が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 信用リスク

当社グループの取引先・投資先・当社が保有する負債性証券の発行者において、国内外の景気動向や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、不祥事の発生、その他不測の事態により、財政状態が悪化した場合には、信用リスク及び与信関係費用が増加し、又は当社が保有する負債性証券の価値が下落すること等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (7) 市場流動性・資金繰りに関するリスク

### 市場流動性リスク

金融市場の混乱等により、市場において正常に金融商品の取引・資金決済ができなくなった場合や、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることになった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の金融市場及び経済状況の悪化等により、市場の流動性が減退した場合は、当社の保有する資産の売却可能性や価値が減少する可能性があります。

### 資金繰りリスク

当社の財務内容の悪化等による新契約の減少に伴う保険料収入の減少、大量ないし大口解約に伴う解約返戻金支出の増加、巨大災害に伴う保険金の大量支払による資金流出等により資金繰りが悪化し、資金の確保に通常よりも著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被った場合には、当社グループの業務運営、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (8) 保険会社全般に適用される法制度等に関するリスク

当社は日本の生命保険会社であり、保険業法及び関連業規制の下、他の日本の生命保険会社と同様に、金融庁による監督下にあります。保険業法及び関連業規制の主な目的は、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の利益を保護することにあります。この目的に基づき、保険業法は、内閣総理大臣（原則として金融庁長官に権限委任。以下同じ。）に対して、免許取消しや業務停止、報告徴求、会計記録等に関する厳格な立入り検査の実施等、保険業に係る広範な監督権限を与えております。特に、以下のいずれかに該当することとなったときには、保険業法第133条及び第134条の定めにより、業務の全部若しくは一部の停止又は免許の取消しを命ぜられる可能性があります。

- ・ 法令、法令に基づく内閣総理大臣の処分又は定款、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき
- ・ 保険業の免許に付された条件に違反したとき
- ・ 公益に害する行為をしたとき
- ・ 保険会社の財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者の保護の見地から適当でないと認められたとき

生命保険業免許は、当社の主要な事業活動の前提となっております。当該免許に期限はありませんが、上記のとおり取消事由等が定められております。本書提出日現在において、免許取消事由等に該当する事象は発生していないと認識していますが、当該事象が発生した場合には当社の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、金融庁が日本の生命保険会社の健全性を判断する指標として定める、ソルベンシー・マージン比率と実質純資産に基づく監督に服しております。

ソルベンシー・マージン比率は、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつであり、これが200%を下回った場合には、内閣総理大臣による早期是正措置が発動される可能性があり、当社グループの業務運営、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (9) 法改正に伴うリスク

当社グループは、上記(8)に記載した保険業法による規制以外にも、保険法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等、各種の法規制の適用を受けており、その改正、その執行に関する政府方針の変更等が行われることにより、関連するコンプライアンス対策の強化・改善のための追加的な費用が発生するなど、当社グループの業務運営、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (10) 郵政民営化法に基づく法規制に関するリスク

当社は、郵政民営化法及び関係政省令の下、金融庁及び総務省の監督下にあります。また、郵政民営化法及び関係政省令の主な目的は、国内における公正かつ自由な競争を促進することに加えて、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じることにあります。同法では、当社が郵政民営化に関する施策で重要なものを企画する場合は、この目的を担保するため、内閣官房に設置された郵政民営化推進本部が運営する、郵政民営化委員会における審議が必要である旨が定められております。

郵政民営化法の目的である、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保の観点から、当社には他の日本の生命保険会社にはない業務制限規制が課されております。主な規制項目として、被保険者一人あたりの加入可能な保険金額に対し原則1,000万円とする上限があること、保険会社等の子会社化が禁止されていること、新商品の開発にあたって内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要であること、新たな資産運用手段を実施するにあたって内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要であること等があります（以下「上乘せ規制」といいます。かかる規制の詳細については「第1 企業の概況 3 事業の内容（参考）郵政民営化法による特例措置」をご参照ください。）。これらの規制により当社の競争条件が悪化した場合や、収益機会が制限された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (11) WTOの手続きに関するリスク

日本は、国家間での物品・サービス等の調達について、国際的なルールを定める機関である、WTO（World Trade Organization：世界貿易機関）の加盟国であることから、政府調達においては、国内の供給者等に特別な保護を与えることなく、透明性のある、かつ、公平な方法で調達を実施することが要請されております。

日本は、加盟国として「政府調達に関する協定を改正する議定書」を定めていますが、この中で、公社を承継した会社は、この議定書に定められたルールが適用されるとされており、当社グループが物品等の調達を実施する場合には、WTOによる政府調達のルールを遵守する必要があります。

当社グループの作為又は不作為により、これらのルールを遵守できなかった場合には、調達行為が成立しない、あるいは調達行為が遅れが発生する可能性があり、当初想定していた計画が実施できないなど、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## (12) 事業戦略・経営計画が奏功しないリスク

当社は、本書提出日時点における当社の親会社である日本郵政株式会社とともに策定した中期経営計画をはじめとする事業戦略・経営計画を策定しております。

しかしながら、これらの施策の実施については、本「事業等のリスク」に記載された各種のリスクが内在しております。また、将来において、当社による上記施策の実施を阻害するリスクが高まる又は新たなリスクが生じる可能性もあります。

さらに、これらの事業戦略・経営計画は、市場金利、外国為替、株価、事業環境、法制度、一般的経済状況、当社及び日本郵便株式会社の従業員の活動状況等に係る多くの前提を置き、それらに基づいて作成されておりますが、かかる前提どおりとならない場合等には、当該計画における目標を達成できない可能性があります。

加えて、日本郵政株式会社は、将来的なIFRS適用を検討しており、将来的に当社もIFRSを適用する可能性があるほか、会計方針等の変更を行う可能性もあります。

## (13) 保険料設定に関するリスク

当社は、保険の種類及び内容、契約時の被保険者の年齢、性別、保険金額等を考慮して、次に掲げる計算基礎率（予定死亡率、予定利率、予定事業費率）等に基づいて保険料を設定しております。

予定死亡率	過去の統計をもとに、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払等に充てるために必要な保険料を設定いたします。この計算に用いる予測された死亡率を予定死亡率といえます。
予定利率	資産運用による一定の収益を予め見込み、その分を割り引いて保険料を設定いたします。この割引率を予定利率といえます。
予定事業費率	保険会社の事業運営上必要な経費を予め見込んで保険料を設定いたします。この割合を予定事業費率といえます。

保険契約においては、実際の死亡率が事前に設定した予定死亡率を超過した場合、実際の運用利回りが事前に設定した予定利率を下回った場合、実際の経費が事前に設定した予定事業費を超過した場合には、保険期間中の保険料等の受取総額を、保険金・経費等の支払総額が上回るにより損失が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 責任準備金の積立に関するリスク

当社は、日本の生命保険会社として、保険業法及び関連業規制に基づき、保険料収入の大部分を、責任準備金として将来の保険金等の支払いに備えて積み立てております。責任準備金は、当社の負債の最も大きな部分を占めているものであり、各保険契約の保障対象となる事象の起こる頻度や時期、保険金等支払額、資産運用額等につき一定の前提を置き、これらに基づく見積りによって計算されるものであります。これらの前提や見積りと実際の結果が乖離した場合には、責任準備金の積立が不足する可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、責任準備金の積立水準に関するガイドラインや基準等は、金融当局である金融庁によって定められているものですが、これらに変更があった場合には、保険料見直しや責任準備金の積増しが必要となる可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 契約者配当準備金に関するリスク

当社が確保すべき契約者配当準備金は費用として扱われ、これにより各事業年度における純利益が減少します。当社は契約者配当準備金の繰入額の決定について裁量を有しており、その水準については、当社商品の競争力、業績、ソルベンシー・マージン比率等の様々な要素を考慮して判断しておりますが、その水準によっては、当社グループの株主への配当原資の額、事業、業績及び財政状態又は当社の株式価値に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社が管理機構から受再している簡易生命保険契約については、「旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約」において、当社が引き受けた保険契約と区分してその収益及び費用を経理するものとし、簡易生命保険契約の再保険損益の8割を契約者配当準備金に繰り入れることとしております。また、再保険配当の計算方法の変更の必要性について、毎事業年度、管理機構と当社間で協議することとされておりますが、本契約締結以降、当該計算方法が変更されたことはなく、本書提出日時点において変更の予定もありません。

(16) 保険金の支払漏れ問題に関するリスク

当社は、平成24年9月に、監督当局である金融庁及び総務省から、保険金等支払管理態勢に係る報告命令を受けております。当社では、その商品内容等に応じて、代理店である日本郵便株式会社の従業員による訪問活動時、保険金等の請求手続き時及び審査時などの様々な場面で、お客さまから漏れなく保険金等のご請求を行っていただき、保険金等を確実に支払うための対策を実施しているものと認識しております。この対策の内容・範囲は、保険業界の動向・消費者保護政策の動向・医療技術の動向等を踏まえ、改善・見直しを継続的に実施し、必要があれば、過去に保険金をお支払いしたお客さまに対して保険金の追加支払や請求案内を実施してきました。当社は従前よりこの対策を取っていたものの、対策が十分でなかったこと等が課題となっております。当社では、ご請求案内の内容・範囲についての見直し、保険金等支払業務に係るシステム化等各種改善策を講じており、これらの取組状況について、当該報告命令に基づき監督当局へ報告書を提出しております。監督当局への報告義務が継続する間、当社は今後も3カ月ごとに同様の報告書を提出する必要があります。これらの報告書に基づき又はその他の理由によって、監督当局又は当社が当社の保険金等支払管理態勢の整備・強化が不十分であると判断した場合には、保険金の追加的な支払等を実施する可能性があり、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、平成24年度から平成26年度までに行った、当社の保険契約と簡易生命保険契約にかかる保険金等のお支払いに関し、支払漏れ等が判明し、平成26年度までに追加でお支払いした件数は46,001件、金額は6,623百万円であります。

(17) オペレーショナルリスク

当社グループが業務を遂行していく工程には、オペレーショナルリスクが存在し、内部及び外部の不正行為、労務管理及び職場環境面での問題発生、保険契約者への商品勧誘や販売行為等における不適切な行為、自然災害による被災やシステム障害等に伴う事業中断及び不適切な事務処理、外部への情報漏洩の発生等が生じる可能性があります。特に、当社は郵便局ネットワークに大きく依存しており、そこでは当社の事業のみならず、銀行・物流のサービスも並行して提供されるため、これらのオペレーショナルリスクが顕在化する可能性が相対的に高く、当社グループの業務運営、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

事務リスク

当社グループの業務には、従業員等が適正かつ正確な事務を怠る、あるいは事故、不正等を起こすことにより損失を被る事務リスクが存在します。これらの事務リスクが顕在化した場合には、当社グループの業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

### システムリスク

当社グループは、当社が保有するシステムのほか、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行が所有するシステムも利用して、生命保険の募集及び管理業務を行い、また、全国の郵便局や当社のサービスセンター等と通信を行っており、情報システムは、当社の事業にとって極めて重要な機能を担っております。

かかる情報システムには、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の自然災害やテロリズム等の外的要因に加えて、人的過失、事故、停電、ハッキング、コンピュータウィルスの感染、サイバー攻撃、システムの新規開発・更新における瑕疵、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により重大な障害や故障等が発生する可能性があります。こうしたシステム障害・故障等が生じた場合には、業務の停止・混乱及びそれに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の毀損、これらに対する対応や対策のためのコスト等が発生することにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### 情報漏洩リスク

当社グループは、事業を行う上で、当社が直接に又は当社の代理店である日本郵便株式会社を通して、大量の情報を取得し保有しております。この情報には、保険契約者等の個人情報や、法人の顧客情報のほか、業務上知り得た様々な内部情報が含まれます。その中でも、個人情報については保険業法、金融商品取引法等に基づいて適切に取り扱うことが求められているほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報取扱事業者として、個人情報保護に係る義務等の遵守を求められております。特に、近年、企業・団体が保有する個人情報の漏洩・紛失や不正なアクセス、サイバー攻撃等が発生するケースが多発しており、より厳格な管理が要求されております。

当社グループでは、プライバシーポリシーを策定するとともに、情報管理に関する規程等を整備し、厳正な情報管理に努めておりますが、従業員、代理店、業務委託先又はその他の者による不正なアクセス等により、今後、仮に当社が保有する個人情報やその他重要な情報が外部に漏洩等した場合には、損害賠償請求や行政処分を受ける可能性があり、またかかる事案に対応するための時間及び費用が生じること、当社の社会的信用が毀損すること等により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### コンプライアンス違反、不正・不祥事に関するリスク

当社グループは、保険業法及び郵政民営化法に基づき、金融庁及び総務省の監督に服しております。加えて、保険法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等、生命保険契約を取り扱う事業者として、各種関係法令の遵守の義務を負っております。当社グループ役員・従業員による作為又は不作為による法令等の違反が発生した場合、又は法令等の違反を防止するための対策が効果が発揮しなかった場合には、当社の社会的信用及び業務運営に影響を及ぼす可能性があります。また、日本郵便株式会社の従業員は、当社の商品の募集・維持管理業務等に従事していることから、同社の従業員による法令等違反の行為においても、同様の影響が発生する可能性があります。

例えば当社は、平成21年12月、日本郵便株式会社にて発生した不祥事件を受けて、金融庁より業務改善命令を受け、業務改善計画を策定し、その改善計画の進捗状況等について金融庁へ報告書を提出しております。

さらに、当社は膨大な保険契約や業務委託・物品購入等の契約を締結していますが、当社の契約の相手方による詐欺的行為の被害をこうむった場合、反社会的勢力との契約を締結した場合等には、当社グループの社会的信用及び業務運営に影響を及ぼす可能性があります。

### 従業員、代理店、業務委託先、保険契約者等の不正により損害を被るリスク

当社グループは、従業員、代理店、業務委託先、保険契約者等による詐欺その他の不正による潜在的な損失リスクにさらされております。平成27年3月現在、当社は約1,000名の営業職員を雇用し、約2万以上の販売拠点をもつ日本郵便株式会社と業務委託等に関する契約を締結しております。当社の営業職員及び代理店は、保険契約者との対話を通じて、保険契約者の個人情報及び家計情報を熟知しており、違法な販売手法、詐欺、なりすまし、個人情報の紛失・漏洩又は不適切な利用等が発生する可能性があります。

また、保険契約者も、保険契約の詐欺的な使用や、保険契約時のなりすまし等、詐欺的な行為や違法行為をすることがあります。当社は、このような詐欺的行為を防ぎ、発見するための対策をとっておりますが、当社の取組みがこれらの詐欺、違法行為又は反社会的勢力との取引を排除できない可能性があります。その場合、当社の社会的信用が大幅に低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。



(18) 訴訟等に関するリスク

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟、行政処分その他の法的手続が提起又は開始されるリスクを有しております。また、人事処遇や勤務管理などの人事労務上の問題、職場の安全衛生管理上の問題等に関連する訴訟等を、当社グループの従業員等から提起される可能性もあります。当社に対する新たな訴訟が提起された場合、その解決には相当の時間及び費用を要する可能性があるとともに、社会的関心・影響の大きな訴訟等が発生した場合、当社に対して損害賠償の支払等が命じられる場合等不利益となる判断がなされた場合には、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 人材の確保に関するリスク

当社グループは、生命保険会社としての業務遂行のため、保険数理、資産運用、リスク管理等各分野において安定した事務遂行と高い専門性を有する有能で熟練した人材を必要としております。しかし、有能で熟練した人材は限られており、かつ、当社グループは人材の確保及び採用において他社等と競合しているため、有能で熟練した人材の採用又は育成及び定着を図ることができなかった場合には、当社の競争力が相対的に低くなり、これらの結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの経営は、当社グループの経営陣の能力に相当程度依拠しており、何らかの理由によりかかる重要な経営陣が退職又は離職した場合には、当社グループの事業運営、事業戦略の遂行に悪影響を及ぼし、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(20) 風評・風説等に関するリスク

当社グループが行っている事業全般に対する風評・風説が、報道機関・市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板やソーシャル・ネットワーキング・サービスへの書き込み等により拡散した場合、また、報道機関により否定的報道が行われた場合には、仮にそれらが事実に基づかない場合であっても、当社が提供するサービスの公益性、事業規模、社会における認知度・注目度等を背景に、当社グループは、顧客や市場関係者等から、否定的理解・認識をされ、又は強い批判がなされる可能性があり、それにより、商品、サービス、事業のイメージ・社会的信用が毀損し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、報道機関により憶測に基づいた報道が行われた場合には、保険契約者や市場関係者等が、当社について事実と異なる理解・認識をする可能性があり、それにより当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(21) リスク管理の有効性に関するリスク

当社グループは、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、保険引受リスク、資産運用リスク、市場流動性リスク、資金繰りリスク及びオペレーショナルリスクの全般の管理を実施しております。

しかしながら、当社グループのリスク管理は、過去の経験・データに基づいて構築されているため、将来発生するリスクを正確に予測することができず、新しい業務分野への進出や外部環境の変化等によりリスク管理が有効に機能しない可能性があります。

また、当社グループがリスク管理の方針及び手続を策定する際、参考又は前提とした情報が真実性、正確性、完全性又は合理性に欠ける場合には、リスク管理の有効性に悪影響を与える可能性があります。

さらに、当社グループの事業に内在するリスクを管理するためには、膨大な取引や事象の適切な記録、審査、調査等に係る方針及び手続の有効性や効率性等が重要ですが、かかる方針や手続が万全とは言えない可能性があります。

加えて、リスク管理の実施及びその遵守状況の監督は、当社グループ内部だけでなく、当社の商品及びサービスを提供する日本郵便株式会社における郵便局ネットワーク全体に対しても行う必要があります。郵便局ネットワークは、当社の商品及びサービスに加えて、株式会社ゆうちょ銀行の商品及び日本郵便株式会社の郵便・物流サービスも提供しているところ、約2万局の郵便局を有する郵便局ネットワークに対する実施・監督に困難又は落ち度が生じた場合には、当社によるリスク管理が機能せず、又は不十分となる可能性があります。

当社は、経営環境、リスクの状況などの変化に応じ、リスク管理態勢全般について随時見直しを行い、万全のリスク管理態勢を構築するよう努めておりますが、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない場合や、欠陥が発生した場合等には、予期していなかった損失を被る可能性や、行政処分を受ける可能性があり、当社グループの社会的評価、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は今後、必要な許認可等取得の上、当社の商品及びサービスの内容や範囲を拡充する方針ですが、当社の事業拡大に伴い、リスク管理態勢の増強も必要となります。しかし、事業の拡大に比してリスク管理態勢の拡充が十分ではない場合等においては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(22) 繰延税金資産に関するリスク

当社の繰延税金資産は、現行の会計基準に従い、将来の課税所得見積りを合理的に行った上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産額が減少するなど、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(23) 退職給付債務に関するリスク

当社グループの退職給付費用及び債務は、将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の前提条件に基づいて算出しておりますが、金利環境の急変等により、実際の結果が前提条件と異なる場合、前提条件に変更があった場合等には、退職給付費用及び債務が増加する可能性があります。また、当社グループの退職給付制度を改定した場合にも、当社が追加的に負担すべき債務が発生する可能性があります。これらの退職給付費用及び債務の増加又は発生により、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(24) 生命保険契約者保護機構への負担金及び国内の他の生命保険会社の破綻に係るリスク

当社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）への負担金支払義務を負っております。保護機構は、破綻した生命保険会社の保険契約者を保護することを目的としており、破綻した生命保険会社から他の生命保険会社へ保険契約を移転する際に、資金援助を実施しております。保護機構への負担金額は保険料収入及び責任準備金の額などに応じて決められるため、当社の保険料収入及び責任準備金の額が他の生命保険会社に比して増加した場合、負担金が増加する可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、日本の他の生命保険会社の破綻は、日本の生命保険業界全体の評価にも悪影響を与え、保険契約者の生命保険業界全体に対する信用を損ない、これにより当社グループの事業、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(25) 日本郵政グループとの資本関係、人的関係及び取引関係に関するリスク

日本郵政株式会社が議決権を保有することによる影響力及び少数株主との利益相反に関するリスク

日本郵政株式会社は、当社の上場時点において、当社の総議決権数のうち約89%を保有する予定であります。したがって、日本郵政株式会社は、当社の役員を選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等の当社の株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。さらに、日本国政府は、日本郵政株式会社の上場時点において、日本郵政株式会社の総議決権数のうち約89%を保有する予定であります。

日本郵政株式会社は、下記に記載の当社との業務委託関係その他の取引・契約関係等にあるほか、子会社等を通じて当社と競合し又は競合する可能性のある事業（当社以外の生命保険会社の商品の受託販売等）を行うなど、当社について他の一般株主と異なる利害関係を有しており、日本郵政グループの利益やユニバーサルサービスの提供等の観点から議決権の行使等を行うなど、一般株主の利害と異なる議決権の行使その他の行為を行う可能性があります。

日本郵政株式会社が一定の数の当社の議決権を保有する限り、日本郵政株式会社による当社の議決権の行使その他の行為が、他の一般株主の利益とは一致しない可能性があります。

日本郵政グループとの人的関係及び取引関係に関するリスク

a. 日本郵政グループにおける当社の位置づけ

当社グループは、当社の親会社である日本郵政株式会社を中心とした日本郵政グループにおける、生命保険事業セグメントを担っております。

なお、日本郵政グループは、生命保険業のほか、郵便・物流事業、金融窓口事業、銀行業等を行っております。

## b. 日本郵政グループとの人的関係

当社では、下表のとおり日本郵政グループの役員を兼任する役員が在職しております。また、当社の経営会議（「第4 提出会社の状況 6 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの状況 企業の統治の体制 b. 業務執行」をご参照ください。）には、当社の常務以上の執行役を兼任している者を除き、原則、日本郵政株式会社の役員は出席していませんが、議題又は報告事項に応じて、出席が必要と当社が考える日本郵政株式会社の代表執行役に出席を要請することとしております。

氏名	当社における役職	日本郵政グループにおける役職	兼任の理由
石井 雅実	取締役兼代表執行役社長	日本郵政株式会社 取締役（非常勤）	グループの経営管理の実効性及び経営の効率性を高めるため
西室 泰三 （注）	取締役（非常勤）	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長	グループガバナンス強化のため
井戸 潔	専務執行役	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社 取締役（非常勤）	ITによる業務効率化を通じて、グループの収益力強化や業務改善への寄与を図るため
衣川 和秀	専務執行役	日本郵政スタッフ株式会社 取締役（非常勤）	グループの経営管理の実効性及び経営の効率性を高めるため
千田 哲也	常務執行役	日本郵政株式会社 常務執行役（非常勤）	政府保有会社である日本郵政株式会社として国会において当社に関する専門的な質問への答弁に対応するため

（注） 同氏は、日本郵政株式会社の子会社である、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行の取締役（非常勤）も兼任しております。

上記 のとおり、日本郵政株式会社は当社の一般株主とは異なる利害を有しており、このような役員の兼任等を通じて、当社の事業運営に重要な影響を及ぼす可能性があります（当社の役員の状況については「第4 提出会社の状況 5 役員の状況」をご参照ください。）。

また、当社は、日本郵政株式会社及びその子会社である日本郵便株式会社との間で、人事交流を目的として相互に出向者を受け入れております。

両社からの受入出向者数は110名（平成27年3月31日現在）であり、モニタリングその他郵便局に対する支援等の業務を行っておりますが、このうち、当社において重要な役職についている者はおりません。

## c．日本郵政グループとの取引

当社は日本郵政グループに属する他社との取引を行っております。平成27年3月期における主な取引は以下のとおりであります。

取引内容	取引先	金額 (百万円)	取引条件の決定方法等
グループ経営管理料の支払	日本郵政株式会社	3,030	日本郵政株式会社のコーポレート・スタッフ部門の運営費用に一定の利益率を乗じた金額を、当社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行等が、提供される役務に対する受益度合に応じて負担。 なお、本取引は平成27年3月期をもって終了。
システム利用料の支払	日本郵政株式会社	1,690	システムの提供にかかる必要経費に、他企業の利益率を考慮して設定した一定の利益率を乗じた金額を、当社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行が、システムの利用状況等に応じて負担。
代理店業務に係る委託手数料の支払	日本郵便株式会社	359,536	各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、業務量を乗じて算定した維持集金手数料等を支払。
郵便料金等	日本郵便株式会社	7,313	郵便料金については、約款に基づき、一般の顧客と同料金で利用。
日本郵便株式会社所有の建物の賃借	日本郵便株式会社	2,489	賃料については、積算法により設定。共益費については、民間ビル相場に基づき設定することで妥当性を担保。
窓口端末機使用料の支払	株式会社ゆうちょ銀行	1,090	端末業務の取扱件数に応じて、当社と株式会社ゆうちょ銀行の分担割合を定めており、窓口端末機の保守費用のうち、当社の分担割合に応じた額を支払。

なお、当社の上場日付で、日本郵政グループに属する他社との取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場合及び既存の取引条件を変更する場合に、社外取締役を含む取締役会で決議する態勢を整備する予定であります。

## d．日本郵政株式会社との新たな取引

当社は、平成27年3月31日付で、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との間で、日本郵政グループ共通の理念及び方針その他のグループ運営に係る基本的事項について定め、円滑な日本郵政グループの運営に資することを目的とした「日本郵政グループ協定」を締結し、また、その下で、日本郵政株式会社との間で「日本郵政グループ運営に関する契約」を締結しております（かかる契約の詳細については「5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。）。

当該協定等に基づき、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や、法令等に基づき日本郵政株式会社による管理等が必要となる事項については、日本郵政株式会社との事前協議又は日本郵政株式会社への報告の対象となります。

また、当該協定等に基づき、当社は日本郵政株式会社に対し、日本郵政グループが持つブランド力を当社の事業活動に活用できることによる利益の対価（郵政ブランドに対するロイヤリティ）として、ブランド価値使用料を支払っております。

当該協定の締結前においても、当社は日本郵政グループに属することによるブランド価値の利益を享受していたものの、完全親子会社関係を前提としていたため、当該ブランド価値に係る金銭の支払いは行っておりませんでした。今般、株式会社ゆうちょ銀行及び当社の株式上場にあたり、グループの総合力としてのブランド価値を維持・向上させるという日本郵政株式会社の責務が明確化されたことを契機に、当社はブランド価値使用料を支払うことといたしました。

毎年度の支払金額については、当社と日本郵政株式会社の協議の結果、当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方に基づき、当該利益が反映された業績指標である前年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率（0.0036%）を掛けて算出することとしております。

この料率は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り変更しないこととしております。

なお、ブランド価値使用料は、当社が日本郵政グループに属している限り、継続して支払うこととなり、当社が日本郵便株式会社法に定める関連保険会社としての業務を行っている間は、日本郵政株式会社の当社株式の保有割合にかかわらず、当社は日本郵政グループに属するものとして、当該使用料の支払義務が継続いたします。

e. 日本郵政株式会社の有する商標

日本郵政株式会社は、「日本郵政グループ」、「JP」のほか、「かんぽ生命」、「JAPAN POST INSURANCE」等の商標を有しており、平成27年3月31日付で締結した「日本郵政グループ商標管理協定」及び「グループ商標管理契約」により、当社グループがこれらの商標を使用する場合のルールを定めております。また、これらの商標使用についての対価は、上記dに記載のブランド価値使用料に含まれております。

なお、当社はこれらの商標が当社のブランド認知度等に貢献していると考えており、「日本郵政グループ商標管理協定」の終了等により、当該商標が使用できなくなった場合、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(26) 日本郵政株式会社による当社株式の処分に関するリスク

日本郵政株式会社による当社株式の追加処分に関するリスク

日本郵政株式会社は、当社の上場時点において、当社の発行済株式総数のうち約89%を保有する予定ですが、郵政民営化法上、日本郵政株式会社が保有する当社株式は、その全部を処分することを目指し、当社の経営状況及びユニバーサルサービスの提供への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされております。日本郵政株式会社は、当社株式を、当社の経営の自由度の拡大、日本郵政グループの一体性や総合力の発揮等も視野に入れ、まずは、保有割合が50%程度となるまで、段階的に売却していく旨を公表しております。郵政民営化法に基づき、当社は同業他社にはない上乗せ規制に服しておりますが（上記(10)をご参照ください。）、かかる規制は、( )日本郵政株式会社が当社株式の全部を処分した場合、又は、( )日本郵政株式会社が当社株式の2分の1以上を処分し、かつ、内閣総理大臣及び総務大臣が、他の金融機関等との間の適切な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認め、当該規制を適用しない旨を決定した場合に適用されなくなります（郵政民営化法第134条、第135条）。しかしながら、日本郵政株式会社による当社株式の売却の時期等は未定であり、また上記の決定には当局の裁量が存在するため、上乗せ規制がいつどのように撤廃されるかは、不透明な状況にあります。ただし、上乗せ規制のうち、新商品の開発及び新たな資産運用手段を実施するにあたっての認可等、郵政民営化法第138条に定める業務の制限については、日本郵政株式会社が当社株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は適用されないとされております。この場合において、当社が各業務を行おうとするときは、その内容を定めて、内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならないとされており、また、業務を行うにあたっては他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないとされております（郵政民営化法第138条の2）。

当社の上場後における日本郵政株式会社による当社株式の売却の時期、売却の規模等は未確定ですが、将来、当社株式の追加的な売却が行われ、又はかかる売却により市場で流通する当社の株式数が増え需給が悪化するとの認識が市場で広まった場合には、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。

逆に、当社株式の処分にかかる郵政民営化法の定めの変更、株式市場の動向等により日本郵政株式会社による当社株式の売却が予定どおりに進まない場合には、上乗せ規制の撤廃が行われず、日本郵政株式会社及び当社が期待する経営の自由度の拡大等が実現しない可能性もあります。

日本郵政グループとの契約関係に関するリスク

日本郵政株式会社による当社株式の売却に伴い、当社が日本郵便株式会社の間で締結している生命保険募集・契約維持管理業務委託契約、保険窓口業務契約、その他の契約の条件が当社に不利な内容に変更された場合や、当該契約が終了した場合は、当社が郵便局ネットワークを利用できなくなるなど、当社の事業を従前どおり維持するために莫大なコストと時間等が必要となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が日本郵政グループとの間で締結している日本郵政グループ協定及び日本郵政グループ商標管理協定、並びに当社が日本郵政株式会社との間で締結している日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ商標管理契約について、当社が関連保険会社に該当しないこととなり協定や契約そのものを適用しないこととなった場合、若しくは重大な経済情勢の変化等の特段の事情に起因してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

日本国政府との関係が希薄化することによる顧客の認識の変化に関するリスク

当社は、当社の唯一の株主を日本郵政株式会社、日本郵政株式会社の唯一の株主を日本国政府としている当社の上場前の状態にあっても、日本国政府その他の公的機関から何らの保証その他の信用補完を受けているわけではありませんが、日本郵政株式会社が当社の親会社ではなくなることに伴い、当社と日本国政府との関係が弱まった場合には、顧客等が、当社の経済的信用力が低下したという誤認や錯誤を有することとなる可能性があります。実際の当社の経済的信用力とは無関係であるにもかかわらず、かかる誤認や錯誤が社会に広く伝播した場合等においては、当社による従業員採用活動への悪影響や、当社の顧客その他の取引先による当社との取引停止、取引量の減少、保険契約の解約、当社にとって不利な取引条件の変更等を誘発し、これらの結果、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(27) 管理会計等に基づく数値等の正確性に関するリスク

本書には、日本の会計基準によらず、外部監査を受けていない管理会計等に基づく数値・分析等が含まれております。当社は、これらについても正確性の確保に努めておりますが、有効でない場合等には、当該数値等の信頼性に影響を及ぼす可能性があります。

(28) 当社、日本郵政株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行株式の同時売出しに関するリスク

当社株式の日本国内及び海外市場における売出し（以下「グローバル・オファリング」といいます。）と同時に、当社の親会社である日本郵政株式会社及びその100%子会社である株式会社ゆうちょ銀行の普通株式のグローバル・オファリングが、同一の日（平成27年11月4日）を株式受渡期日として行われる予定であります。各社のグローバル・オファリングに係る元引受契約上、各社の日本国内又は海外市場における売出しのいずれか一つでも中止された場合は、当社株式のグローバル・オファリングも中止されることがあります。

なお、日本郵政株式会社の株式に係る売出価格の決定に先立って、当社株式に係る売出価格の決定が行われることに伴い、当社株式のグローバル・オファリングにおいては、売出価格決定日（平成27年10月19日）・申込期間の最終日（平成27年10月23日）の翌営業日から起算して株式受渡期日までの期間は、各々11・7営業日とされており、一般的な事例よりも長期に設定されております。

このようなストラクチャーによる募集又は売出しの事例は日本において過去になく、また当社株式の売出価格の決定や申込期間終了日から株式受渡期日までの日程等も、単独の発行会社による事例と比べて複雑な過程の下で行われます。

以上に起因又は関連して当社株式のグローバル・オファリングが円滑に実施されない場合は、当社株主になろうとする投資家・当社株主は不利益を被る可能性があります。

## 5【経営上の重要な契約等】

経営上の重要な契約等は、次のとおりであります。

### (1) 日本郵政グループ内の契約

当社は、親会社である日本郵政株式会社を含む、日本郵政グループ内各社と契約を締結しており、また、これらの契約に基づく取引が発生しております。当社は、原則として、上場後もこれらの契約及び取引を継続していく予定であります。なお、当社には保険業法が適用されることから、日本郵政グループ内各社との取引に当たっては、アームズ・レングス・ルール（保険会社は、親会社及びその子会社等の一定の関係者との間で、通常と著しく異なる条件での取引等を行ってはならないこととされており、この定めを「アームズ・レングス・ルール」といいます。）に基づき、日本郵政グループ内取引の必要性、取引条件の適正性等の観点からのチェックを実施しております。

日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との契約

#### a．日本郵政グループ協定（平成27年3月締結）

日本郵政グループ共通の理念及び方針その他のグループ運営に係る基本的事項について定め、円滑な日本郵政グループの運営の実施に資することを目的とした協定であり、グループ商標等に係る商標権の取得・管理等を含む、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社の責務が定められております。

本協定の存続期間は、平成27年4月1日から、株式会社ゆうちょ銀行又は当社のいずれかが、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める銀行窓口業務契約又は同条第3項に定める保険窓口業務契約を解除する日までとされております。また、株式会社ゆうちょ銀行又は当社が日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合には、本協定について必要な見直しを行うものとされております。

日本郵政株式会社との契約

#### a．日本郵政グループ運営に関する契約（平成27年3月締結）

日本郵政グループを統轄する日本郵政株式会社が行うグループ運営に関する基本的事項（当社から日本郵政株式会社に対して事前協議又は報告を行うこと等）について定めた契約であり、上記 a．日本郵政グループ協定に基づき締結されたものであります。本契約に基づいて締結したグループ運営のルールに関する覚書における主な事前協議事項は下記のとおりであります。なお、当該事前協議は当社の意思決定を妨げる又は拘束するものではない旨が本契約で定められております。

（主な事前協議事項）

- ・株主総会の決議事項
- ・代表執行役及び役付執行役の選定又は解職
- ・執行役の選任又は解任
- ・経営理念及び経営方針等の策定又は変更
- ・行動憲章の策定又は変更
- ・中期経営計画の策定又は変更
- ・年度事業計画（資金調達及び運用計画を含む。）の策定又は変更
- ・子会社の新設
- ・重要な株式の取得及び処分（運用目的の場合を除く。）の決定
- ・重要な業務提携等の決定
- ・重要な資産（不動産、株式、運用目的の債権等の資産を除く。）の取得、処分の決定
- ・重要な投資又は融資の決定
- ・資本戦略の決定
- ・吸収型組織再編に係る契約の締結又は新設型組織再編に係る計画の策定
- ・事業譲渡等に係る契約の締結
- ・重要な訴えの提起、応訴及び和解

本契約の存続期間は、平成27年4月1日から、株式会社ゆうちょ銀行又は当社のいずれかが、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める銀行窓口業務契約又は同条第3項に定める保険窓口業務契約を解除する日までとされており、また、株式会社ゆうちょ銀行又は当社が日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合には、本契約について必要な見直しを行うものとされており、

また、本契約に基づき、当社は日本郵政株式会社に対して、ブランド価値使用料を支払うものとされており、ブランド価値使用料の算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないものとしており、日本郵政株式会社の当社株式の保有割合に直接影響されるものではありません。なお、平成28年3月期の当社から日本郵政株式会社に支払うブランド価値使用料は、33億円であります。

（参考）経営管理料の推移

（単位：億円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
経営管理料	33	26	26	27	30

日本郵便株式会社との契約

a．保険窓口業務契約（平成24年10月締結）

平成24年の郵政民営化法の改正に伴い、日本郵便株式会社に保険のユニバーサルサービス義務が課されました。本契約は、日本郵便株式会社が果たすべきユニバーサルサービス義務のうち、「簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により、あまねく全国において公平に利用できるようにする」との責務を果たすため締結した契約であります。本契約においては、日本郵便株式会社にユニバーサルサービス義務が課される終身保険及び養老保険について、保険募集、満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理について、日本郵便株式会社が保険窓口業務を提供することが定められております。

本契約は、期間の定めのない契約であり、本契約に定める特段の事情がない限り、日本郵便株式会社又は当社から一方的に解除することはできないものとされており、また、当社の定款上、本契約を日本郵便株式会社との間で締結することが定められております（本契約に関し、当社グループに生じうるリスクについては、「4 事業等のリスク」をご参照ください。）。

なお、当社は日本郵便株式会社に対して各種の委託手数料を支払っていますが、ユニバーサルサービス義務が課された業務に対し、同義務が課されていることによる追加的な手数料は支払っておりません。当該手数料の詳細については、下記の「（参考）日本郵便株式会社に支払う委託手数料」をご参照ください。

b．生命保険募集・契約維持管理業務委託契約（平成19年9月締結）

上記a．の保険窓口業務契約で定めたユニバーサルサービス義務が課された業務を含め、当社を保険者とする生命保険契約の募集及び維持・管理等に関する業務、具体的には保険契約の締結の媒介、保険料等の受領、保険金等の支払等に関する業務を、日本郵便株式会社に委託する契約であります。

なお、本契約に基づき募集を委託する保険商品は当社の全商品としておりますが、当社は通知により、委託する商品を追加、変更又は削除することが可能であります。本書提出日現在においては、当社はかかる通知を行っておりません。

本契約において当社は、日本郵便株式会社が行う業務の対価として、当社が別途定める代理店手数料規程に基づき手数料を支払う旨が定められております。本契約は期限の定めのない契約であり、6カ月前の書面による通知により解除について協議を申し入れた上で、解除することが可能であります。また、本契約に定める特段の事由が存在する場合、当社は事前協議及び書面による通知なしに本契約を解除することが可能であります。なお、保険窓口業務に該当する業務については、保険窓口業務契約に定めがある場合を除くほか、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約の定めるところによるものとしております。



## c．簡易生命保険管理業務再委託契約（平成19年9月締結）

当社が管理機構から受託した簡易生命保険管理業務の一部（簡易生命保険契約に係る保険料等の受領、保険金等の支払等）について、日本郵便株式会社に再委託する契約であります。本契約において当社は、日本郵便株式会社が行う業務の対価として、当社が別途定める代理店手数料規程に基づき手数料を支払う旨が定められております。本契約は期限の定めのない契約であり、日本郵便株式会社又は当社のいずれか一方から、6カ月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨の意思表示が書面によりなされた場合には、解約することが可能であります。また、管理機構と当社との間の簡易生命保険管理業務委託契約が解除された場合等、本契約に定める特段の事由が存在する場合、当社は予告なしに本契約を解除することが可能であります。

## d．総括代理店委託契約（平成19年9月締結）

当社を保険者とする生命保険契約の募集を行う簡易郵便局に対する指導・教育等について、日本郵便株式会社に委託する契約であります。本契約において当社は、日本郵便株式会社が行う業務の対価として、当社が別に定める総括代理店手数料規程に基づき総括代理店手数料を支払う旨が定められております。

本契約の有効期間は契約締結日から1年間（1年ごとの自動更新条項付）とされており、日本郵便株式会社又は当社のいずれか一方から、6カ月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨の書面での意思表示がなされた場合には、解約することが可能であります。また、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約が解除された場合には、当社は文書による予告なしに本契約を解除することが可能であります。

## （参考）日本郵便株式会社に支払う委託手数料

当社は、上記「日本郵便株式会社との契約」に基づき、代理店手数料規程等を定め、委託手数料を支払っております。代理店手数料規程等は、原則として当社が決定し、日本郵便株式会社に通知いたします。実際の決定過程においては、事前に当社と日本郵便株式会社との間で事務的な調整を実施し、各社における経営会議協議・代表執行役決裁等を通じて、合意形成の機会を担保しております。以下に記載したインセンティブの仕組みなどは、各年度における当社の事業戦略と整合させながら、内容や手数料率を設定しており、日本郵便株式会社との調整を踏まえて、毎年度改定を行っているものであります。

なお、日本郵便株式会社との本取引は、保険業法のアームズ・レングス・ルールを遵守するほか、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」及び「保険検査マニュアル」に定められている「特定の保険代理店等に対する過度の便宜供与の防止」を踏まえて実施しております。

## （新契約手数料）

## ・募集手数料

日本郵便株式会社が募集した新契約に対して、各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて計算した募集手数料を支払っております。生命保険会社がお客さまから受領する保険料には、会社の事業運営を行うための予定事業費が含まれ、これには新契約を獲得するための予定新契約費が含まれております。本手数料は、予定新契約費を財源として複数年で分割して支払うように設定しており、最初の1年間の支払金額を高く、残りの期間を均等に低く支払うこととしております。当社では、新たに契約を獲得した際の、本手数料を含む実際の費用を管理しており、これらの費用が予定新契約費内に収まっていることをもって、本手数料の支払額が適切な水準にあると考えております。

また、当社の戦略（特に新契約の獲得）のため、日本郵便株式会社において一定基準以上の販売実績を確保した場合のボーナス手数料を追加するなど、インセンティブの仕組みを併せて実施する場合があります。

## ・継続手数料

生命保険契約は、長期にわたってお客さまから保険料をいただくことを前提とした商品設計となっていることから、管理機構が公社から承継した簡易生命保険契約について、契約が継続していることを支払要件とした手数料を支払っております。簡易生命保険契約の保有契約件数は減少しており、また、本手数料の支払要件は最長10年となっておりますので、本手数料の支払は減少しつつ、平成29年度に終了する予定であります。

## （維持・集金手数料）

保険料の収納や保険金の支払事務などの委託業務ごとに、単価を設定し、これに業務量を乗じて支払額を算定する維持・集金手数料を支払っております。委託業務ごとに設定している単価は、実地調査に基づく所要時間や、これに係る人件費等を基に算出しており、単価の妥当性を、当社において検証しております。また、この単価改正は原則3年ごとに実施しております。

これらの委託業務の中には、業務量にかかわらず、受委託関係にあることから発生する業務が含まれているため、このような業務に対しては、必要な経費単価に郵便局数等を乗じて、支払額を算定しております。加えて、保険契約の維持管理のための活動を促進する目的で、当社が代理店である日本郵便株式会社にその活動を実施させる場合、その活動内容に応じた手数料を支払っております。

## （総括代理店手数料）

本手数料は簡易郵便局数に単価を乗じた手数料と、簡易郵便局の新契約の実績に応じた手数料から構成されております。

## （過年度の支払実績）

上記手数料の支払実績は、以下のとおりであります。なお、過去5年間の委託手数料の合計額は減少傾向にありますが、日本郵便株式会社における当社の商品の販売や保険契約の維持管理等の施策を促進するため、今後、手数料の支払額が増加する可能性があります。

（単位：億円）

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
新契約手数料	1,934	1,973	1,885	1,817	1,731
募集手数料	870	1,154	1,272	1,380	1,438
継続手数料	1,063	818	612	436	292
維持・集金手数料	2,089	1,861	1,887	1,844	1,862
総括代理店手数料	0	0	0	0	0
委託手数料合計	4,024	3,835	3,773	3,662	3,595

## 株式会社ゆうちょ銀行との契約

## a．窓口端末機使用等許諾契約（平成26年3月締結）

株式会社ゆうちょ銀行が所有し、郵便局の窓口に設置している窓口端末機を、郵便局が当社から受託した業務の処理を目的として使用することについて、株式会社ゆうちょ銀行が当社に許諾すること等を定めた契約であります。本契約において当社は、株式会社ゆうちょ銀行に対して、株式会社ゆうちょ銀行が毎年度定めて通知する機器使用料を支払うものとされており、本契約の有効期間は契約締結日から1年間（1年ごとの自動更新条項付）とされており、

## (2) 管理機構との契約

## 簡易生命保険管理業務委託契約（平成19年9月締結）

管理機構が公社から承継した簡易生命保険管理業務のうち、簡易生命保険契約の維持・管理、保険料の収納、保険金の支払、資産運用等の業務を当社が管理機構から受託する契約であります。本契約において管理機構は、下記 の再保険契約が有効である間については、委託業務に関する手数料は支払わないものとされており、本契約は期限の定めのない契約であり、再保険契約の終了に伴い終了する旨が定められております。また、当社が破産の申立てを行った場合等、本契約に定める特段の事由が発生した場合には、管理機構は、予告なく本契約を解除することが可能であります。なお、本契約の変更・解除は、管理機構が総務大臣の認可を受けなければ効力を生じないとされており、

## 旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約（平成19年9月締結）

管理機構が公社から承継した簡易生命保険契約について、管理機構が負う保険責任のすべてを当社が受再する契約であります。管理機構は、簡易生命保険契約の保険料のすべてを再保険料として当社に払い込むこととされており、また、本契約において当社は、毎事業年度末において、再保険損益の8割と公社解散時において確定している簡易生命保険契約の契約者配当の分配のために必要な額の合計額を、再保険配当として契約者配当準

備金に繰り入れることとしております。再保険配当の計算方法の変更の必要性については、毎事業年度、管理機構と当社間で協議することとされておりますが、本契約締結以降、当該計算方法が変更されたことはなく、本書提出日時点において変更の予定もありません。

本契約は期限の定めのない契約であり、管理機構は、6カ月前の書面による通知により解除について協議を申し入れた上で、解除することが可能であります。また、本契約に定める特段の事由が存在する場合、管理機構は直ちに本契約を解除することが可能であります。なお、本契約の変更・解除は、管理機構が総務大臣の認可を受けなければ効力を生じないとされております。

#### 借入金に関する契約（平成19年9月締結）

管理機構が公社から承継した簡易生命保険契約の契約者に対する貸付金及び地方公共団体等に対する貸付金の総額に相当する額について、公社が相手方と約定した貸付条件と同一の条件で、当社が管理機構に対し貸付をする契約であります。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第9期連結会計年度及び第10期第1四半期連結累計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与えない見積りを必要とします。

経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性があると考えております。

#### 金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、原則として市場価格に基づいて算定しております。

なお、金融商品の時価の算定方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(金融商品関係)及び(デリバティブ取引関係)に記載のとおりであります。

#### 有価証券の減損処理

売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が著しく下落したのものについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。株式市場の悪化等、将来の金融市場の状況によっては、有価証券評価損を計上する可能性があります。

#### 繰延税金資産の回収可能性の評価

繰延税金資産の回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得を合理的に見積っております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社を取り巻く経営環境に大きな変化があった場合等、その見積り額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

#### 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、回収不能見積り額を計上しております。

将来、債務者の財務状況が悪化し支払い能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

なお、貸倒引当金の計上基準は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

#### 支払備金の計上方法

保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金等のうち、未だ支払っていない金額を支払備金として計上しております。この支払備金には、当社が未だ支払事由の発生の報告を受けていないが、支払事由が既に発生したと認める保険金等を含みます。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、支払備金の計上額が当初の見積り額から変動する可能性があります。

#### 責任準備金の積立方法

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。

保険数理計算に使用される基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく異なる場合、あるいは基礎率を変更する必要がある場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、責任準備金の積立方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載のとおりであります。

#### 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

このため、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件の変更が行われた場合には、将来の退職給付債務及び退職給付費用が変動する可能性があります。

なお、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の（退職給付関係）に記載のとおりであります。

### (2) 経営成績の分析

第9期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

#### 経常収益

経常収益は、前連結会計年度に比べ1兆648億円減少し、10兆1,692億円（前期比9.5%減）となりました。

その内訳は、保険料等収入5兆9,567億円（同0.8%増）、資産運用収益1兆4,607億円（同5.2%減）、その他経常収益2兆7,517億円（同27.2%減）となっております。

##### a. 保険料等収入

保険料等収入は、4月から発売した学資保険「はじめのかんぽ」の好調な販売等により、前連結会計年度に比べ450億円増加し、5兆9,567億円（前期比0.8%増）となりました。

##### b. 資産運用収益

資産運用収益は、利息及び配当金等収入の減少等により、前連結会計年度に比べ798億円減少し、1兆4,607億円（前期比5.2%減）となりました。

##### c. その他経常収益

その他経常収益は、前連結会計年度に比べ1兆300億円減少し、2兆7,517億円（前期比27.2%減）となりました。

#### 経常費用

経常費用は、前連結会計年度に比べ1兆947億円減少し、9兆6,766億円（前期比10.2%減）となりました。

その内訳は、保険金等支払金が9兆595億円（同10.8%減）、責任準備金等繰入額が14億円（同67.6%減）、資産運用費用が109億円（同39.3%減）、事業費が5,131億円（同0.2%減）、その他経常費用が914億円（同24.0%増）となっております。

##### a. 保険金等支払金

保険金等支払金は、満期保険金の支払が減少したこと等から、前連結会計年度に比べ1兆1,013億円減少し、9兆595億円（前期比10.8%減）となりました。

##### b. 責任準備金等繰入額

責任準備金等繰入額は、契約者配当金積立利息繰入額の減少により、前連結会計年度に比べ31億円減少し、14億円（前期比67.6%減）となりました。

##### c. 資産運用費用

資産運用費用は、有価証券売却損が減少したこと等により、前連結会計年度に比べ71億円減少し、109億円（前期比39.3%減）となりました。

##### d. 事業費

事業費は、前連結会計年度に比べ8億円減少し、5,131億円（前期比0.2%減）となりました。

##### e. その他経常費用

その他経常費用は、前連結会計年度に比べ176億円増加し、914億円（前期比24.0%増）となりました。

#### 経常利益

上記 及び の結果、経常利益は、前連結会計年度に比べ298億円増加し、4,926億円（前期比6.5%増）となりました。

#### 特別損失

特別損失は、固定資産等の処分損が減少したことから、前連結会計年度に比べ6億円減少し、993億円（前期比0.7%減）となりました。

#### 契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は、前連結会計年度に比べ414億円減少し、2,007億円（前期比17.1%減）となりました。

#### 法人税等合計

法人税等合計は、法人税等の税率の変更により、繰延税金資産が取崩されたこと等から前連結会計年度に比べ534億円増加し、1,112億円（前期比92.5%増）となりました。

#### 当期純利益

上記 から までの結果、当期純利益は、前連結会計年度に比べ185億円増加し、813億円（前期比29.5%増）となりました。

#### 第10期第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

##### 経常収益

経常収益は、2兆4,731億円となりました。

その内訳は、保険料等収入1兆3,515億円、資産運用収益3,446億円、その他経常収益7,769億円となっております。

##### a. 保険料等収入

保険料等収入は、保有契約の減少や昨年4月から発売した学資保険「はじめのかんぽ」が発売から1年が経過し、販売当初に比べて件数が減少したこと等により、1兆3,515億円となりました。

##### b. 資産運用収益

資産運用収益は、有価証券売却益及び利息及び配当金等収入の減少等により、3,446億円となりました。

##### c. その他経常収益

その他経常収益は、7,769億円となりました。

##### 経常費用

経常費用は、2兆3,657億円となりました。

その内訳は、保険金等支払金が2兆2,107億円、責任準備金等繰入額が2億円、資産運用費用が24億円、事業費が1,278億円、その他経常費用が244億円となっております。

##### a. 保険金等支払金

保険金等支払金は、満期保険金の支払が減少したこと等から、2兆2,107億円となりました。

##### b. 責任準備金等繰入額

責任準備金等繰入額は、契約者配当金積立利息繰入額の減少により、2億円となりました。

##### c. 資産運用費用

資産運用費用は、有価証券売却損が減少したこと等により、24億円となりました。

##### d. 事業費

事業費は、1,278億円となりました。

##### e. その他経常費用

その他経常費用は、244億円となりました。

#### 経常利益

上記 及び の結果、経常利益は、1,074億円となりました。

#### 特別利益

特別利益は、固定資産等の処分益が発生したことから、3億円となりました。

特別損失

特別損失は、194億円となりました。

契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は、563億円となりました。

法人税等合計

法人税等合計は、90億円となりました。

親会社株主に帰属する四半期純利益

上記 から までの結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は、229億円となりました。

(3) 財政状態の分析

第9期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

資産の部

資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ2兆1,777億円減少し、84兆9,150億円（前期比2.5%減）となりました。

主な要因は、有価証券が前連結会計年度末に比べ3兆1,017億円減少し、66兆2,762億円（同4.5%減）となったことや、管理機構に対する貸付残高の減少により、貸付金が、前連結会計年度末に比べ1兆432億円減少し、9兆9,773億円（同9.5%減）となったことによるものであります。

負債の部

負債の部合計は、前連結会計年度末に比べ2兆6,153億円減少し、82兆9,392億円（前期比3.1%減）となりました。

主な要因は、保有契約の減少により、責任準備金が、前連結会計年度末に比べ2兆6,328億円減少し、75兆1,126億円（同3.4%減）となったことによるものであります。

純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ4,375億円増加し、1兆9,757億円（前期比28.4%増）となりました。

主な要因は、当連結会計年度において、当期純利益を813億円計上したことや、保有している有価証券等の含み益が増加したことに伴い、その他有価証券評価差額金が、前連結会計年度末に比べ3,732億円増加し、5,580億円（同202.0%増）となったことによるものであります。

第10期第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

資産の部

資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ3,698億円減少し、84兆5,451億円（前連結会計年度末比0.4%減）となりました。

主な要因は、有価証券が前連結会計年度末に比べ6,906億円増加し、66兆9,669億円（同1.0%増）となったことや、貸付金が前連結会計年度末に比べ281億円の減少にとどまり、9兆9,492億円（同0.3%減）となったことによるものであります。

負債の部

負債の部合計は、前連結会計年度末に比べ3,872億円減少し、82兆5,520億円（前連結会計年度末比0.5%減）となりました。

主な要因は、保有契約の減少により、責任準備金が、前連結会計年度末に比べ7,528億円減少し、74兆3,597億円（同1.0%減）となったことによるものであります。

純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ174億円増加し、1兆9,931億円（前連結会計年度末比0.9%増）となりました。

主な要因は、当第1四半期連結累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純利益を229億円計上したことや、保有している有価証券等の含み益が増加したことに伴い、その他有価証券評価差額金が、前連結会計年度末に比べ191億円増加し、5,771億円（同3.4%増）となったことによるものであります。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第9期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、満期保険金の支払が減少したこと等により、前連結会計年度と比べて8,626億円支出減の2兆8,884億円の支出となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の回収が減少したこと等により、前連結会計年度と比べて1兆2,697億円収入減の3兆4,487億円の収入となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払の減少等により、前連結会計年度と比べて58億円支出減の173億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の残高

上記 から までの結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、期首から5,429億円増加し、2兆2,137億円となりました。

(5) 経営者の問題認識と今後の方針

当社は、平成19年10月に生命保険業を開始して以来、全国の郵便局ネットワークを主要な販売チャネルとして、シンプルで小口な商品を提供しており、現在では、保険料等収入（平成26年度：5兆9,567億円）、個人保険の保有契約年換算保険料（平成26年度末：5兆1,825億円（管理機構から受再している簡易生命保険契約（保険）と当社が引き受けた保険契約（個人保険）の合算）、国内生命保険会社におけるシェア24.3%（生命保険協会が公表している国内生命保険会社全社の年換算保険料と簡易生命保険契約の年換算保険料の合計のうち、上記金額が占める割合）、総資産規模（平成26年度末：84.9兆円）において、国内最大級の生命保険会社となっております。

また、当社は、その前身である逓信省による簡易生命保険事業の創業から約1世紀にわたって日本国内で生命保険業を営んでおり、平成26年度末において、保険の保有契約件数約3,300万件、被保険者数約2,500万人の顧客基盤を有しております。これらの基盤は、主に家庭市場を中心に販売活動を行っている郵便局チャネルにより確立されたため、女性・中高年層に強みを持っていると考えております。具体的には、管理機構から受再している簡易生命保険契約を含めた平成26年度末の保有契約の被保険者のうち、約6割が女性となっております。また、平成26年度の新契約件数のうち、約6割の契約者が50歳代以上となっております。

当社の事業活動に対しては郵政民営化法が適用され、新商品の開発など重要な事業戦略について、他の生命保険会社にはない法令上の認可等が要請されるなど、一定の制約の下に事業経営を行っておりますが、既存商品の改定やサービスの改善を通じて、継続して新契約実績を増加させ、お客さまのご支持をいただいていると考えております。

しかしながら、管理機構から受再している簡易生命保険契約の減少による保険料等収入の減少や新規契約の増加による事業費の増加等が、当社の業績及び財務状況に少なからず影響を与える状況が見込まれることから、当社は、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指す」という方針のもと、企業広告などのさまざまな活動などによりブランド価値を向上させ、当社が成長するために必要となる経営基盤を確立することを目指しております。具体的には、当社の強みをさらに強固にする商品・サービスを開発することで、管理機構から受再している簡易生命保険契約と当社が引き受けた保険契約を合算した保有契約件数全体を底打ち・反転させ、本格的な成長軌道への転換に道筋をつけていくために、引受から支払まで簡易・迅速・正確に行う態勢整備、販売チャネルの営業力強化、お客さまニーズに対応した商品開発、高齢者サービスの充実、運用収益力の向上、内部管理態勢の強化、人材育成の強化等の主要施策に取り組むこととしております。



## （参考1）健全性の状況

第9期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## （1）基礎利益

基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。

当社の当事業年度における基礎利益は、5,154億円となりました。

（経常利益等の明細（基礎利益））

（単位：百万円）

項目	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
基礎利益 (A)	482,052	515,417
キャピタル収益	82,269	94,683
金銭の信託運用益	9,736	32,762
売買目的有価証券運用益	-	-
有価証券売却益	71,074	61,908
金融派生商品収益	-	-
為替差益	1,452	12
その他キャピタル収益	5	-
キャピタル費用	20,493	30,527
金銭の信託運用損	-	-
売買目的有価証券運用損	-	-
有価証券売却損	10,205	4,963
有価証券評価損	-	-
金融派生商品費用	2,161	773
為替差損	-	-
その他キャピタル費用	8,126	24,790
キャピタル損益 (B)	61,776	64,156
キャピタル損益含み基礎利益 (A) + (B)	543,828	579,573
臨時収益	94,807	90,087
再保険収入	-	-
危険準備金戻入額	94,807	90,087
個別貸倒引当金戻入額	-	-
その他臨時収益	-	-
臨時費用	175,129	176,491
再保険料	-	-
危険準備金繰入額	-	-
個別貸倒引当金繰入額	-	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-	-
貸付金償却	-	-
その他臨時費用	175,129	176,491
臨時損益 (C)	80,322	86,403
経常利益 (A) + (B) + (C)	463,506	493,169

（注）1．金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額（前事業年度：8,126百万円、当事業年度：24,790百万円）を、「その他キャピタル費用」に計上し、基礎利益に含めております。

2．その他運用収益のうちキャピタル・ゲインに相当する額（前事業年度：5百万円）を基礎利益に含めず、「その他キャピタル収益」に計上しております。

3．その他運用費用のうちキャピタル・ロスに相当する額（前事業年度：0百万円）を基礎利益に含めず、「その他キャピタル費用」に計上しております。

4．「その他臨時費用」には、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた額（前事業年度：175,129百万円、当事業年度：176,491百万円）を記載しております。

## (2) 連結ソルベンシー・マージン比率

生命保険会社は将来の保険金等のお支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつであります。

この比率が200%を下回った場合は、当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

当連結会計年度末における連結ソルベンシー・マージン比率は1,644.2%と高い健全性を維持しております。

(単位：百万円)

項目	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,134,732	5,706,126
資本金等	1,334,246	1,387,508
価格変動準備金	614,233	712,167
危険準備金	2,588,798	2,498,711
異常危険準備金	-	-
一般貸倒引当金	91	77
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	238,976	703,549
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	3,465	10,077
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	3,317	7,920
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	358,533	406,267
負債性資本調達手段等	-	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
リスクの合計額 $\left[ \left( R_1^2 + R_3^2 \right)^{1/2} + R_8 + R_9 \right]^2 + \left( R_2 + R_3 + R_7 \right)^2 + R_4 + R_6$ (B)	631,890	694,064
保険リスク相当額 $R_1$	168,426	163,796
一般保険リスク相当額 $R_5$	-	-
巨大災害リスク相当額 $R_6$	-	-
第三分野保険の保険リスク相当額 $R_8$	99,913	88,568
少額短期保険業者の保険リスク相当額 $R_9$	-	-
予定利率リスク相当額 $R_2$	198,138	184,450
最低保証リスク相当額 $R_7$	-	-
資産運用リスク相当額 $R_3$	355,728	443,176
経営管理リスク相当額 $R_4$	16,444	17,599
ソルベンシー・マージン比率 (A) / { (1/2) × (B) } × 100	1,625.1%	1,644.2%

(注) 保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

## (3) 負債中の内部留保（危険準備金及び価格変動準備金）の積立状況

生命保険会社では、大災害の発生、金融資産の価格変動等、生命保険事業の経営環境の変化に伴うリスクに備え、将来にわたる健全で安定的な経営を確保するために、危険準備金と価格変動準備金を積み立てることとしております。

当連結会計年度末における残高は危険準備金 2兆4,987億円、価格変動準備金7,121億円となり、合計で3兆2,108億円となりました。

（単位：億円）

	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
危険準備金	25,887	24,987
価格変動準備金	6,142	7,121
合計	32,030	32,108

## (4) 連結実質純資産額

実質純資産額とは、資産全体を時価評価して求めた資産の合計から、危険準備金や価格変動準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を引いたものであり、決算期末の保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標のひとつであります。この数値がマイナスになると業務停止命令等の対象となることがあります（ただし、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損を除いた額がプラスとなり、かつ、流動性資産が確保されている場合には、原則として業務停止命令等の措置は取られないこととなっております。）。当連結会計年度末における連結実質純資産額は11兆5,211億円となりました。

（単位：億円）

前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
94,469	115,211

## (5) 追加責任準備金

追加責任準備金とは、加入時の計算基礎で計算した積立額では、逆ざや等により保険金等の支払いに不足する額として追加して積み立てている責任準備金であります。当連結会計年度末における追加責任準備金は6兆670億円を積み立てております。なお、責任準備金の積立方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等（1）連結財務諸表」の（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）に記載のとおりであります。

（単位：億円）

前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
61,353	60,670

## (6) 有価証券含み損益の状況

含み損益とは、保有している資産の時価と帳簿価額との差額であります。

当社において、当連結会計年度末の含み損益は、全体で6兆4,940億円となりました。

金銭の信託の含み損益は3,552億円、その他有価証券全体の含み損益は7,817億円となりました。その他有価証券の含み損益は損益計算書には計上されず、税効果相当額を控除した金額を貸借対照表の純資産の部のその他有価証券評価差額金として計上しております。

（単位：億円）

	前連結会計年度末 (平成26年3月31日)	当連結会計年度末 (平成27年3月31日)
	含み損益(税効果適用前)	
合計	45,344	64,940
満期保有目的の債券	31,697	45,371
責任準備金対応債券	10,991	11,752
その他有価証券	(注)1 2,655	(注)2 7,817
うち金銭の信託	825	3,552

(注)1 . 税効果適用後の金額は、1,847億円になります。

2 . 税効果適用後の金額は、5,580億円になります。

## (7) リスク管理債権の状況

貸付金のうち、返済状況が正常でない債権をリスク管理債権といたしますが、当社において、リスク管理債権に該当するものではありません。

第10期第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

(1) 基礎利益

基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。

当社の当第1四半期累計期間における基礎利益は、1,130億円となりました。

（経常利益等の明細（基礎利益））

（単位：百万円）

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
基礎利益 (A)	113,069
キャピタル収益	15,183
金銭の信託運用益	14,226
売買目的有価証券運用益	-
有価証券売却益	-
金融派生商品収益	956
為替差益	-
その他キャピタル収益	-
キャピタル費用	6,364
金銭の信託運用損	-
売買目的有価証券運用損	-
有価証券売却損	-
有価証券評価損	-
金融派生商品費用	-
為替差損	1,257
その他キャピタル費用	5,107
キャピタル損益 (B)	8,818
キャピタル損益含み基礎利益 (A) + (B)	121,887
臨時収益	30,335
再保険収入	-
危険準備金戻入額	30,335
個別貸倒引当金戻入額	-
その他臨時収益	-
臨時費用	44,614
再保険料	-
危険準備金繰入額	-
個別貸倒引当金繰入額	-
特定海外債権引当勘定繰入額	-
貸付金償却	-
その他臨時費用	44,614
臨時損益 (C)	14,278
経常利益 (A) + (B) + (C)	107,609

(注) 1. 金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額（当第1四半期累計期間：5,107百万円）を、「その他キャピタル費用」に計上し、基礎利益に含めております。

2. 「その他臨時費用」には、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てた額（当第1四半期累計期間：44,614百万円）を記載しております。

## (2) 連結ソルベンシー・マージン比率

生命保険会社は将来の保険金等のお支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標のひとつであります。

この比率が200%を下回った場合は、当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性のひとつの基準を満たしていることになります。

当第1四半期連結会計期間末における連結ソルベンシー・マージン比率は1,593.8%と高い健全性を維持しております。

(単位：百万円)

項目	当第1四半期 連結会計期間末 (平成27年6月30日)
ソルベンシー・マージン総額 (A)	5,756,742
資本金等	1,410,445
価格変動準備金	731,380
危険準備金	2,468,375
異常危険準備金	-
一般貸倒引当金	80
その他有価証券の評価差額×90% (マイナスの場合100%)	727,305
土地の含み損益×85% (マイナスの場合100%)	6,434
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	7,758
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	417,705
負債性資本調達手段等	-
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-
控除項目	-
その他	127
リスクの合計額 $\left[ (R_1^2 + R_2^2)^{1/2} + R_3 + R_4 \right]^2 + (R_5 + R_6 + R_7)^2 + R_8 + R_9$ (B)	722,376
保険リスク相当額 R <sub>1</sub>	162,705
一般保険リスク相当額 R <sub>5</sub>	-
巨大災害リスク相当額 R <sub>6</sub>	-
第三分野保険の保険リスク相当額 R <sub>8</sub>	85,874
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R <sub>9</sub>	-
予定利率リスク相当額 R <sub>2</sub>	181,318
最低保証リスク相当額 R <sub>7</sub>	-
資産運用リスク相当額 R <sub>3</sub>	477,577
経営管理リスク相当額 R <sub>4</sub>	18,149
ソルベンシー・マージン比率 (A) / { (1/2) × (B) } × 100	1,593.8%

(注) 保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。ただし、一部の項目については、保険業法施行規則等の規定に準じて、当社が合理的と判断する方法で算出しております。

(3) 負債中の内部留保(危険準備金及び価格変動準備金)の積立状況

生命保険会社では、大災害の発生、金融資産の価格変動等、生命保険事業の経営環境の変化に伴うリスクに備え、将来にわたる健全で安定的な経営を確保するために、危険準備金と価格変動準備金を積み立てることとしております。

当第1四半期連結会計期間末における残高は危険準備金2兆4,683億円、価格変動準備金7,313億円となり、合計で3兆1,997億円となりました。

(単位:億円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成27年6月30日)
危険準備金	24,683
価格変動準備金	7,313
合計	31,997

(4) 連結実質純資産額

実質純資産額とは、資産全体を時価評価して求めた資産の合計から、危険準備金や価格変動準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を引いたものであり、決算期末の保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標のひとつであります。この数値がマイナスになると業務停止命令等の対象となることがあります(ただし、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損を除いた額がプラスとなり、かつ、流動性資産が確保されている場合には、原則として業務停止命令等の措置は取られないこととなっております。)。当第1四半期連結会計期間末における連結実質純資産額は11兆1,148億円となりました。

(単位:億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成27年6月30日)
111,148

(5) 追加責任準備金

追加責任準備金とは、加入時の計算基礎で計算した積立額では、逆ざや等により保険金等の支払いに不足する額として追加して積み立てている責任準備金であります。当第1四半期連結会計期間末における追加責任準備金は6兆524億円を積み立てております。なお、追加責任準備金には平成22年度より、管理機構からの受再保険の一部を対象に、10年間にわたり新たに追加して積み立てることとした金額(当第1四半期連結累計期間積立額:446億円)を含みます。

(単位:億円)

当第1四半期連結会計期間末 (平成27年6月30日)
60,524

## (6) 有価証券含み損益の状況

含み損益とは、保有している資産の時価と帳簿価額との差額であります。

当社において、当第1四半期連結会計期間末の含み損益は、全体で6兆854億円となりました。

金銭の信託の含み損益は4,126億円、その他有価証券全体の含み損益は8,081億円となりました。その他有価証券の含み損益は損益計算書には計上されず、税効果相当額を控除した金額を貸借対照表の純資産の部のその他有価証券評価差額金として計上しております。

（単位：億円）

	当第1四半期連結会計期間末 (平成27年6月30日)	
	含み損益(税効果適用前)	
合計		60,854
満期保有目的の債券		41,814
責任準備金対応債券		10,958
その他有価証券	(注)	8,081
うち金銭の信託		4,126

(注) 税効果適用後の金額は、5,771億円になります。



## （参考2）当社のE V

### （1）E Vの概要

#### E Vについて

エンベディッド・バリュー（以下「E V」といいます。）は対象事業に割り当てられた、資産及び負債から生じる株主への分配可能な利益の価値の見積りであります。ただし、将来の新契約から生じる価値は含みません。この価値は、修正純資産及び保有契約価値で構成されるものであります。

修正純資産は株主に帰属すると考えられる純資産（時価）であり、必要資本とフリー・サープラスで構成されるものであります。

保有契約価値は、保有契約から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益の評価日時点の現在価値であり、必要資本を維持するための費用等を控除したものであります。

生命保険契約は、一般に販売時に多くのコストが発生するため、一時的には損失が発生するものの、契約が継続することで、将来にわたり生み出される利益によりそのコストを回収することが期待される収支構造となっております。現行の法定会計では、このような収支構造をそのまま各年度の損益として把握しておりますが、E Vは、全保険期間を通じた損益を現在価値で評価することとなるため、現行の法定会計による財務情報では不足する情報を補うことができる指標の一つと考えております。

#### E E Vについて

E Vの開示に関する一貫性と透明性の改善を図る目的で、平成16年5月にヨーロッパの主要保険会社のC F O（最高財務責任者）の集まりである、C F Oフォーラムが、ヨーロッパ・エンベディッド・バリュー（以下「E E V」といいます。）原則及び指針（ガイダンス）を制定いたしました。さらに、平成17年10月には、感応度及び開示に関連した指針（ガイダンス）が追加されております。

#### E E Vの計算手法

欧州や日本の状況を踏まえ、当社ではE E V原則に則り、市場整合的手法を用いて計算したE Vを計算しております。ここで、市場整合的手法とは、資産又は負債から発生するキャッシュ・フローを市場で取り引きされている金融商品と整合的に評価するものであります。

### （2）簡易生命保険契約について

当社は、郵政民営化法に基づき、平成19年10月1日に発足しました。また、平成19年9月末までに契約された簡易生命保険契約は、管理機構に承継されるとともに、管理機構が負う保険責任のすべてについて、当社が受継しております。

当社は、管理機構との再保険契約において、簡易生命保険契約を他の保険契約と区分して管理すること（簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金も区分して管理すること）、簡易生命保険契約から生じた利益（危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益も含んでおります。）も区分して管理すること、及びこの区分の利益に応じて、管理機構へ再保険配当をすることを定めております。E E Vの計算においては、この管理機構への再保険配当を差し引いた後の利益を反映しております。

このように管理機構への再保険配当の原資に、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益が含まれることから、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は修正純資産には含めておらず、将来にわたって戻入する前提で保有契約価値に含めて計算しております。また、将来利益の計算において、簡易生命保険契約に係る資産は簿価評価しております。なお、この取扱いは「E E V原則の指針（ガイダンス）G10.10」で認められております。

## (3) E E Vの計算結果

当社のE E Vは以下のとおりであります。

(単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減
E E V	33,868	35,013	1,145
修正純資産	22,959	29,755	6,795
保有契約価値	10,909	5,258	5,650

	平成26年3月期	平成27年3月期	増減
新契約価値	1,851	1,342	509

## 修正純資産

修正純資産は、資産の市場価値のうち、契約者に対する負債及びその他の負債の価値を超過する部分であり、株主に帰属すると考えられる価値であります。金利低下に伴う有価証券の含み損益の増加を主な理由として、平成27年3月末における修正純資産は平成26年3月末から増加しております。修正純資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減
修正純資産	22,959	29,755	6,795
純資産の部計 <sup>(注1)</sup>	13,510	14,120	609
負債中の内部留保 <sup>(注2)</sup>	2,982	4,011	1,028
一般貸倒引当金	0	0	0
有価証券の含み損益 <sup>(注3)</sup>	10,250	17,415	7,165
貸付金の含み損益 <sup>(注4)</sup>	417	566	149
不動産の含み損益	34	100	66
退職給付の未積立債務 <sup>(注5)</sup>	33	79	46
上記項目に係る税効果	4,201	6,338	2,137

(注) 1. 計算対象に子会社を含めているため、連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。

2. 危険準備金及び価格変動準備金の合計額を計上しております。ただし、簡易生命保険契約に係る部分を除いております。

3. 株式については、会計上は期間末前1カ月の時価の平均により評価しておりますが、E E Vの計算では期末日時点の時価により評価しております。ただし、簡易生命保険契約に係る部分を除いております。

4. 簡易生命保険契約に係る部分を除いております。

5. 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を計上しております。

平成27年3月末の修正純資産を計算する際に除いた簡易生命保険契約に係る部分は以下のとおりであります。「(2) 簡易生命保険契約について」をご参照ください。

(単位：億円)

	会社合計	簡易生命保険契約に係る部分	修正純資産
修正純資産	89,658	59,903	29,755
純資産の部計 <sup>(注1)</sup>	14,120		14,120
負債中の内部留保 <sup>(注2)</sup>	32,108	28,097	4,011
一般貸倒引当金	0		0
有価証券の含み損益 <sup>(注3)</sup>	64,834	47,418	17,415
貸付金の含み損益	9,204	8,637	566
不動産の含み損益	100		100
退職給付の未積立債務 <sup>(注4)</sup>	79		79
上記項目に係る税効果	30,589	24,250	6,338

(注) 1. 連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。

2. 危険準備金及び価格変動準備金の合計額を計上しております。

3. 株式については、会計上は期間末前1カ月の時価の平均により評価しておりますが、E E Vの計算では期末日時点の時価により評価しております。

4. 未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異を計上しております。

#### 保有契約価値

保有契約価値は、保有契約の評価日時点における価値を表したもので、保有契約から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益を現在価値に割り引いております。新契約獲得による価値（新契約価値）の増加はあるものの、金利低下を主な理由として、平成27年3月末における保有契約価値は平成26年3月末から減少しております。保有契約価値の内訳は以下のとおりであります。

保有契約価値には、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金が将来にわたって戻入する前提で、その戻入による利益を含めて計算しております。「(2) 簡易生命保険契約について」をご参照ください。

(単位：億円)

	平成26年3月末	平成27年3月末	増減
保有契約価値	10,909	5,258	5,650
確実性等価将来利益現価	13,814	9,014	4,799
オプションと保証の時間価値	2,203	2,927	723
必要資本を維持するための費用	0	1	1
非フィナンシャル・リスクに係る費用	700	827	126

## 新契約価値

新契約価値は、当期間に獲得した新契約の契約獲得時点における価値を表したものであります。金利低下を主な理由として、平成27年3月期における新契約価値は平成26年3月期から減少しております。新契約価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	平成26年3月期	平成27年3月期	増減
新契約価値	1,851	1,342	509
確実性等価将来利益現価	2,212	1,723	488
オプションと保証の時間価値	293	310	17
必要資本を維持するための費用	22	32	9
非フィナンシャル・リスクに係る費用	44	38	5

なお、新契約マージン（新契約価値の保険料収入現価に対する比率）は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	平成26年3月期	平成27年3月期	増減
新契約価値	1,851	1,342	509
保険料収入現価 <sup>(注)</sup>	52,185	55,945	3,760
新契約マージン	3.55%	2.40%	1.15ポイント

(注) 将来の収入保険料を、新契約価値の計算に用いたリスク・フリー・レートで割り引いております。

## (4) 平成26年3月末E E Vからの変動要因

(単位：億円)

	修正純資産	保有契約価値	E E V
平成26年3月末E E V	22,959	10,909	33,868
平成26年3月末E E Vの調整	203		203
平成26年3月末E E V（調整後）	22,755	10,909	33,664
平成27年3月期新契約価値		1,342	1,342
期待収益（リスク・フリー・レート分）	10	467	478
期待収益（超過収益分）	22	155	177
保有契約価値からの移管	253	253	
うち平成26年3月末保有契約	45	45	
うち平成27年3月期新契約	298	298	
前提条件（非経済前提）と実績の差異	124	9	115
前提条件（非経済前提）の変更	274	371	96
前提条件（経済前提）と実績の差異	6,820	7,489	668
平成27年3月末E E V	29,755	5,258	35,013

#### 平成26年3月末E E Vの調整

当社は平成27年3月期において168億円の株主配当金を支払っており、修正純資産がその分減少しております。

また、「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）第67項本文に掲げられた定めについて平成27年3月期より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直しております。この際、「退職給付に関する会計基準」第37項に定める経過的な取扱いに従って、平成27年3月期の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減したため、利益剰余金が35億円減少しております。この分を修正純資産に反映しております。

#### 平成27年3月期新契約価値

新契約価値は、平成27年3月期に新契約を獲得したことによる契約獲得時点における価値を表わしたものであり、契約獲得に係る費用を控除した後の金額が反映されております。なお、平成27年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」に基づく法人税率の引き下げ及び消費税率の引き上げ時期の変更（以下「税制の改正」といいます。）を織り込んでおります。

#### 期待収益（リスク・フリー・レート分）

保有契約価値の計算にあたっては、将来の期待収益をリスク・フリー・レートで割り引いておりますので、時間の経過とともに割引の影響が解放されます。なおこれには、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及び非フィナンシャル・リスクに係る費用のうち平成27年3月期分の解放を含んでおります。修正純資産からは、対応する資産からリスク・フリー・レート分に相当する収益が発生しております。

#### 期待収益（超過収益分）

E E Vの計算にあたっては、将来の期待収益としてリスク・フリー・レートをを用いておりますが、実際の会社はリスク・フリー・レートを超過する利回りを期待しております。この項目は、その期待される超過収益を表しております。

#### 保有契約価値からの移管

平成27年3月期に実現が期待されていた利益（法定会計上の予定利益）が、保有契約価値から修正純資産に移管されます。これには、平成26年3月末の保有契約から期待される平成27年3月期の利益と、平成27年3月期に獲得した新契約からの、契約獲得に係る費用を含めた平成27年3月期の損益が含まれております。

これらは保有契約価値から修正純資産への振替えであり、E E Vの金額には影響しません。

#### 前提条件（非経済前提）と実績の差異

平成26年3月末の保有契約価値の計算に用いた前提条件（非経済前提）と、平成27年3月期の実績の差額であります。

#### 前提条件（非経済前提）の変更

前提条件（非経済前提）を更新したことにより、平成28年3月期以降の収支が変化することによる影響であります。

当項目には、税制の改正による影響を反映（E E Vは287億円の増加）しており、うち修正純資産への影響額は274億円の増加となります。なお、新契約価値に反映された税制の改正の影響は当項目には含まれておりません。

#### 前提条件（経済前提）と実績の差異

市場金利やインプライド・ボラティリティ等の経済前提が、平成26年3月末E E V計算に用いたものと異なることによる影響であります。当該影響は、平成27年3月期の実績及び平成28年3月期以降の見積りの変更を含んでおります。

修正純資産の増加は、主に金利低下により有価証券の含み損益が増加したことによるものであります。保有契約価値の減少も、主に金利低下によるものであります。

## (5) 感応度（センシティブティ）

前提条件を変更した場合のE E Vの感応度は以下のとおりであります。感応度は、一度に1つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならないことにご注意ください。

(単位：億円)

前提条件	E E V	増減額
平成27年3月末E E V	35,013	
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	36,857	1,844
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	31,487	3,525
感応度3：株式・不動産価値10%下落	34,675	337
感応度4：事業費率（維持費）10%減少	36,085	1,072
感応度5：解約失効率10%減少	35,425	412
感応度6：保険事故発生率（死亡保険）5%低下	35,926	913
感応度7：保険事故発生率（年金保険）5%低下	34,134	878
感応度8：必要資本を法定最低水準に変更	35,015	1
感応度9：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	34,929	83
感応度10：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	33,359	1,654

感応度1から3について、修正純資産の変動額は以下のとおりであります。また、感応度4から10については、保有契約価値のみの変動額となります。

(単位：億円)

前提条件	増減額
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	8,295
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	5,688
感応度3：株式・不動産価値10%下落	199

## 新契約価値の感応度

(単位：億円)

前提条件	新契約価値	増減額
平成27年3月期新契約価値	1,342	
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	1,987	645
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	613	729
感応度3：株式・不動産価値10%下落	1,342	
感応度4：事業費率（維持費）10%減少	1,496	154
感応度5：解約失効率10%減少	1,436	94
感応度6：保険事故発生率（死亡保険）5%低下	1,398	56
感応度7：保険事故発生率（年金保険）5%低下	1,342	0
感応度8：必要資本を法定最低水準に変更	1,365	23
感応度9：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	1,338	4
感応度10：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	1,212	129

感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇

- a. リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が50bp上昇(各年限とも上昇)した場合の影響を表しております。債券・貸付金等、金利の変動により時価が変動する資産を再評価するとともに、将来の運用利回りや割引率を変動させて保有契約価値を再計算しております。
- b. E E V原則では、リスク・フリー・レートの変動幅を100bpとして感応度を開示することとされておりますが、現在の日本の金利水準等を踏まえ、50bpの変動幅で計算しております(感応度2も同様です。)
- 感応度2: リスク・フリー・レート50bp低下  
リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が50bp低下(各年限とも低下)した場合の影響を表しております。
- なお、リスク・フリー・レートが0%を下回る場合は0%としております。
- 感応度3: 株式・不動産価値10%下落  
株式及び不動産の評価日時点の価格が10%下落した場合の影響を表しております。
- 感応度4: 事業費率(維持費)10%減少  
事業費率(契約維持に係るもの)が10%減少した場合の影響を表しております。
- 感応度5: 解約失効率10%減少  
解約失効率が10%減少(基本となる解約失効率に90%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- 感応度6: 保険事故発生率(死亡保険)5%低下  
死亡保険について、保険事故発生率(死亡率・罹患率)が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- 感応度7: 保険事故発生率(年金保険)5%低下  
年金保険について、保険事故発生率が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- 感応度8: 必要資本を法定最低水準に変更  
必要資本を法定最低水準(ソルベンシー・マージン比率200%水準)に変更した場合の影響を表しております。
- 感応度9: 株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇  
オプションと保証の時間価値の計算に使用する、株式オプションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。
- 感応度10: 金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇  
オプションと保証の時間価値の計算に使用する、金利スワップションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

#### (6) 注意事項

E E Vの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用し、それらの多くは個別会社の管理能力を超えた領域に属するものであります。また、将来の実績がE E Vの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合もあり得ます。

これらの理由により、本E E V開示は、E E V計算に用いられた将来の税引後利益が達成されることを表明するものではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

#### (7) その他の特記事項

当社では、保険数理に関する専門知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)に、E E Vについて検証を依頼し、意見書を受領しております。

## 付録A E E Vの計算手法

当社が平成27年3月末E E Vを計算するために使用した方法及び前提は市場整合的手法であり、平成16年5月にC F Oフォーラムにより制定されたE E V原則及び指針（ガイダンス）に準拠しております。

## (1) 対象事業

計算の対象範囲は、当社及びその子会社の取り扱う生命保険事業であります。

なお、当社は生命保険事業のみを取り扱っております。

また、当社は日本郵政グループの一員ですが、本計算は当社単独の計算となっております。

## (2) 修正純資産の計算方法

修正純資産は、貸借対照表の純資産の部の金額に対して、以下の調整を加えて計算しております。

なお、修正純資産から必要資本を控除したものがフリー・サープラスと呼ばれております。

修正純資産は、原則として時価評価するため、貸借対照表において時価評価されていない満期保有目的の債券などの有価証券等、貸付金、不動産等についても時価評価を行い、これらの含み損益を調整の上で修正純資産に加えております（ただし、簡易生命保険契約に係るものを除いております。「（参考2）当社のE V（2）簡易生命保険契約について」をご参照ください。）。

負債のうち、純資産に加算することが妥当と考えられるものについては、税効果を調整の上で修正純資産に加えております。具体的には、危険準備金、価格変動準備金及び一般貸倒引当金であります（ただし、簡易生命保険契約に係るものを除いております。「（参考2）当社のE V（2）簡易生命保険契約について」をご参照ください。）。

退職給付の未積立債務については、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の合計額を税効果を調整の上で修正純資産に反映しております。

## (3) 保有契約価値の計算方法

保有契約価値は、確実性等価将来利益現価から、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及び非フィナンシャル・リスクに係る費用を控除することにより算出しております。

## (4) 確実性等価将来利益現価

確実性等価将来利益現価は、最良推計（ベスト・エスティメイト）による前提に基づき、将来キャッシュ・フローを決定論的手法により計算したもので、すべての資産の運用利回りの前提をリスク・フリー・レートとし、将来利益をリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値であります。

なお、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は将来にわたって戻入する前提でその戻入益を将来利益に含めて計算しております。また、将来利益は管理機構への再保険配当を差し引いた後の利益としております。将来利益の計算において、簡易生命保険契約に係る資産は簿価評価しております。「（参考2）当社のE V（2）簡易生命保険契約について」をご参照ください。

E E V及び新契約価値における確実性等価将来利益現価の計算では、将来の資産運用リスクのプレミアム（例えば、株式や債券などに期待されるリスク・フリー・レートを超過する投資収益率）は反映されていません。この価値には、契約者配当等のオプションと保証の本源的価値も反映しておりますが、オプションと保証の時間価値は反映されず、別途、計算しております。

## (5) オプションと保証の時間価値

オプションと保証の時間価値は、最良推計（ベスト・エスティメイト）による前提に基づいた値（確実性等価将来利益現価）と、市場で取引されているオプション価格と整合的な前提により確率論的に計算された将来の税引後利益現価の平均との差として計算しております。

オプションと保証の時間価値は、以下のような要素を勘案しております。

## 有配当保険に係る配当オプション

有配当保険においては、発生した損益に対して、株主への分配可能な利益には、非対称性が存在しております。例えば、利益が発生した場合には、契約者配当を支払うことから、利益のすべてが株主には帰属していません。一方、損失が発生した場合には、契約者に追加の負担が生じないため、損失のすべてが株主負担になります。契約者配当は、収益状況に応じた一定割合を還元するように設定しているため、シナリオによって異なった金額となります。



#### 動的解約

経済の状況等に応じて、契約者は様々な行動を取るオプションを有しております。ここでは、金利水準により契約者の解約行動が変化することを反映しております。

#### (6) 必要資本を維持するための費用

保険会社は健全性維持のために負債の額を超えて必要資本を保有する必要があります。この必要資本に係る運用収益に対する税金と資産運用管理のための費用を認識しております。

EEV原則において、この必要資本は法定最低水準以上であることが求められ、さらに、内部の目的を達成するために必要となる金額とすることが認められております。日本における法定最低水準の資本要件はソルベンシー・マージン比率200%であることを踏まえ、当社では、必要資本を維持するための費用の計算にあたり、ソルベンシー・マージン比率600%に相当する金額を必要資本としております。

なお、日本におけるソルベンシー・マージン基準では、一定の範囲内で、全期チルメル式責任準備金相当額超過額をマージンに反映することが規定されており、本計算においてもこれを反映しております。また、保有契約価値の計算において、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金を含めて評価しており、これらの準備金がマージンに含まれるため、当社の平成26年3月末及び平成27年3月末における必要資本はゼロとなりました。ただし、これらの準備金は将来戻入されることを想定しているため、将来における必要資本は必ずしもゼロではありません。

#### (7) 非フィナンシャル・リスクに係る費用

EEV原則では、「EEVは対象事業のリスク全体を考慮した上で、対象事業に割り当てられた資産から発生する分配可能利益の中の株主分の現在価値」と定義されており、すべてのリスクを勘案してEEVを計算することが求められております。

一部の非フィナンシャル・リスクについては、最良推計（ベスト・エスティメイト）による前提だけではEEVに与える様々な影響を十分に反映できない場合があり、EEVの計算において、非フィナンシャル・リスクに係る費用として認識するという補正が必要となります。このような例として、オペレーショナル・リスクや大災害リスク等が挙げられております。

また、将来、剰余が発生した場合には税金を支払いますが、損失が発生した場合には税金はゼロとなります。この場合でも、税務上の欠損金の多くは翌年度以降に繰り越すことにより回収可能と考えられますが、繰越期間内に回収できないリスクが存在しております。

当社では、簡易モデルによって非フィナンシャル・リスクに係る費用を推定しております。

#### (8) 新契約価値の計算方法

平成27年3月期の新契約価値は、当期間に獲得した新契約の獲得時点における価値を、保有契約価値と同様の手法により計算しております。

計算対象は、新契約及び特約の中途付加であり、既契約の更新は含めておりません。また、経済前提は平成26年9月末時点のもの、非経済前提は保有契約価値と同一の期末時点のものをを用いております。

## 付録B E E V計算における主な前提条件

## (1) 経済前提

## リスク・フリー・レート

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産等を考慮し、リスク・フリー・レートとして、評価日時点の国債を使用しております。

計算に使用したリスク・フリー・レート（スポット・レート換算）の年限別数値は以下のとおりでありませす。40年を超える期間（ただし、平成25年9月30日及び平成26年3月31日では30年を超える期間）については、フォワード・レートを一定としております。

## 保有契約価値の計算に用いるリスク・フリー・レート

期間	平成26年3月31日	平成27年3月31日
1年	0.058%	0.030%
2年	0.072%	0.037%
3年	0.112%	0.057%
4年	0.150%	0.093%
5年	0.174%	0.131%
10年	0.641%	0.402%
15年	1.129%	0.817%
20年	1.679%	1.198%
25年	1.811%	1.406%
30年	1.849%	1.450%
40年	1.899%	1.581%

（データ：平成26年3月31日はBloomberg 補正後、平成27年3月31日は財務省 補正後）

## 新契約価値の計算に用いるリスク・フリー・レート

期間	平成25年9月30日	平成26年9月30日
1年	0.089%	0.065%
2年	0.092%	0.078%
3年	0.133%	0.093%
4年	0.175%	0.122%
5年	0.229%	0.167%
10年	0.674%	0.529%
15年	1.257%	1.001%
20年	1.740%	1.441%
25年	1.787%	1.678%
30年	1.839%	1.749%
40年	1.936%	1.890%

（データ：平成25年9月30日はBloomberg 補正後、平成26年9月30日は財務省 補正後）

## 経済シナリオ（リスク中立シナリオ）

## a. 金利モデル

金利モデルとして、日本円、米ドル、ユーロ、英ポンドを通貨とする1ファクターHull-Whiteモデルを構築しました。各金利変動の相関を考慮するとともに、日本円を基準通貨とするリスク中立アプローチに基づきモデルを調整しております。金利モデルは、各評価日時点の市場にキャリブレートされており、パラメータはイールド・カーブと期間の異なる複数の金利スワップションのインプライド・ボラティリティから推計しております。オプションと保証の時間価値を算出するための確率論的手法では5,000シナリオを使用しております。これらのシナリオは保険数理に関する専門知識を有する第三者機関により生成されたものを使用しております。なお、平成25年9月末及び平成26年3月末では、円金利資産以外の株式、外国債券等については資産占率が小さいこと等から、円金利資産とみなして計算しております（「b. 株式・通貨のインプライド・ボラティリティ」も同様です。）。

シナリオのキャリブレーションに使用した金利スワップションのインプライド・ボラティリティ（抜粋）は以下のとおりであります。

## 金利スワップション

## 保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

		平成26年3月31日	平成27年3月31日			
オプション期間	スワップ期間	日本円	日本円	米ドル	ユーロ	英ポンド
5年	5年	36.8%	47.0%	37.3%	84.6%	42.9%
5年	7年	32.2%	43.3%	35.8%	82.3%	41.3%
5年	10年	27.8%	38.5%	34.6%	83.6%	39.2%
7年	5年	29.1%	38.7%	34.6%	83.5%	39.5%
7年	7年	26.7%	35.9%	33.7%	82.5%	38.2%
7年	10年	24.6%	33.7%	32.8%	84.3%	36.6%
10年	5年	23.9%	32.8%	31.9%	95.0%	34.8%
10年	7年	22.9%	30.9%	31.3%	95.7%	33.9%
10年	10年	22.5%	29.8%	30.1%	101.0%	32.8%

（データ：Bloomberg）

## 新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

		平成25年9月30日	平成26年9月30日			
オプション期間	スワップ期間	日本円	日本円	米ドル	ユーロ	英ポンド
5年	5年	34.9%	37.2%	26.5%	37.7%	26.6%
5年	7年	30.7%	32.4%	25.3%	34.3%	25.3%
5年	10年	26.7%	27.6%	24.1%	31.6%	23.7%
7年	5年	28.4%	31.1%	24.3%	32.1%	24.4%
7年	7年	25.8%	27.6%	23.6%	30.5%	23.6%
7年	10年	23.5%	24.4%	22.8%	29.0%	22.6%
10年	5年	22.5%	24.0%	21.9%	29.1%	22.1%
10年	7年	21.6%	22.8%	21.4%	28.6%	21.6%
10年	10年	21.3%	22.2%	20.6%	28.1%	21.1%

（データ：Bloomberg）

## b. 株式・通貨のインプライド・ボラティリティ

主要な株式のインデックス及び通貨のボラティリティについては、市場で取引されているオプションのインプライド・ボラティリティのデータに基づいてキャリブレーションを行っております。シナリオのキャリブレーションに使用したインプライド・ボラティリティ（抜粋）は以下のとおりであります。なお、当社が実際に使用する国内株式インデックスは、主にTOPIXをベンチマークとした運用がなされていることを踏まえ、TOPIXの日経225に対するヒストリカル・ボラティリティ比（平成26年9月30日：92.2%、平成27年3月31日：92.4%）を下記の日経225のインプライド・ボラティリティに乗じて算出しております。

## 株式オプション

## 保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	原資産	オプション期間	平成27年3月31日
日本円	日経225	3年	20.3%
		4年	20.4%
		5年	20.6%
米ドル	S&P 500	3年	19.6%
		4年	21.0%
		5年	22.2%
ユーロ	Euro Stoxx 50	3年	21.1%
		4年	21.5%
		5年	21.7%
英ポンド	FTSE 100	3年	17.9%
		4年	18.7%
		5年	19.4%

（データ：Markit 補正後）

## 新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	原資産	オプション期間	平成26年9月30日
日本円	日経225	3年	20.5%
		4年	20.6%
		5年	20.8%
米ドル	S&P 500	3年	18.9%
		4年	19.9%
		5年	20.8%
ユーロ	Euro Stoxx 50	3年	19.5%
		4年	19.9%
		5年	20.1%
英ポンド	FTSE 100	3年	16.6%
		4年	17.3%
		5年	17.9%

（データ：Markit 補正後）

## 通貨オプション

保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	オプション期間	平成27年3月31日
米ドル	10年	14.2%
ユーロ	10年	14.7%
英ポンド	10年	15.8%

(データ：Bloomberg)

新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	オプション期間	平成26年9月30日
米ドル	10年	15.3%
ユーロ	10年	15.9%
英ポンド	10年	15.3%

(データ：Bloomberg)

## c. 相関係数

前述のインプライド・ボラティリティに加え、相関係数を元に当社の資産構成を反映させたインプライド・ボラティリティを計算しております。

相関係数については、十分な流動性を有するエキゾチック・オプションに基づく市場整合的なデータが存在しておりません。このため、各評価日時点の直近10年間の市場データから計算した値を使用しております。

主要な変数間の相関係数は以下のとおりであります。

保有契約価値の計算で使用

	金利10年 / 日本円	金利10年 / 米ドル	金利10年 / ユーロ	金利10年 / 英ポンド	米ドル / 日本円	ユーロ / 日本円	英ポンド / 日本円	国内株式インデックス / 日本円	外国株式インデックス / 日本円
金利10年 / 日本円	1.00	0.58	0.50	0.54	0.31	0.15	0.29	0.27	0.25
金利10年 / 米ドル	0.58	1.00	0.80	0.86	0.44	0.32	0.48	0.35	0.42
金利10年 / ユーロ	0.50	0.80	1.00	0.82	0.31	0.44	0.45	0.32	0.45
金利10年 / 英ポンド	0.54	0.86	0.82	1.00	0.31	0.28	0.46	0.26	0.31
米ドル / 日本円	0.31	0.44	0.31	0.31	1.00	0.61	0.72	0.60	0.61
ユーロ / 日本円	0.15	0.32	0.44	0.28	0.61	1.00	0.79	0.64	0.79
英ポンド / 日本円	0.29	0.48	0.45	0.46	0.72	0.79	1.00	0.66	0.74
国内株式インデックス / 日本円	0.27	0.35	0.32	0.26	0.60	0.64	0.66	1.00	0.81
外国株式インデックス / 日本円	0.25	0.42	0.45	0.31	0.61	0.79	0.74	0.81	1.00

(データ：日本円金利は財務省、その他はBloomberg)

## 新契約価値の計算で使用

	金利10年/ 日本円	金利10年/ 米ドル	金利10年/ ユーロ	金利10年/ 英ポンド	米ドル/ 日本円	ユーロ/ 日本円	英ポンド/ 日本円	国内株式インデックス/ 日本円	外国株式インデックス/ 日本円
金利10年/日本円	1.00	0.57	0.50	0.53	0.30	0.16	0.30	0.27	0.25
金利10年/米ドル	0.57	1.00	0.79	0.85	0.44	0.30	0.48	0.35	0.42
金利10年/ユーロ	0.50	0.79	1.00	0.82	0.32	0.44	0.46	0.33	0.46
金利10年/英ポンド	0.53	0.85	0.82	1.00	0.35	0.26	0.45	0.27	0.31
米ドル/日本円	0.30	0.44	0.32	0.35	1.00	0.60	0.71	0.58	0.59
ユーロ/日本円	0.16	0.30	0.44	0.26	0.60	1.00	0.79	0.66	0.80
英ポンド/日本円	0.30	0.48	0.46	0.45	0.71	0.79	1.00	0.66	0.73
国内株式インデックス/ 日本円	0.27	0.35	0.33	0.27	0.58	0.66	0.66	1.00	0.81
外国株式インデックス/ 日本円	0.25	0.42	0.46	0.31	0.59	0.80	0.73	0.81	1.00

（データ：日本円金利は財務省、その他はBloomberg）

## 将来の資産構成

当社の評価日時時点の資産構成の実態を考慮するとともに、将来の新規購入資産は、負債特性を踏まえた年限での運用を想定しております。

また、当社の外貨建資産の通貨別構成を踏まえ、すべての外貨建資産は米ドル建、ユーロ建及び英ポンド建から構成されるとみなしております。なお、平成25年9月末及び平成26年3月末では、円金利資産以外の株式、外国債券等については資産占率が小さいこと等から、円金利資産とみなして計算しております。

## 期待収益計算上の期待収益率

「平成26年3月末 E E V からの変動要因」の期待収益（超過収益分）の計算に用いた主な資産の期待収益率（リスク・フリー・レート分と超過収益分の合計）は以下のとおりであります。

国債	0.058%：1年国債金利
短資	0.058%：1年国債金利
地方債	0.095%：1年国債金利 + 信用スプレッド（0.037%）
政府保証債	0.087%：1年国債金利 + 信用スプレッド（0.029%）
普通社債等	0.178%：1年国債金利 + 信用スプレッド（0.120%）

## (2) 非経済前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュ・フローは、契約消滅までの期間にわたり、保険種類別に、直近までの経験値及び期待される将来の実績を勘案して（最良推計（ベスト・エスティメイト）による前提）予測しております。

## 事業費

a. 事業費の前提は、事業費実績を基に算出し、子会社に係るルック・スルー調整を行っております。

なお、将来の事業費の改善については織り込んでおりません。

b. 将来の消費税については、税制の改正に基づき、増税される（平成29年3月までは8%、平成29年4月以降は10%）ものとしております。

c. 将来のインフレ率はゼロとしております。

## 契約者配当

現行の配当実務に基づき、配当率の前提を設定しております。

なお、管理機構への再保険配当については、管理機構との再保険契約に基づく額を支払うこととしております。

## 実効税率

税制の改正に基づき、以下の実効税率を用いております。

平成26年度 : 30.78%

平成27年度以降 : 28.85%

## （参考3）主要な財務数値等の新旧区分別実績

当社は、管理機構との間で再保険契約を締結し、郵政民営化法により公社から管理機構に承継された、簡易生命保険契約に基づく管理機構の保険責任のすべてを受再しております。また、当該再保険契約に基づき、簡易生命保険契約及びそこから生じた利益を他の保険契約と区分して管理しており、過年度の実績の推移は下表のとおりであります。

下表における旧区分の数値は、上記に基づき算出した簡易生命保険契約に係るものであり、新区分の数値は、全体から旧区分の数値を差し引いたものであります。よって、下表は当社の内部管理上の数値であり、企業会計原則に則ったものではありません。

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期 第1四半期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成27年6月
総資産 (億円)	967,867	936,886	904,623	870,886	849,119	845,413
旧区分	864,647	800,246	737,939	675,609	617,030	609,272
新区分	103,220	136,640	166,684	195,277	232,089	236,140
保有契約件数 (千件)	41,676	39,034	36,805	34,864	33,489	33,151
旧区分（保険）	35,495	31,015	26,933	23,195	19,949	19,177
新区分（個人保険）	6,180	8,018	9,871	11,668	13,539	13,973
保険料等収入 (億円)	73,423	68,564	64,817	59,116	59,567	13,515
旧区分	39,547	32,927	26,855	21,553	16,971	3,599
新区分	33,876	35,637	37,962	37,562	42,595	9,916
経常利益 (億円)	4,222	5,313	5,293	4,635	4,931	1,076
旧区分	3,858	4,604	4,245	3,823	3,771	674
新区分	363	709	1,048	811	1,160	401
当期（四半期）純利益 (億円)	772	677	910	634	817	232
旧区分	591	484	568	436	369	96
新区分	181	193	341	197	447	135
危険準備金繰入額 (億円)	646	1,022	1,001	948	900	303
旧区分	1,047	1,525	1,597	1,647	1,671	423
新区分	401	502	595	699	770	120
価格変動準備金繰入額 (億円)	117	485	646	913	979	192
旧区分	190	358	433	738	721	43
新区分	72	126	212	175	258	148
追加責任準備金繰入額 (億円)	1,267	1,078	928	771	683	146
旧区分	1,267	1,078	928	771	683	146
新区分	-	-	-	-	-	-



### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

第9期連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度の設備投資は、投資総額107,262百万円であります。主な内訳としては、大手町再開発ビル（仮称）の権利取得に係る投資が30,469百万円、かんば総合情報システムの更改に関する機器及びソフトウェアへの投資が28,544百万円、かんば総合情報システムの追加開発が13,866百万円であります。

第10期第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

当第1四半期連結累計期間の設備投資は、投資総額21,275百万円であります。主な内訳としては、かんば総合情報システムの更改に関する機器及びソフトウェアへの投資が5,344百万円、大崎ブライトタワー移転に伴う模様替工事等が3,617百万円及び大手町再開発ビル（仮称）の権利取得に係る投資が2,834百万円であります。

## 2【主要な設備の状況】

## (1) 提出会社

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都千代田区) 他5箇所		本社機能	32,438	68,350 (145,429.63) [1,292.89]	186,474	287,263	4,569 [2,443]
北海道エリア本部 (北海道札幌市) 他北海道エリア4支店		営業用	193		28	221	145 [40]
東北エリア本部 (宮城県仙台市) 他東北エリア6支店		営業用	108		19	127	191 [58]
関東エリア本部 (埼玉県さいたま市) 他関東エリア10支店		営業用	161		27	189	276 [71]
東京エリア本部 (東京都港区) 他東京エリア8支店		営業用	144		21	165	305 [72]
南関東エリア本部 (神奈川県横浜市) 他南関東エリア5支店		営業用	130		20	151	148 [42]
信越エリア本部 (長野県長野市) 他信越エリア4支店		営業用	76		12	89	119 [34]
北陸エリア本部 (石川県金沢市) 他北陸エリア4支店		営業用	126		12	138	108 [27]
東海エリア本部 (愛知県名古屋市) 他東海エリア8支店		営業用	127		26	153	273 [57]
近畿エリア本部 (大阪府大阪市) 他近畿エリア10支店		営業用	295		27	322	409 [85]
中国エリア本部 (広島県広島市) 他中国エリア6支店		営業用	79		18	98	166 [48]
四国エリア本部 (愛媛県松山市) 他四国エリア4支店		営業用	89		12	101	101 [29]
九州エリア本部 (熊本県熊本市) 他九州エリア9支店		営業用	148		15	163	306 [89]
沖縄エリア本部 (沖縄県那覇市) 他沖縄エリア1支店		営業用	56		8	65	37 [8]

(注) 1. 現在、休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含めておりません。

3. 当社は単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。

4. 従業員数は就業人員数(他社から当社への出向者を含め、当社から他社への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(期間雇用社員及び高齢再雇用社員を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(8時間換算)を[ ]内に外書きで記載しております。

5. 建物及び土地の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、4,308百万円であります。なお、賃借している土地の面積を[ ]内に外書きで記載しております。

6. 帳簿価額のうち、「その他」の主なものとしては、ソフトウェア157,564百万円、器具備品17,371百万円、建設仮勘定9,759百万円、リース資産1,970百万円であります。なお、各事業所で使用するリース資産は少額であるため、一括して本社に計上しております。

(2) 国内子会社

連結財務諸表における子会社の設備の割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

## 3【設備の新設、除却等の計画】

## (1) 重要な設備の新設等

平成27年6月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
				投資総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社			かんば総合情報システムの 更改に関する機器及び ソフトウェア	139,502	70,591	自己資金	平成22年 2月	平成29年 1月
	東日本情報管理センター (埼玉県戸田市)他		東西情報管理センター施 設設備の予防保全工事	10,466	9,604	自己資金	平成25年 2月	平成27年 11月
	本社 (東京都千代田区)		大手町再開発ビル(仮 称)の購入等(注1)	37,073	22,292	自己資金	平成26年 6月	平成30年 8月
	本社 (東京都品川区)		大崎ブライトタワー移転 に伴う模様替工事等	16,668	9,386	自己資金	平成26年 7月	平成27年 11月

- (注) 1. 当該ビルの一部を自社所有とするものであります。  
2. 上記の金額には、消費税等は含めておりません。  
3. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント名称については記載を省略しております。

## (2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

(注) 当社は、平成27年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これに伴う定款変更により、発行可能株式総数は2,320,000,000株増加し、2,400,000,000株となっております。

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	20,000,000		

(注) 上表は平成27年6月30日現在で記載しておりますが、当社は、平成27年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより、本書提出日現在の発行済株式総数は580,000,000株増加し、600,000,000株となっております。

## (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成27年8月1日 (注)	580,000,000	600,000,000		500,000		405,044

(注) 平成27年8月1日付で実施した、1株を30株に分割する株式分割によるものであります。

## ( 5 ) 【所有者別状況】

平成27年6月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）				1				1	
所有株式数（単元）				200,000				200,000	
所有株式数の割合（%）				100.00				100.00	

（注） 当社は、平成27年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより、本書提出日現在の「その他の法人」の所有株式数は6,000,000単元となっております。

## ( 6 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式			
議決権制限株式（自己株式等）			
議決権制限株式（その他）			
完全議決権株式（自己株式等）			
完全議決権株式（その他）	普通株式 20,000,000	200,000	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	20,000,000		
総株主の議決権		200,000	

（注） 当社は、平成27年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これにより、本書提出日現在の「完全議決権株式（その他）」の株式数は600,000,000株、議決権の数は6,000,000個、「発行済株式総数」の株式数は600,000,000株、「総株主の議決権」の議決権の数は6,000,000個となっております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## ( 7 ) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけるとともに、健全経営を確保する観点から必要な内部留保資金を確保しつつ、経営成績に応じた株主への利益還元を行っております。内部留保資金につきましては、経営環境の変化に対応し、将来に向けた安定的な企業成長を実現するために活用してまいります。

具体的には、財務の健全性、契約者への利益還元とのバランスを図りつつ、平成30年3月期末までの間、当期純利益に対する配当性向30～50%程度を目安に、1株当たり配当の安定的な増加を目指してまいります。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。基準日が平成27年3月期に属する剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、平成27年5月13日開催の取締役会決議により、1株当たり1,226.38円の配当を実施いたしました。

当社は、年1回、期末配当として剰余金の配当を行っております。また、当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、経営成績を見極めた上で、毎年3月31日を基準日として年1回の配当を行うことを予定しております。

基準日が平成27年3月期に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
平成27年5月13日 取締役会決議	24,527	1,226.38 (40.88)

(注) 平成27年8月1日付で、株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。そこで、株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の数値を( )内に記載しております。

(参考) 株主配当の推移

回次	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
配当金の総額（百万円）	19,319	16,933	22,750	16,808	24,527
(連結)配当性向(%)	(注)25.0	24.2	25.1	26.8	30.2

(注) 第5期においては、連結子会社を有していなかったため、当社単体の配当性向を記載しております。

## 4【株価の推移】

当社株式は非上場のため、該当事項はありません。

## 5【役員状況】

男性 31名 女性 3名（役員のうち女性の比率 8.8%）

## (1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役 社長)		石井 雅実	昭和27年9月4日	昭和51年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成17年4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員企画開発部長兼団体組織開発部長 平成17年7月 同社執行役員 平成19年4月 同社常務執行役員企業営業企画部長 平成19年6月 同社取締役常務執行役員 平成22年6月 同社代表取締役専務執行役員関西第一本部長 平成23年4月 同社代表取締役副社長執行役員関西第一本部長 平成24年6月 当社取締役兼代表執行役社長（現任） 平成25年6月 日本郵政株式会社取締役（現任）	(注2)	
取締役 (代表執行役 副社長)		南方 敏尚	昭和28年11月29日	昭和52年4月 郵政省入省 平成16年4月 日本郵政公社執行役員経営企画部門経営企画部長 平成18年4月 同社常務執行役員経営企画部門経営企画部長 平成19年10月 当社常務執行役員 平成22年3月 日本郵政株式会社常務執行役員 平成22年6月 当社専務執行役員 平成24年7月 当社執行役員副社長 平成25年6月 当社取締役兼代表執行役員副社長（現任）	(注2)	
取締役 (代表執行役 副社長)		粟倉 章仁	昭和23年11月21日	昭和42年6月 郵政省入省 平成19年10月 当社執行役員コンプライアンス統括部長 平成20年10月 当社常務執行役員コンプライアンス統括部長 平成21年7月 当社常務執行役員 平成24年7月 当社専務執行役員 平成25年7月 当社執行役員副社長 平成27年6月 当社取締役兼代表執行役員副社長（現任）	(注2)	
取締役		安西 章	昭和25年10月29日	昭和48年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成17年6月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員本店営業第一部長 平成19年6月 同社常務執行役員本店営業第一部長 平成19年8月 同社常務執行役員 平成20年6月 損害保険料率算出機構常任監事 平成23年7月 東京海上ミレア少額短期保険株式会社常勤監査役 平成23年7月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社監査役 平成24年7月 当社監査委員会事務局統括役員 平成25年7月 当社専務執行役員 平成27年6月 当社取締役（現任）	(注2)	



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		西室 泰三	昭和10年12月19日	昭和36年4月 東京芝浦電気株式会社入社 平成4年6月 株式会社東芝取締役 平成6年6月 同社常務取締役 平成7年6月 同社専務取締役 平成8年6月 同社取締役社長 平成12年6月 同社取締役会長 平成17年6月 同社相談役（現任） 平成17年6月 株式会社東京証券取引所取締役会長 平成17年12月 同社代表取締役社長兼会長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成19年6月 同社代表取締役会長 平成19年8月 株式会社東京証券取引所グループ 取締役会長兼代表執行役 平成21年6月 同社取締役会長 平成24年5月 郵政民営化委員会委員長 平成25年6月 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長（現任） 平成25年6月 当社取締役（現任） 平成25年6月 日本郵便株式会社取締役（現任） 平成25年6月 株式会社ゆうちょ銀行取締役 平成27年4月 株式会社ゆうちょ銀行取締役兼代表執行役社長 平成27年5月 株式会社ゆうちょ銀行取締役（現任）	(注2)	
取締役		日野 正晴	昭和11年1月9日	昭和36年3月 大阪地方検察庁検事任官 平成元年6月 盛岡地方検察庁検事正 平成2年8月 最高検察庁検事 平成5年7月 同庁公安部長 平成6年11月 法務省法務総合研究所長 平成8年6月 仙台高等検察庁検事長 平成9年2月 名古屋高等検察庁検事長 平成10年6月 金融監督庁長官 平成12年7月 金融庁長官 平成13年2月 弁護士登録、 日野正晴法律事務所開設（現在に至る） 平成18年9月 当社取締役（現任）	(注2)	
取締役		古屋 文明	昭和25年11月3日	昭和49年3月 日本出版販売株式会社入社 平成10年6月 同社取締役経理部長 平成10年10月 同社取締役経理部長・総務部長 平成11年3月 同社取締役経理部長 平成12年4月 同社取締役経営戦略室長・経理部長 平成14年6月 同社常務取締役経営戦略室長 平成18年6月 同社代表取締役社長 平成25年4月 同社代表取締役会長 平成26年6月 当社取締役（現任） 平成27年4月 日本出版販売株式会社取締役会長（現任）	(注2)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		齋藤 聖美 (戸籍上の氏名： 武井 聖美)	昭和25年12月1日	昭和48年4月 株式会社日本経済新聞社入社 昭和50年9月 ソニー株式会社入社 昭和61年8月 モルガンスタンレー投資銀行入行 平成12年4月 株式会社ジェイ・ボンド代表取締役社長 平成20年4月 ジェイ・ボンド東短証券株式会社代表取締役社長(現任) 平成21年4月 郵政民営化委員会委員 平成23年4月 東短インフォメーションテクノロジー株式会社代表取締役社長 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注2)	
取締役		吉留 真	昭和26年9月29日	昭和49年4月 大和証券株式会社入社 平成13年6月 大和証券エスピーキャピタル・マーケット株式会社執行役員 平成16年5月 同社常務執行役員 平成16年6月 同社常務取締役 平成18年4月 株式会社大和証券グループ本社専務執行役員 平成18年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社代表取締役専務取締役 平成18年6月 株式会社大和証券グループ本社取締役兼専務執行役員 平成19年4月 同社取締役兼代表執行役員副社長 平成19年4月 大和証券エスエムビーシー株式会社代表取締役社長 平成23年4月 株式会社大和証券グループ本社取締役 平成23年4月 大和証券キャピタル・マーケット株式会社取締役会長 平成24年4月 大和証券株式会社特別顧問 平成24年4月 株式会社大和総研ビジネス・イノベーション取締役会長 平成26年4月 同社特別顧問(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注2)	
取締役		服部 真二	昭和28年1月1日	昭和50年4月 三菱商事株式会社入社 昭和59年7月 株式会社精工舎入社 平成13年6月 セイコープレジジョン株式会社代表取締役社長 平成15年6月 セイコーウオッチ株式会社代表取締役社長(現任) 平成19年6月 セイコー株式会社取締役 平成19年7月 セイコーホールディングス株式会社取締役 平成21年6月 同社代表取締役副社長 平成22年4月 同社代表取締役社長 平成24年10月 同社代表取締役会長兼グループCEO(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注2)	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		松田 紀子	昭和30年12月 7日	昭和54年 4月 建設省入省 平成15年 6月 国土交通省大臣官房付 平成15年 7月 同省大臣官房付兼内閣府民間資金 等活用事業推進室参事官 平成17年 8月 同省総合政策局国土環境・調整課 長 平成19年 7月 同省総合政策局環境政策課長 平成19年 7月 同省総合政策局総務課長 平成20年 7月 同省大臣官房審議官（都市生活環 境担当） 平成22年 8月 農林水産省農林水産技術会議事務 局研究総務官 平成24年 8月 独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構監事 平成26年 8月 国土交通省国土交通大学校長 平成27年 4月 株式会社 I H I 環境エンジニアリ ング顧問（現任） 平成27年 6月 当社取締役（現任）	(注 2)	
計						

- (注) 1. 取締役日野正晴、古屋文明、斎藤聖美、吉留真、服部真二及び松田紀子は社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、平成27年 3月期に係る定時株主総会の終結の時から、平成28年 3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 当社は指名委員会等設置会社であります。当社の委員会体制については次のとおりであります。
- 指名委員会 (委員長) 西室 泰三 (委員) 日野 正晴、服部 真二  
 監査委員会 (委員長) 日野 正晴 (委員) 安西 章、斎藤 聖美、吉留 真  
 報酬委員会 (委員長) 西室 泰三 (委員) 古屋 文明、服部 真二

## (2) 執行役の状況

役名	職名/ 主な担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役社長		石井 雅実	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注1)	
代表執行役副社長	秘書部担当	南方 敏尚	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注1)	
代表執行役副社長	営業推進部、 エリア本部担当	粟倉 章仁	(1) 取締役の状況 参照	同左	(注1)	
専務執行役	システム企画 部担当	井戸 潔	昭和30年11月23日	昭和53年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成12年7月 同社IT戦略室長 平成14年4月 同社情報システム部長 平成14年6月 安田火災システム開発株式会社代表取締役社長 平成14年7月 株式会社損保ジャパン・システムソリューション代表取締役社長 平成19年4月 株式会社損害保険ジャパン執行役員 平成21年4月 損保ジャパンひまわり生命保険株式会社取締役常務執行役員 平成22年4月 同社取締役専務執行役員 平成23年10月 N K S J ひまわり生命保険株式会社取締役専務執行役員 平成25年6月 当社専務執行役（現任）	(注1)	
専務執行役	募集管理統括部、お客さまサービス統括部、総務部、人事部、人材開発部、営業指導育成部、運用審査部担当	衣川 和秀	昭和32年5月3日	昭和55年4月 郵政省入省 平成11年7月 同省放送行政局地上放送課長 平成13年1月 総務省情報通信政策局地上放送課長 平成14年8月 郵政事業庁簡易保険部資金運用課長 平成15年4月 日本郵政公社簡易保険事業本部資金運用部長 平成16年4月 同社金融総本部簡易保険事業本部資金運用部長 平成16年7月 同社金融総本部簡易保険事業本部企画部長 平成18年7月 同社金融総本部簡易保険事業本部総合企画部長 平成19年1月 同社簡易保険事業総本部総合企画部長 平成19年10月 当社執行役人事部長 平成22年10月 当社常務執行役人事部長 平成23年4月 当社常務執行役 平成25年2月 当社常務執行役人事部長 平成25年7月 当社常務執行役 平成26年7月 当社専務執行役（現任）	(注1)	

役名	職名/ 主な担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務執行役	主計部、支払 管理部、支払 サービス推進 部、サービス センター担当	堀金 正章	昭和31年8月10日	昭和54年4月 郵政省入省 平成12年7月 同省簡易保険局経営数理課長 平成13年1月 総務省郵政企画管理局保険計理監 理官 平成15年4月 日本郵政公社簡易保険事業本部統 合リスク管理部長 平成16年4月 同社金融総本部簡易保険事業本部 統合リスク管理部長 平成17年7月 同社金融総本部簡易保険事業本部 財務部長 平成19年1月 同社簡易保険事業総本部財務部長 平成19年10月 当社執行役財務部長 平成20年10月 当社執行役主計部長 平成22年10月 当社常務執行役主計部長 平成23年7月 当社常務執行役 平成26年7月 当社専務執行役（現任）	(注1)	
専務執行役	商品開発部、 営業企画部、 営業指導育成 部担当	植平 光彦	昭和31年2月19日	昭和54年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成16年10月 日新火災海上保険株式会社部長待 遇 平成19年8月 東京海上日動火災保険株式会社宮 崎支店長 平成22年7月 東京海上ホールディングス株式会 社国内事業企画部長 平成24年6月 同社執行役員国内事業企画部長 平成25年6月 当社常務執行役 平成25年7月 当社常務執行役営業企画部長 平成26年4月 当社常務執行役 平成27年6月 当社専務執行役（現任）	(注1)	
常務執行役	運用企画部、 資産運用部、 融資部担当	藤本 清貴	昭和32年1月16日	昭和54年4月 三菱信託銀行株式会社入行 平成13年10月 同行公的資金運用部部長兼投資顧 問部部長 平成14年7月 同行公的資金運用部部長兼投資顧 問部部長兼公的年金運用部部長 平成16年3月 同行大阪営業第2部部長 平成17年10月 三菱UFJ信託銀行株式会社大阪 営業第2部部長 平成17年12月 同行大阪法人営業第3部部長 平成18年6月 同行営業第3部部長 平成19年9月 日本郵政株式会社顧問 平成19年9月 日本郵政公社簡易保険事業総本部 顧問 平成19年10月 当社執行役 平成21年7月 当社執行役運用企画部長 平成24年4月 当社常務執行役運用企画部長 平成25年7月 当社常務執行役（現任）	(注1)	
常務執行役	事務企画部、 契約部、契約 サービス部、 支払部、サー ビスセンター 担当	堀家 吉人	昭和34年10月27日	昭和57年4月 日本生命保険相互会社入社 平成20年3月 同社支払サービス部担当部長兼契 約案内センターセンター長 平成20年7月 当社事務企画部企画役 平成20年10月 当社支払管理部長 平成22年3月 当社執行役事務企画部長兼支払管 理部長 平成22年6月 当社執行役事務企画部長 平成24年4月 当社執行役事務企画部長兼サー ビスセンター改革室長 平成24年7月 当社常務執行役東京サービスセン ター所長 平成24年12月 当社常務執行役（現任）	(注1)	

役名	職名/ 主な担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常務執行役	経営企画部、 広報部、資金 会計部担当	千田 哲也	昭和35年4月22日	昭和59年4月 郵政省入省 平成17年4月 日本郵政公社秘書室長 平成19年10月 当社CS推進部長 平成20年10月 当社東京サービスセンター所長 平成22年4月 当社事務企画部企画役 平成22年7月 当社事務指導部長 平成23年4月 当社経営企画部長 平成23年7月 当社執行役経営企画部長 平成25年6月 日本郵政株式会社常務執行役（現任） 平成25年7月 当社常務執行役（現任）	(注1)	
常務執行役	コンプライア ンス統括部、 リスク管理統 括部、文書法 務部担当	定行 恭宏	昭和30年4月7日	昭和53年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成13年4月 同社個人商品業務部長 平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン個人商 品業務部長 平成15年7月 同社リスク管理部担当部長 平成16年7月 同社リスク管理部長 平成21年4月 同社理事リスク管理部長 平成22年4月 N K S J ホールディングス株式会 社リスク管理部長 平成24年4月 N K S J システムズ株式会社常勤 監査役 平成25年7月 当社監査委員会事務局統括役 平成26年7月 当社常務執行役（現任）	(注1)	
常務執行役	営業推進部長	井戸 良彦	昭和29年2月27日	昭和47年4月 郵政省入省 平成16年11月 日本郵政公社東京支社保険事業部 長 平成18年11月 同社金融総本部簡易保険事業本部 営業部担当部長 平成19年1月 同社簡易保険事業総本部営業部担 当部長 平成19年10月 当社パートナー営業推進部長 平成21年4月 当社大阪支店長 平成23年7月 当社執行役大阪支店長 平成24年4月 当社執行役麻布支店長 平成24年7月 当社執行役東京支店長 平成25年4月 当社執行役東京エリア本部長兼東 京支店長 平成26年4月 当社執行役営業推進部長 平成27年6月 当社常務執行役営業推進部長（現 任）	(注1)	
常務執行役	内部監査部担 当	井上 義夫	昭和28年11月12日	昭和52年4月 東京海上火災保険株式会社入社 平成15年7月 同社個人商品業務部部長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会社個 人商品業務部部長兼開発グルー プリーダー 平成17年7月 同社本店営業第三部長 平成20年7月 同社内部監査部参与 平成21年3月 同社内部監査部部長 平成23年9月 同社内部監査部部長兼出向（東京 海上ホールディングス株式会社監 査部参与） 平成25年7月 同社内部監査部部長兼企画グルー プ参与 平成25年10月 当社監査部企画役 平成26年4月 当社内部監査部長 平成27年6月 当社常務執行役（現任）	(注1)	

役名	職名/ 主な担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	運用企画部長	奈良 知明	昭和36年2月5日	昭和59年4月 郵政省入省 平成16年7月 日本郵政公社金融総本部簡易保険事業本部業務部長 平成19年1月 同社簡易保険事業総本部業務部長 平成19年10月 当社企画役 平成19年12月 当社支払サービス改革推進本部事務局長 平成22年6月 当社執行役支払管理部長兼支払サービス改革推進本部事務局長 平成22年10月 当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長 平成24年1月 当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長兼次期支払事務導入準備室長 平成25年2月 当社執行役 平成25年7月 当社執行役運用企画部長（現任）	(注1)	
執行役	コンプライアンス統括部長	安藤 伸次	昭和32年1月16日	昭和54年4月 日本銀行入行 平成16年1月 同行旭川事務所長 平成19年7月 同行検査室企画役 平成20年4月 当社パートナー営業推進部募集管理室長 平成21年4月 当社募集管理部長 平成21年7月 当社事務指導部企画役 平成23年7月 当社お客さまサービス統括部長 平成24年7月 当社執行役お客さまサービス統括部長 平成26年4月 当社執行役コンプライアンス統括部長（現任）	(注1)	
執行役	支払管理部長	加藤 進康	昭和40年2月17日	昭和62年4月 郵政省入省 平成14年7月 国際通信経済研究所ロンドン事務所長 平成16年6月 日本郵政公社金融総本部簡易保険事業本部企画部担当部長 平成18年1月 日本郵政株式会社課題別チーム（郵便保険会社担当）担当部長 平成19年10月 当社経営企画部長 平成23年4月 当社人事部長 平成25年2月 当社支払管理部長兼支払サービス室長 平成25年4月 当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長 平成25年10月 当社執行役支払管理部長（現任）	(注1)	
執行役	近畿エリア本部長	西川 康孝	昭和25年8月19日	昭和45年1月 郵政省入省 平成19年5月 日本郵政公社簡易保険事業総本部営業部長 平成19年10月 当社法人営業推進部長 平成21年4月 当社広島支店長 平成22年4月 当社さいたま支店長 平成25年4月 当社執行役関東エリア本部長兼さいたま支店長 平成25年7月 当社執行役近畿エリア本部長兼大阪支店長 平成26年4月 当社執行役近畿エリア本部長（現任）	(注1)	

役名	職名/ 主な担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	東京エリア本 部長	久保 紀	昭和26年3月1日	昭和45年2月 郵政省入省 平成19年10月 当社松山支店長 平成24年7月 当社広島支店長 平成25年4月 当社執行役中国エリア本部長兼広 島支店長 平成26年4月 当社執行役東京エリア本部長（現 任）	(注1)	
執行役	(注2)	廣中 恭明	昭和38年10月20日	昭和62年4月 第一生命保険相互会社入社 平成22年4月 第一生命保険株式会社保険金部部 長 平成25年4月 当社経営企画部兼支払管理部企画 役 平成25年11月 当社執行役（現任）	(注1)	
執行役	関東エリア本 部長	宇田川 博通	昭和28年11月29日	昭和53年9月 郵政省入省 平成19年10月 当社横浜支店長 平成20年7月 当社名古屋支店長 平成23年7月 当社営業推進部企画役 平成25年7月 当社関東エリア本部長兼さいたま 支店長 平成26年4月 当社執行役関東エリア本部長 平成27年2月 当社執行役関東エリア本部長兼さい たま支店長 平成27年4月 当社執行役関東エリア本部長（現 任）	(注1)	
執行役	東海エリア本 部長	長相 博	昭和29年2月19日	昭和52年4月 郵政省入省 平成19年10月 当社神戸支店長 平成21年4月 当社京都支店長 平成23年7月 当社長野支店長 平成25年4月 当社信越エリア本部長兼長野支店 長 平成26年4月 当社執行役東海エリア本部長（現 任）	(注1)	
執行役	中国エリア本 部長	西川 久雄	昭和27年9月17日	昭和52年9月 郵政省入省 平成19年10月 当社富山支店長 平成20年7月 当社横浜支店長 平成22年4月 当社金沢支店長 平成25年4月 当社北陸エリア本部長兼金沢支店 長 平成26年4月 当社執行役中国エリア本部長兼広 島支店長 平成26年10月 当社執行役中国エリア本部長（現 任）	(注1)	
執行役	九州エリア本 部長	川越 正人	昭和28年3月31日	昭和46年3月 郵政省入省 平成19年10月 当社堺支店長 平成22年4月 当社上野支店長 平成24年7月 当社松山支店長 平成25年4月 当社四国エリア本部長兼松山支店 長 平成26年4月 当社執行役九州エリア本部長（現 任）	(注1)	



役名	職名/ 主な担当	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	支払サービス 推進部長	鈴木 泰三	昭和34年3月14日	昭和52年4月 郵政省入省 平成19年10月 当社営業企画部企画役 平成21年4月 当社営業企画部長 平成22年4月 当社商品サービス部長 平成24年7月 当社契約部長 平成25年7月 当社支払管理部企画役 平成25年10月 当社支払管理部企画役兼支払サービス室長 平成26年7月 当社執行役支払サービス推進部長 (現任)	(注1)	
執行役	仙台サービス センター所長	小野木 喜恵子	昭和34年4月5日	昭和54年10月 郵政省入省 平成19年10月 当社仙台支店業務部長 平成22年4月 当社山形支店業務部長 平成24年4月 当社盛岡支店長 平成26年10月 当社仙台支店長 平成27年4月 当社仙台サービスセンター所長 平成27年6月 当社執行役仙台サービスセンター所長 (現任)	(注1)	
執行役	経営企画部長 兼関連事業室 長	大西 徹	昭和41年6月17日	平成2年4月 郵政省入省 平成20年4月 当社経営企画部調査広報室長 平成21年4月 当社経営企画部担当部長 平成21年7月 当社法務部長 平成22年1月 当社人事部企画役 平成24年6月 当社経営企画部企画役 平成25年7月 当社経営企画部長 平成27年6月 当社執行役経営企画部長兼関連事業室長 (現任)	(注1)	
計						

- (注) 1. 執行役の任期は、平成27年3月期に係る定時株主総会後最初に開催された取締役会の終結の時から、平成28年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。
2. 同氏の主な担当は、事務企画部担当執行役補佐、契約部担当執行役補佐、契約サービス部担当執行役補佐、支払部担当執行役補佐、支払管理部担当執行役補佐、支払サービス推進部担当執行役補佐、サービスセンター担当執行役補佐であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### （１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社は、企業価値の向上を図り、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社となるためには、内部管理態勢の整備・強化が極めて重要であると認識しております。自己責任の原則に基づく業務執行態勢を確立し、引き続き当社の組織・態勢の強化に取り組んでまいります。

#### 企業統治の体制

当社は、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上を図るため指名委員会等設置会社としており、経営を監督する取締役会と業務を執行する執行役とでその役割を分離し、会社経営に関する責任を明確にしております。

#### a．取締役会

当社の取締役会は、取締役11名（うち社外取締役6名）で構成され、当社の経営の基本方針、執行役の職務分掌及び内部統制システムの構築に係る基本方針等を決定し、執行役の職務の遂行を監督する権限を有しております。また、社外取締役として弁護士及び企業経営者等を招聘し、より広い視野に基づいた社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

また、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の3つの委員会を設置し、取締役会の経営監督機能の公正性を確保しております。具体的には、各委員会は以下の役割を担っております。

##### (a) 指名委員会

取締役の選任・解任に関する株主総会議案の決定を行っております。

##### (b) 監査委員会

取締役及び執行役の職務執行の監査、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する株主総会議案の決定、取締役が会計監査人への監査報酬を決定する際の同意を行っております。

##### (c) 報酬委員会

取締役及び執行役の報酬に関する方針の策定並びに個人別の報酬内容の決定を行っております。

#### b．業務執行

当社は、取締役会から業務執行の執行権限を委譲された執行役が、迅速な意思決定を行う体制をとっております。取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、経営上の重要事項は、代表執行役社長と各業務を担当する執行役で構成する経営会議で協議した上で、代表執行役社長が決定しております。なお、当社は日本郵政株式会社との間で役員の兼任関係があります。また、当社の経営会議には、当社の常務以上の執行役を兼任している者を除き、原則、日本郵政株式会社の役員は出席していませんが、議題又は報告事項に応じて、出席が必要と当社が考える日本郵政株式会社の代表執行役に出席を要請することとしております。

また、日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、日本郵政株式会社に対して一定の事項についての事前協議を行っておりますが（かかる契約の詳細については「第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照ください。）、当該事前協議は当社の意思決定を妨げる又は拘束するものではない旨が本契約で定められております。

当社は、経営会議の諮問委員会として、関係執行役で構成される以下の8つの専門委員会を設置しております。各担当執行役の専決事項のうち部門横断的な課題等については各専門委員会で協議を行っております。

##### (a) 収益管理委員会

原則、毎月1回開催し、運用方針・販売方針等について協議を行うとともに、資産と負債の総合的な管理、各種収益の状況等について把握、分析することにより、適切な収益管理を行っております。

##### (b) リスク管理委員会

原則、毎月1回開催し、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項の協議を行うとともに、各種リスクの状況等について把握及び分析することにより適切なリスク管理を行っております。

## (c) コンプライアンス委員会

原則、毎月1回開催し、コンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議を行うとともに、コンプライアンスの推進状況等について把握、分析することにより、法令等の遵守、不祥事故の未然防止等を図っております。

## (d) お客さまサービス委員会

原則、毎月1回開催し、「お客さまの声」をもとにした改善策や、お客さま満足度の向上策の協議を行うことにより、お客さまの利便性及びお客さまサービスの向上を推進しております。

## (e) 商品開発委員会

原則、毎月1回開催し、保険商品開発に関する方針の協議及び重要事項についての多面的な検討を行うことにより、お客さまのニーズを踏まえた商品の開発を推進しております。

## (f) 事務・システム改革委員会

原則、毎月1回開催し、事務の改善及びシステム開発の基本方針等について協議を行うとともに、大規模プロジェクトの進捗状況等について把握、分析することにより、事務・システムの改革を推進しております。

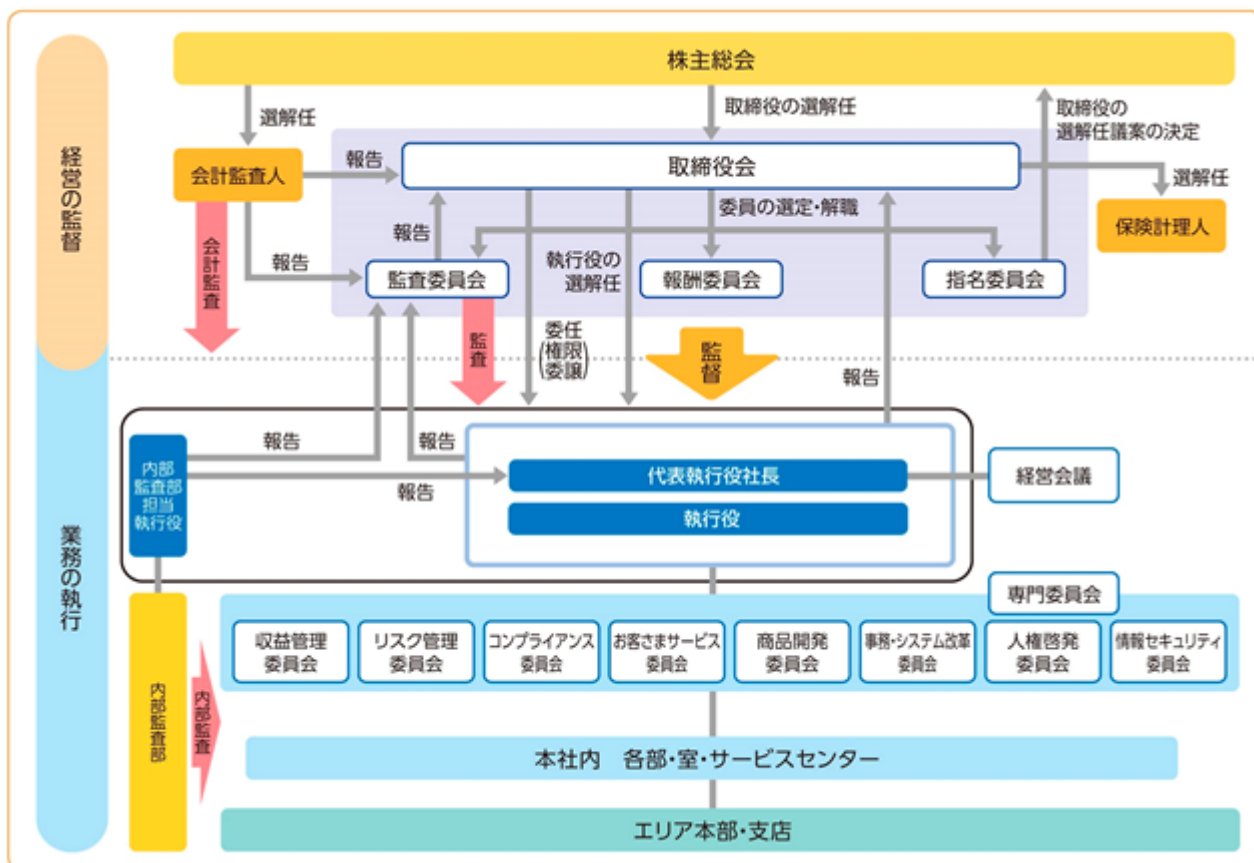
## (g) 人権啓発委員会

原則、四半期に1回開催し、社員が常に人権を尊重した行動をとるための基本方針を協議するとともに、人権啓発に向けた諸施策を検討しております。

## (h) 情報セキュリティ委員会

原則、四半期に1回開催し、情報セキュリティ管理（個人情報保護に関する事項を含む。）に関する方針、情報セキュリティ管理態勢の整備及び運営に関する事項の協議を行うとともに、情報セキュリティ管理の状況等について把握、分析することにより、適切な情報セキュリティ管理を行っております。

## &lt; 内部管理態勢図 &gt;



## 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を取締役会において以下のとおり決議し、適切な内部統制システムの構築に努めております。

## 「内部統制システムの構築に係る基本方針」

## 1 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念、経営方針等を定めるとともに、日本郵政株式会社が定めるグループの行動憲章に従い、執行役及び使用人が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
- (2) コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、執行役及び使用人が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- (4) コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の内部管理態勢の充実・強化に関する事項を協議するとともに、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。
- (5) 反社会的勢力対応規程等において組織としての対応を定めるとともに、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら不当要求等には毅然と対応するなど、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
- (6) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、監査委員会及び会計監査人に報告する。
- (7) コンプライアンス違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき執行役及び使用人に周知する。
- (8) 内部監査規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施するとともに、内部監査の実施状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

## 2 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営会議規程及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

## 3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本方針及び各種リスク管理規程等を定め、執行役及び使用人に対しリスク管理についての基本原則、管理態勢、管理方法等の基本的事項を提示し、当該基本方針等に基づきリスク管理を実施する。
- (2) リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項を協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理規程を定め、危機管理態勢を整備する。

## 4 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- (2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任並びに稟議手続等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

- 5 当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との間で日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前協議又は報告を行う。
  - (2) 子会社の管理に関する規程を定め、以下のとおり、子会社の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。  
子会社に対し、グループ経営の根幹となる日本郵政グループ協定等による措置を講じさせる。  
子会社に対し、経営分析、業務に関する指導、リスク管理、コンプライアンスに関する指導、監査等を行う。  
子会社による経営方針、経営計画等の重要事項の策定等を当社への事前承認事項とする。  
子会社による当局への申請事項、月次の業績、外部監査の結果等を当社への報告事項とする。
  - (3) グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ会社との取引については、アームズ・レングス・ルールに則った適正な取引を確保する。
- 6 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項  
監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。
- 7 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査委員会事務局の使用人は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとする。また、監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- 8 当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制
- (1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に当社及び子会社の内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
  - (2) 執行役及び使用人は、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
  - (3) 内部監査を所管する執行役は、当社及び子会社の内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について速やかに監査委員に報告する。
  - (4) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、当社及び子会社の業務執行に関する事項を報告する。
  - (5) 執行役及び使用人は、内部通報等により発覚した当社及び子会社の重大なコンプライアンス違反（そのおそれのある事案を含む。）行為について、速やかに監査委員に報告する。
  - (6) 監査委員会への報告又は内部通報を行った者に対し、当該報告又は内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
- 9 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要なでないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- 10 その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 代表執行役社長は、経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
  - (2) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
  - (3) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。

## リスク管理体制の整備の状況

経済情勢、人口構成等、生命保険事業を取り巻く経営環境は大きく変化しております。そのような中、お客さまの大切な資金をお預かりし、万一の時の生活保障手段を提供するためには、当社として将来にわたり健全な事業経営を維持することが必要であり、適切なリスク管理を行うことがますます重要になってきております。

こうした状況を踏まえ、当社では、生命保険事業に係る様々なリスク特性に応じた、実効性のあるリスク管理を行うことを経営上の重要課題として認識し、リスク管理についての基本原則、管理態勢、管理方法等の基本的事項を「リスク管理基本方針」に定め、これに基づきリスク管理を実施しております。当社のリスク管理は、不測の損失を回避するとともに、経営戦略、事業計画及び資本の状況を考慮しながらリスクと収益の均衡及び資本の有効な活用を図る観点から行うことを基本原則とし、統合的リスク管理及びリスク区別の管理を行う態勢としております。

### （リスク管理体制の概要）

当社では、取締役会が定める「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、リスク管理基本方針を定めるとともに、リスク管理統括部担当執行役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、定期的に開催しております。

リスク管理委員会では、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項の協議を行うとともに、各種リスクの状況等について把握及び分析することにより適切なリスク管理を行い、リスク管理統括部担当執行役は、重要な事項を経営会議に付議又は報告しております。

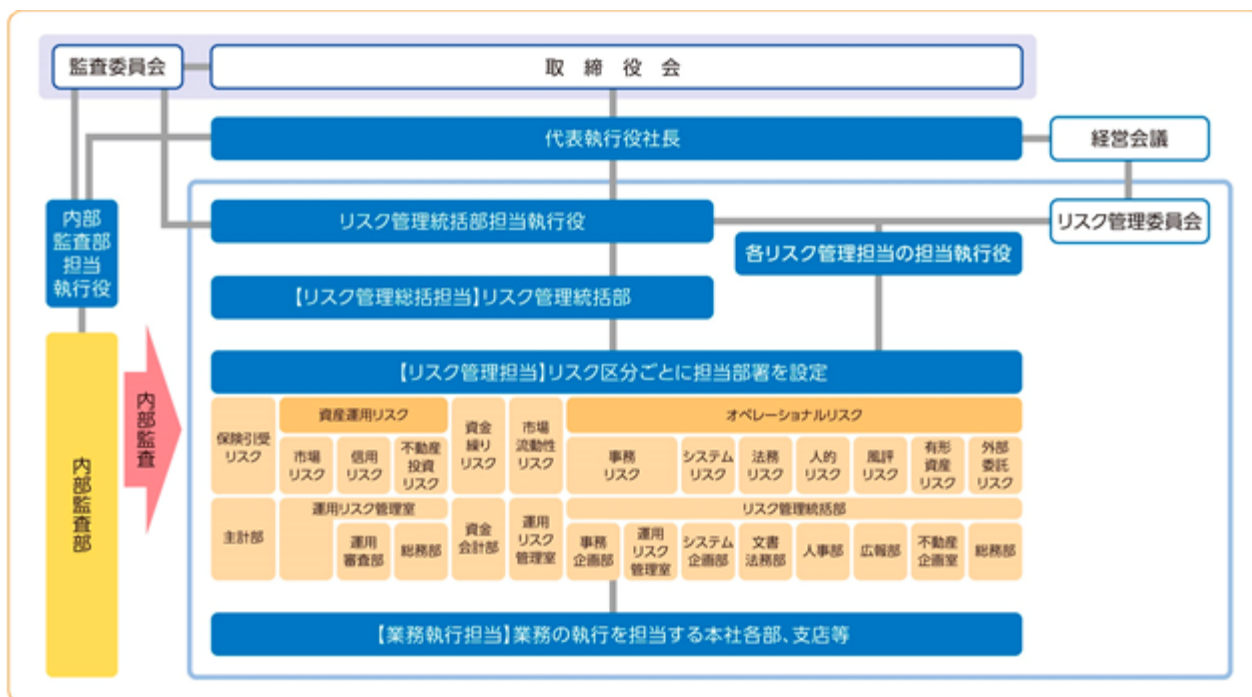
さらに、リスク管理統括部担当執行役は、当社のリスク管理を統括し、経営を取り巻く環境、リスク管理の状況の変化に応じ、リスク管理態勢の構築、検証及び整備をしております。リスク管理統括部は、リスク管理総括担当として、リスク管理統括部担当執行役の指示の下、リスク管理態勢の構築、検証及び整備に係る業務を遂行するとともに、リスク管理担当であるリスク区分ごとのリスク管理を行う部署における管理状況を把握し、分析・管理を行うことにより、定期的にリスク管理の状況を検証しております。

また、リスク区分ごとのリスク管理を行う部署の担当執行役は、リスクの所在、種類及び特性並びにリスク管理基本方針に定めるリスク管理の方法及び態勢を把握した上で、それぞれの担当するリスクの管理体制を整備・運営しており、リスク区分ごとのリスク管理を行う部署は、業務執行担当である業務を執行する本社各部、支店等との相互牽制の下、リスク管理基準に従い、適切にモニタリング機能を発揮し、担当するリスクを管理することとしております。なお、資産運用リスクとオペレーショナルリスクのリスク区分については、細目を構成するリスク区分が複数にわたるため、細目のリスク区分のリスク管理を行う部署と併せて、総合的な管理を行う部署を置いております。

このリスク管理体制については、内部監査部が内部監査を実施し、その適切性・有効性をチェックすることにより、リスク管理体制の強化を図っております。

なお、当社がリスク管理を行うにあたっては、日本郵政株式会社のリスク管理部門と連携して取り組んでおります。

## &lt; リスク管理体制図 &gt;



（統合的リスク管理（ERM：エンタープライズ・リスク・マネジメント））

当社では、リスクテイクの戦略に基づき、直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総合的に捉え、会社全体の自己資本等と比較・対照し事業全体としてリスクを管理しております。

この管理は、生命保険会社の企業価値の評価手法が多数存在する現状を踏まえ、次の2つの方法で実施することとしております。

- ・経済価値に基づく評価
- ・現行の会計基準に基づく評価

経済価値に基づく評価では、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつであるEV（エンベディッド・バリュー）と整合的な評価を実施。

さらに、ERMの定着に向けて、ERM態勢の高度化を進めており、これにより、財務の健全性の維持と資本効率（収益性）の向上を図りつつ、安定的な利益の確保、持続的な企業価値の向上を目指しております。

#### コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、すべての役員及び従業員が事業活動のあらゆる局面において法令等（法令、諸規則、社内諸規程、社会規範及び企業倫理）を遵守することにより業務の健全性及び適切性を確保し、社会の信頼に応える態勢を確保しております。

当社は、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社」を目指し、コンプライアンスを最重要視した業務運営を行うこととしており、そのためにコンプライアンスの徹底に全社一丸となって取り組んでおります。

（コンプライアンスに関する方針等）

当社では、取締役会が定める「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、コンプライアンスの推進のための基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス態勢を整備しております。

また、当社の企業活動に関連する法令等の解説を記載した「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、本社・支店等の全部署に配備しております。さらに、同マニュアルの要点を解説した「コンプライアンス・ハンドブック」や、「経営理念」などをいつでも確認できるようにコンパクトにまとめたコンプライアンス携行カードを役員及び従業員全員に配布しております。

このほか、毎年度、コンプライアンスを推進するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスの徹底に関する取組みを行っております。

（コンプライアンス推進体制）

当社では、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス統括部担当執行役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的を開催しております。

コンプライアンス委員会では、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議を行うとともに、コンプライアンスの推進状況等について把握、分析することにより、法令等の遵守、不祥事の未然防止等を図り、コンプライアンス統括部担当執行役は、重要な事項を経営会議、監査委員会及び取締役会に報告しております。

さらに、コンプライアンス統括部担当執行役は、自らの責任のもと、コンプライアンス態勢の整備・運営を行っております。また、コンプライアンスを統括する部署としてコンプライアンス統括部を設置しており、コンプライアンスに関する事項の全体的な企画・調整を行っているほか、全国13カ所に本社直轄のエリアコンプライアンス室を設置し、受持ち地域内のコンプライアンスに関する総合的企画・調整、推進及び指導の統括並びに不祥事件対応の統括を行っております。

コンプライアンスを担当する管理者としてはコンプライアンス統括部長及びエリアコンプライアンス室長をコンプライアンス・オフィサーとする体制としているほか、コンプライアンスの推進に責任を持つ者として、本社及びサービスセンターにコンプライアンス責任者を、エリア本部及び支店にコンプライアンス統括責任者及びコンプライアンス責任者を配置し、全社的にコンプライアンスを推進する体制を構築しております。

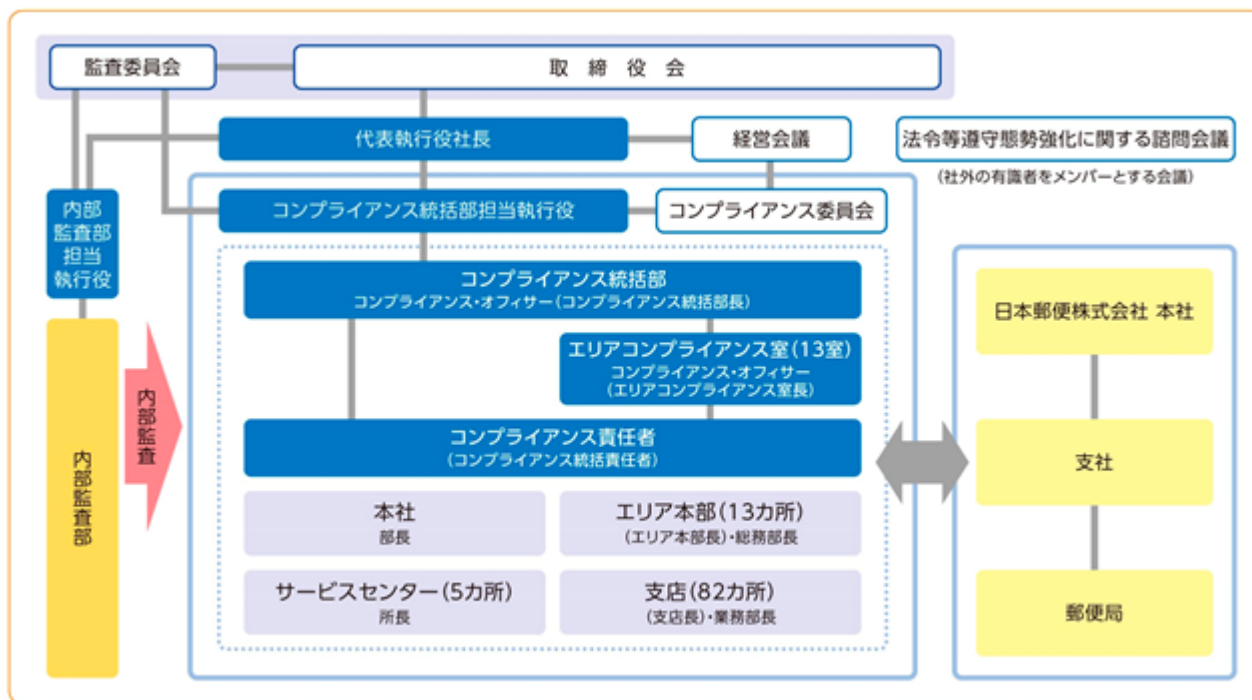
また、当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間に、コンプライアンス統括部担当執行役等で構成する連絡会議を設置し、コンプライアンス態勢の充実、強化に関する事項を協議するとともに、郵便局に対する指導・管理を行っております。

さらに、社外の有識者で構成する法令等遵守態勢強化に関する諮問会議を設置し、当社のコンプライアンスの現状などについて客観的・専門的立場から評価や今後の方向性などに係る提言をいただき、コンプライアンス態勢の強化に役立てております。

内部監査部は法令等遵守態勢について内部監査を実施し、コンプライアンス推進体制の適切性・有効性をチェックし、強化を図っております。



## &lt;コンプライアンス推進体制図&gt;



## 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結しております。当該契約では、会社法第423条第1項に定める責任について、当該取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

## 内部監査及び監査委員会監査の状況

## a．内部監査

内部監査部（95名）では、本社各部、サービスセンター、エリア本部、支店及び子会社並びに代理店である日本郵便株式会社等に対し内部監査を実施しております。

内部監査で認められた問題点・課題については、被監査部門に是正又は改善を求めるとともに、その改善状況を把握するためフォローアップを行っております。内部監査結果等については、取締役会、監査委員会、代表執行役社長等に報告しております。

また、内部監査部では、内部監査に関する研修の充実や資格取得の促進により専門スキルの向上を図るとともに、各領域の業務に精通した人材を確保するなど、内部監査態勢の強化に取り組んでおります。

## b．監査委員会監査

当社は指名委員会等設置会社であるため、経営監視機能の中心的役割は取締役会及び監査委員会が担っております。

当社では、原則として月1回監査委員会を開催しており、コンプライアンス統括部、リスク管理統括部などの内部統制部門を所管する各執行役から定期的に業務の執行状況の報告を受けるほか、必要に応じて執行役の業務執行状況に係るヒアリングを実施しております。また、「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、監査委員会の職務を補助する組織として執行役から独立した監査委員会事務局を設置し、監査委員会の監査活動を補助しております。

なお、監査委員会は3名の社外取締役及び1名の社内取締役で構成されており、社外取締役のうち1名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

c．相互連携

監査委員会では、内部監査部から事前に監査計画の説明を受け、定期的（原則として月次）に内部監査の実施状況及び結果の報告を受けるなどの連携を図っております。

また、監査委員会では、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的（期末監査時、中間監査時、四半期レビュー時）に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図っております。

なお、内部監査部では、内部監査結果や被監査部門の是正又は改善措置状況、内部監査活動状況について、会計監査人と連携を図っております。

上記のほか、監査委員会事務局でも、内部監査部や会計監査人と2者又は3者での意見交換を行い、相互連携の強化を図っております。

社外取締役の状況

a．員数並びに当社との人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係

当社の社外取締役は日野 正晴、古屋 文明、斎藤 聖美、吉留 真、服部 真二及び松田 紀子の6名であります。

当社と社外取締役との間には、特記すべき人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係はありません。

b．当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、弁護士や会社経営者等、多様な職務経験を通じて培われた幅広い見識、高度な専門知識に基づき、客観的・中立的な観点から経営の監督及びチェック機能としての役割を果たしているものと考えております。

c．社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、主として取締役会への出席を通じて監督を行っており、監査委員会が定期的にその職務執行状況を取締役会に報告することで、社外取締役による監督の実効性確保に努めております。

さらに、監査委員である社外取締役と、内部監査、監査委員会監査、会計監査及び内部統制部門との相互連携については、上記 をご参照ください。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士は、武久 善栄氏、辰巳 幸久氏及び秋山 範之氏であります。なお、当該公認会計士の監査継続年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士9名、その他28名であります。

取締役の定数

当社は、20名以内の取締役を置く旨を定款に定めております。

取締役及び執行役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨及び補欠取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする旨を定款に定めております。

### 剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

### 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定めております。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に規定する特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

### 役員報酬の内容

#### a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)						0
社外取締役	36	36				7
執行役	562	562				28

(注) 当社は、当社又は当社の親会社等の執行役を兼任する取締役に対して取締役としての報酬等を支給していないため、上表における取締役の「対象となる役員の員数」に当社又は当社の親会社等の執行役を兼務する取締役を含んでおりません。

#### b. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

#### c. 役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

なお、上場後の役員報酬制度の在り方につきましては、投資家等のご意見も踏まえながら、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みの導入を検討いたします。

#### 「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」

##### 1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた報酬を基準金額とし、同金額に個人別の評価を反映させた一部変動金額報酬を支給するものとする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回る者となる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

##### 2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮し相応と思われる程度とする。

### 3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた金額を基準とし、同金額に事業計画の達成状況等により評価された結果を反映させた報酬を支給する。その基準金額の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮し相応と思われる程度とし、変動幅については、年収比適切な比率を設定する。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回る者となる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基準金額とすることができる。

#### 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策

当社が、親会社である日本郵政株式会社その他の日本郵政グループに属する会社との間で行う取引については、保険業法に基づき、アームズ・レングス・ルールに則って公正に行っております。

グループ内取引の適正性を確保するため、当社で行うすべての取引に対し、取引前に取引部署においてグループ内取引に該当するか否かの確認を行い、日本郵政グループに属する会社と取引を行う場合には、当該取引の適正性が確保されているかを、グループ内取引の必要性、取引条件の適正性等の観点で既定のチェックリストに基づき事前に点検するとともに、専門部署（文書法務部）において点検内容の適正性を確認しております。また、取引実施後においても、総括部署（経営企画部）が事後点検を実施しております。

なお、当社の上場日付で、グループ内取引に係る取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場合及び既存の取引条件を変更する場合に、社外取締役を含む取締役会で決議する態勢を整備する予定であります。

## ( 2 ) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	163	17	168	10
連結子会社	-	-	5	-
計	163	17	174	10

## 【その他重要な報酬の内容】

- a . 最近連結会計年度の前連結会計年度  
該当事項はありません。
- b . 最近連結会計年度  
該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

- a . 最近連結会計年度の前連結会計年度  
当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計業務に関するアドバイザリー業務であります。
- b . 最近連結会計年度  
当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、会計業務に関するアドバイザリー業務及び株式上場準備に関するアドバイザリー業務であります。

## 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案し、監査委員会の同意のもと決定しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第46条及び第68条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第61条及び第82条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）により作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」（平成8年大蔵省令第5号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当連結会計年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制の整備を行っております。

また、適正な連結財務諸表等を作成するための基本方針、マニュアル等の整備を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金及び預貯金	1,670,837	2,213,786
コールローン	230,025	445,428
債券貸借取引支払保証金	2,822,188	2,720,856
買入金銭債権	107,448	449,068
金銭の信託	581,627	1,434,943
有価証券	1, 2, 7, 9 69,377,991	1, 2, 7, 9 66,276,260
貸付金	3, 4 11,020,585	3, 4 9,977,345
有形固定資産	5 89,453	5 131,790
土地	40,726	68,350
建物	33,353	34,237
リース資産	1,507	2,009
建設仮勘定	1,648	9,759
その他の有形固定資産	12,218	17,433
無形固定資産	124,161	155,067
ソフトウェア	124,130	155,045
リース資産	12	5
その他の無形固定資産	18	16
代理店貸	102,651	95,023
再保険貸	234	630
その他資産	374,099	468,700
繰延税金資産	592,532	547,053
貸倒引当金	1,036	943
資産の部合計	87,092,800	84,915,012

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	80,799,941	77,905,677
支払備金	8 831,690	8 718,156
責任準備金	8, 11 77,745,490	8, 11 75,112,601
契約者配当準備金	6 2,222,759	6 2,074,919
再保険借	1,234	2,017
その他負債	7, 12 4,080,744	7, 12 4,261,065
保険金等支払引当金	1,881	-
退職給付に係る負債	56,627	58,356
特別法上の準備金	614,233	712,167
価格変動準備金	11 614,233	11 712,167
負債の部合計	85,554,663	82,939,284
<b>純資産の部</b>		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金	500,044	500,044
利益剰余金	351,010	411,992
株主資本合計	1,351,054	1,412,036
その他有価証券評価差額金	184,774	558,033
繰延ヘッジ損益	11	22
退職給付に係る調整累計額	2,296	5,635
その他の包括利益累計額合計	187,082	563,691
純資産の部合計	1,538,136	1,975,727
負債及び純資産の部合計	87,092,800	84,915,012



## 【四半期連結貸借対照表】

（単位：百万円）

当第1四半期連結会計期間  
（平成27年6月30日）

資産の部	
現金及び預貯金	1,091,923
コールローン	450,526
債券貸借取引支払保証金	2,712,309
買入金銭債権	259,470
金銭の信託	1,615,412
有価証券	<sup>1</sup> 66,966,919
貸付金	9,949,240
有形固定資産	140,334
無形固定資産	158,939
代理店貸	90,783
再保険貸	838
その他資産	534,697
繰延税金資産	574,747
貸倒引当金	973
資産の部合計	84,545,168
負債の部	
保険契約準備金	77,102,239
支払備金	694,997
責任準備金	74,359,760
契約者配当準備金	<sup>2</sup> 2,047,482
再保険借	2,263
その他負債	4,656,751
退職給付に係る負債	59,367
特別法上の準備金	731,380
価格変動準備金	731,380
負債の部合計	82,552,002
純資産の部	
資本金	500,000
資本剰余金	500,044
利益剰余金	410,401
株主資本合計	1,410,445
その他有価証券評価差額金	577,176
繰延ヘッジ損益	23
退職給付に係る調整累計額	5,520
その他の包括利益累計額合計	582,720
純資産の部合計	1,993,165
負債及び純資産の部合計	84,545,168

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
経常収益	11,234,114	10,169,241
保険料等収入	3 5,911,643	3 5,956,716
資産運用収益	1,540,615	1,460,745
利息及び配当金等収入	1,458,190	1,365,796
金銭の信託運用益	9,736	32,762
有価証券売却益	71,074	61,908
有価証券償還益	54	36
為替差益	1,452	12
貸倒引当金戻入額	-	14
その他運用収益	107	215
その他経常収益	3,781,854	2,751,779
支払備金戻入額	2 115,432	2 113,534
責任準備金戻入額	2 3,656,490	2 2,632,889
その他の経常収益	9,931	5,354
経常費用	10,771,365	9,676,616
保険金等支払金	10,160,877	9,059,549
保険金	4 9,511,326	4 8,253,973
年金	256,746	304,096
給付金	33,941	41,538
解約返戻金	220,263	291,290
その他返戻金	135,968	162,462
再保険料	2,631	6,188
責任準備金等繰入額	4,627	1,497
契約者配当金積立利息繰入額	4,627	1,497
資産運用費用	18,122	10,994
支払利息	4,963	4,298
有価証券売却損	10,205	4,963
有価証券償還損	62	44
金融派生商品費用	2,161	773
貸倒引当金繰入額	8	-
その他運用費用	721	915
事業費	1 513,999	1 513,159
その他経常費用	73,738	91,415
経常利益	462,748	492,625
特別利益	-	-
特別損失	100,030	99,366
固定資産等処分損	8,670	1,432
価格変動準備金繰入額	91,360	97,934
契約者配当準備金繰入額	5 242,146	5 200,722
税金等調整前当期純利益	120,571	192,536
法人税及び住民税等	200,724	208,365
法人税等調整額	142,955	97,152
法人税等合計	57,769	111,213
少数株主損益調整前当期純利益	62,802	81,323
少数株主利益	-	-
当期純利益	62,802	81,323

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	62,802	81,323
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	28,996	373,258
繰延ヘッジ損益	11	11
退職給付に係る調整額	-	3,339
その他の包括利益合計	1 29,007	1 376,609
包括利益	91,810	457,932
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	91,810	457,932
少数株主に係る包括利益	-	-

## 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
経常収益	2,473,125
保険料等収入	1,351,573
資産運用収益	344,642
利息及び配当金等収入	329,424
金銭の信託運用益	14,226
有価証券償還益	12
金融派生商品収益	956
その他運用収益	22
その他経常収益	776,910
支払備金戻入額	23,158
責任準備金戻入額	752,841
その他の経常収益	910
経常費用	2,365,713
保険金等支払金	2,210,799
保険金	1,987,135
年金	83,070
給付金	11,431
解約返戻金	83,801
その他返戻金	43,181
再保険料	2,177
責任準備金等繰入額	232
契約者配当金積立利息繰入額	232
資産運用費用	2,427
支払利息	1,061
有価証券償還損	21
為替差損	1,257
貸倒引当金繰入額	2
その他運用費用	84
事業費	127,825
その他経常費用	24,429
経常利益	107,412
特別利益	340
固定資産等処分益	340
特別損失	19,433
固定資産等処分損	221
価格変動準備金繰入額	19,212
契約者配当準備金繰入額	56,371
税金等調整前四半期純利益	31,948
法人税及び住民税等	43,909
法人税等調整額	34,898
法人税等合計	9,011
四半期純利益	22,936
非支配株主に帰属する四半期純利益	-
親会社株主に帰属する四半期純利益	22,936

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年6月30日)
四半期純利益	22,936
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	19,143
繰延ヘッジ損益	0
退職給付に係る調整額	115
その他の包括利益合計	19,029
四半期包括利益	41,965
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	41,965
非支配株主に係る四半期包括利益	-

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	500,000	500,044	310,958	1,311,002
当期変動額				
剰余金の配当			22,750	22,750
当期純利益			62,802	62,802
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	40,052	40,052
当期末残高	500,000	500,044	351,010	1,351,054

	その他の包括利益累計額		
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額
当期首残高	155,778	-	-
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	28,996	11	2,296
当期変動額合計	28,996	11	2,296
当期末残高	184,774	11	2,296

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	500,000	500,044	351,010	1,351,054
会計方針の変更による累積的影響額			3,533	3,533
会計方針の変更を反映した当期首残高	500,000	500,044	347,477	1,347,521
当期変動額				
剰余金の配当			16,808	16,808
当期純利益			81,323	81,323
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	64,514	64,514
当期末残高	500,000	500,044	411,992	1,412,036

	その他の包括利益累計額		
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額
当期首残高	184,774	11	2,296
会計方針の変更による累積的影響額			
会計方針の変更を反映した当期首残高	184,774	11	2,296
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	373,258	11	3,339
当期変動額合計	373,258	11	3,339
当期末残高	558,033	22	5,635

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	120,571	192,536
減価償却費	34,074	35,224
支払備金の増減額（は減少）	115,432	113,534
責任準備金の増減額（は減少）	3,656,490	2,632,889
契約者配当準備金積立利息繰入額	4,627	1,497
契約者配当準備金繰入額（は戻入額）	242,146	200,722
貸倒引当金の増減額（は減少）	59	92
保険金等支払引当金の増減額（は減少）	5,122	1,881
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	173	-
退職給付に係る負債の増減額（は減少）	2,193	3,375
価格変動準備金の増減額（は減少）	91,360	97,934
利息及び配当金等収入	1,458,190	1,365,796
有価証券関係損益（は益）	60,861	56,937
支払利息	4,963	4,298
為替差損益（は益）	1,452	12
有形固定資産関係損益（は益）	280	1,310
代理店貸の増減額（は増加）	31,259	7,628
再保険貸の増減額（は増加）	234	396
その他資産（除く投資活動関連、財務活動関連） の増減額（は増加）	26,487	86,519
再保険借の増減額（は減少）	1,043	782
その他負債（除く投資活動関連、財務活動関連） の増減額（は減少）	11,090	8,926
その他	2,263	28,995
小計	4,805,197	3,757,421
利息及び配当金等の受取額	1,653,556	1,438,805
利息の支払額	4,911	4,311
契約者配当金の支払額	420,523	349,687
法人税等の支払額	174,063	215,874
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,751,139	2,888,489



（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
コールローンの取得による支出	32,758,125	33,053,228
コールローンの償還による収入	32,731,552	32,837,825
債券貸借取引支払保証金の純増減額（ は増加）	490,901	101,332
買入金銭債権の取得による支出	2,746,495	3,417,540
買入金銭債権の売却・償還による収入	3,066,421	3,131,989
金銭の信託の増加による支出	290,000	550,000
金銭の信託の減少による収入	13,813	-
有価証券の取得による支出	6,587,951	3,849,529
有価証券の売却・償還による収入	9,806,272	7,196,095
貸付けによる支出	1,610,231	1,354,547
貸付金の回収による収入	3,273,164	2,397,748
債券貸借取引受入担保金の純増減額（ は減少）	588,617	44,684
その他	229,212	144,115
<b>資産運用活動計</b>	<b>4,766,922</b>	<b>3,539,576</b>
営業活動及び資産運用活動計	1,015,783	651,086
有形固定資産の取得による支出	6,052	28,399
無形固定資産の取得による支出	39,808	56,722
その他	2,540	5,692
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>4,718,522</b>	<b>3,448,761</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	444	514
配当金の支払額	22,750	16,808
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>23,195</b>	<b>17,322</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	944,187	542,949
現金及び現金同等物の期首残高	726,649	1,670,837
現金及び現金同等物の期末残高	1,670,837	2,213,786

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 かんぽシステムソリューションズ株式会社

2．持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4．会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

（ ）満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

（ ）責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

（ ）その他有価証券

（イ）時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等（株式及び株式投資信託については連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

（ロ）時価を把握することが極めて困難と認められるもの

・取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

・上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

（ ）建物

2年～55年

（ ）その他の有形固定資産

2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、138百万円であります。

保険金等支払引当金

保険金等支払引当金は、現在取り組み中の保険金の請求案内等の充実により、今後発生する可能性のある保険金等の追加支払に備えるため、これまでの実績に基づき、追加支払見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、簡便法を採用しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

( )ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建債券

( )ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...貸付金

ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特例処理を行っている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預貯金」であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

( ) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

( ) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成22年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「管理機構」という。）からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い積み立てた額は、175,129百万円であります。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 かんばシステムソリューションズ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

( ) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

( ) 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

( ) その他有価証券

(イ) 時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等（株式及び株式投資信託については連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

(ロ) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの

・取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

・上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

( ) 建物

2年～55年

( ) その他の有形固定資産

2年～20年

無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、294百万円であります。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

（追加情報）

当社は、平成27年4月1日を施行日とする退職手当規程の改訂を行い、退職一時金制度を最終給与比例方式からポイント制へ変更しております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用が5,174百万円発生しております。

小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、簡便法を採用しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

( )ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建債券

( )ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...貸付金

ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預貯金」であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

( )標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

( )標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成22年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「管理機構」という。）からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い積み立てた額は、176,491百万円であります。

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

（会計方針の変更）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が56,627百万円計上されております。また、その他の包括利益累計額が2,296百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が5,104百万円増加し、利益剰余金が3,533百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

（表示方法の変更）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、平成27年3月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

（連結キャッシュ・フロー計算書）

平成26年4月1日に開始する連結会計年度（翌連結会計年度）より、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「債券貸借取引支払保証金、受入担保金の純増減額（は減少）」に含めておりました「債券貸借取引支払保証金の純増減額（は増加）」、「債券貸借取引受入担保金の純増減額（は減少）」は、重要性が増したため、独立掲記することとしております。連結財務諸表規則附則第2項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「債券貸借取引支払保証金、受入担保金の純増減額（は減少）」に表示していた97,715百万円は、「債券貸借取引支払保証金の純増減額（は増加）」490,901百万円、「債券貸借取引受入担保金の純増減額（は減少）」588,617百万円として組み替えております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（連結キャッシュ・フロー計算書）

前連結会計年度において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「債券貸借取引支払保証金、受入担保金の純増減額（は減少）」に含めておりました「債券貸借取引支払保証金の純増減額（は増加）」、「債券貸借取引受入担保金の純増減額（は減少）」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「債券貸借取引支払保証金、受入担保金の純増減額（は減少）」に表示していた97,715百万円は、「債券貸借取引支払保証金の純増減額（は増加）」490,901百万円、「債券貸借取引受入担保金の純増減額（は減少）」588,617百万円として組み替えております。

（未適用の会計基準等）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

退職給付会計基準及び退職給付適用指針については、当社の親会社である日本郵政株式会社の方針により、以下のとおり適用する予定であります。

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

(2) 適用予定日

については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首における利益剰余金が3,533百万円減少する予定であります。



## (連結貸借対照表関係)

1. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

- (1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
連結貸借対照表計上額	17,953,667	15,493,208
時価	19,052,820	16,668,447

- (2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

簡易生命保険契約商品区分

かんぽ生命保険契約（一般）商品区分

かんぽ生命保険契約（一時払年金）商品区分

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	3,380,035	3,211,916

3. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸付償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

4. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	1,250	1,250

5. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
	63,547	63,635

6．契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
期首残高	2,396,947	2,222,759
契約者配当金支払額	420,523	349,687
利息による増加等	4,627	1,497
年金買増しによる減少	438	372
契約者配当準備金繰入額	242,146	200,722
期末残高	2,222,759	2,074,919

7．担保に供している資産は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
有価証券	3,380,035	3,211,916

担保付き債務の額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
債券貸借取引受入担保金	3,703,176	3,658,492
( ) 連結貸借対照表上、「その他負債」に計上しております。		

なお、上記有価証券は、すべて現金担保付有価証券貸借取引により差し入れたものであります。

8．保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
82	285

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
183	314

9．売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、各連結会計年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
2,816,810	2,701,601

10. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。

なお、当該負担金は、拠出した連結会計年度の事業費として処理しております。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
18,834	22,829

11. 管理機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。また、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金及び価格変動準備金を積み立てております。

上述した責任準備金(危険準備金を除く。)、危険準備金及び価格変動準備金の金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
責任準備金 (危険準備金を除く。)	57,879,628	52,156,724
危険準備金	2,350,030	2,182,885
価格変動準備金	554,723	626,849

12. 連結貸借対照表に計上した「其他負債」には「機構預り金」が含まれております。「機構預り金」とは、管理機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された管理機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、各連結会計年度未までに支払い等が行われていない額であります。

「機構預り金」の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
66,221	59,058

## (連結損益計算書関係)

1. 事業費の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動費	190,508	182,243
営業管理費	13,847	17,147
一般管理費	309,643	313,767

2. 支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	82	203

また、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	183	130

3. 保険料等収入のうち、管理機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	2,155,398	1,697,140

4. 保険金のうち、管理機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	9,477,426	8,208,198

5. 管理機構からの受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、管理機構のため契約者配当準備金に繰り入れた金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	222,812	190,363

## (連結包括利益計算書関係)

## 1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>その他有価証券評価差額金</b>		
当期発生額	32,105	524,140
組替調整額	8,502	7,947
税効果調整前	40,608	516,192
税効果額	11,611	142,934
その他有価証券評価差額金	28,996	373,258
<b>繰延ヘッジ損益</b>		
当期発生額	16	15
組替調整額	-	-
税効果調整前	16	15
税効果額	4	4
繰延ヘッジ損益	11	11
<b>退職給付に係る調整額</b>		
当期発生額	-	4,932
組替調整額	-	328
税効果調整前	-	4,603
税効果額	-	1,263
退職給付に係る調整額	-	3,339
その他の包括利益合計	29,007	376,609

（連結株主資本等変動計算書関係）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式 普通株式	20,000	-	-	20,000
自己株式 普通株式	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年5月14日 取締役会	普通株式	22,750	1,137.51	平成25年3月31日	平成25年5月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種 類	配当金の総 額 （百万円）	配当の原資	1株当 たり配 当額 （円）	基準日	効力発生日
平成26年5月14日 取締役会	普通株式	16,808	利益剰余金	840.43	平成26年3月31日	平成26年5月15日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
発行済株式 普通株式	20,000	-	-	20,000
自己株式 普通株式	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年5月14日 取締役会	普通株式	16,808	840.43	平成26年3月31日	平成26年5月15日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種 類	配当金の総 額 （百万円）	配当の原資	1株当 たり配 当額 （円）	基準日	効力発生日
平成27年5月13日 取締役会	普通株式	24,527	利益剰余金	1,226.38	平成27年3月31日	平成27年5月14日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1．現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
現金及び預貯金	1,670,837	2,213,786
現金及び現金同等物	1,670,837	2,213,786

## (リース取引関係)

前連結会計年度(平成26年3月31日)

## &lt;借主側&gt;

## 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産(車両)であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
1年内	448
1年超	-
合計	448

当連結会計年度(平成27年3月31日)

## &lt;借主側&gt;

## 1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

## (1) リース資産の内容

有形固定資産(車両)であります。

## (2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	687
1年超	424
合計	1,112



## （金融商品関係）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等の支払を確実に行うため、負債の特性を踏まえ、円金利資産により資産と負債のキャッシュ・フロー・マッチングを推進しております。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、許容可能な範囲で国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる地方債及び社債等の円貨建資産並びに外国債及び株式等のリスク性資産への運用にも取り組んでおります。

なお、当社では、デリバティブ取引を運用に関する資産の為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段として位置付けており、ヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であり、ALMの考え方に基づき運用を行っております。これらのうち、有価証券については、発行体の信用リスク、価格変動リスク及び金利リスクに晒されております。有価証券のうち外貨建債券については、為替リスクにも晒されております。また、変動金利の貸付金を保有しており、金利リスクに晒されております。

当社が利用対象としている主要なデリバティブ取引には、為替予約取引及び金利スワップ取引があります。当社ではこれらを行って為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、ヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。そのため、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものとなっております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 市場リスクの管理

市場リスクは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産及び負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク及び価格変動リスクに区分しております。金利リスクは、円金利資産と保険負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で円金利が変動することにより、円金利資産及び保険負債の価値が減少し、会社の価値が毀損するリスクであります。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクであります。

これらの市場リスクについてはそのリスク量を、信用リスク量及び不動産投資リスク量とともにリスク管理統括部においてVaRにより計測し、管理の状況を定期的にリスク管理委員会に報告しております。

## 信用リスクの管理

信用リスクは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクであります。

与信先の管理については、信用リスクの高い与信先への投融資を抑制するため、社内の信用格付に基づく与信適格基準を定めて管理しております。また、特定の与信先、グループ及び業種に与信が集中するリスクを抑制するため、信用格付に応じた与信管理基準額や業種別の与信シェアの基準を設けて管理しております。

なお、与信先の管理の状況については、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

## (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「（デリバティブ取引関係）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておらず、「（注2）」に記載しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	1,670,837	1,670,837	-
うち、その他有価証券（譲渡性預金）	704,300	704,300	-
(2) 債券貸借取引支払保証金	2,822,188	2,822,188	-
(3) 買入金銭債権	107,448	107,448	-
その他有価証券	107,448	107,448	-
(4) 金銭の信託（ 1 ）	581,627	581,627	-
(5) 有価証券	69,237,991	73,506,909	4,268,917
満期保有目的の債券	45,257,324	48,427,090	3,169,765
責任準備金対応債券	17,953,667	19,052,820	1,099,152
その他有価証券	6,026,999	6,026,999	-
(6) 貸付金（ 2 ）	11,020,493	11,973,916	953,422
保険約款貸付	54,271	54,271	-
一般貸付	763,206	804,957	41,750
機構貸付	10,203,015	11,114,687	911,671
資産計	85,440,588	90,662,928	5,222,340
債券貸借取引受入担保金（ 3 ）	3,703,176	3,703,176	-
負債計	3,703,176	3,703,176	-
デリバティブ取引（ 4 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(15,638)	(15,638)	-
デリバティブ取引計	(15,638)	(15,638)	-

（ 1 ） 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託であります。

（ 2 ） 貸倒引当金を控除しております。

（ 3 ） 連結貸借対照表上、「その他負債」に計上しております。

（ 4 ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金及び預貯金

預貯金（譲渡性預金を含む。）は、預入期間が短期（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 債券貸借取引支払保証金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 買入金銭債権

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱う買入金銭債権は、「(5) 有価証券」と同様の評価によっております。

## (4) 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

## (5) 有価証券

債券は主として日本証券業協会が公表する売買参考統計値等、業界団体等が公表する価格や取引金融機関から提示された価格等によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

## (6) 貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付（保険約款貸付を除く。）の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

負 債

## 債券貸借取引受入担保金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

なお、金利スワップの特例処理については、ヘッジ対象である一般貸付と一体として処理されているため、当該一般貸付の時価に含めて記載しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

当連結会計年度 (平成26年3月31日)	
非上場株式( )	140,000
( ) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはして おりません。	

## （注3） 主な金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金のうち満期があるもの	704,300	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	2,822,188	-	-	-	-	-
買入金銭債権	81,000	-	-	-	-	25,278
有価証券	5,158,868	13,016,431	10,964,422	4,600,991	7,342,106	27,378,558
満期保有目的の債券	3,614,348	6,028,517	6,155,676	2,353,733	3,782,059	22,847,540
公社債	3,614,348	6,028,517	6,155,676	2,255,733	3,782,059	22,847,540
国債	3,558,100	4,581,900	3,532,400	197,000	659,500	21,574,200
地方債	54,848	741,127	1,833,818	1,827,595	2,310,376	873,590
社債	1,400	705,490	789,458	231,138	812,183	399,750
外国証券	-	-	-	98,000	-	-
責任準備金対応債券	1,014,401	4,830,421	3,605,125	1,583,792	2,732,196	4,056,700
公社債	1,014,401	4,830,421	3,605,125	1,583,792	2,732,196	4,056,700
国債	775,100	4,640,560	3,535,900	1,492,300	2,484,100	3,962,400
地方債	163,575	189,861	50,394	73,312	205,885	66,500
社債	75,726	-	18,831	18,180	42,211	27,800
その他有価証券のうち満期があるもの	530,119	2,157,491	1,203,621	663,465	827,850	474,318
公社債	530,119	2,142,053	1,028,458	577,101	181,220	442,450
国債	3,700	907,400	20,000	-	-	-
地方債	149,842	353,093	257,888	1,000	-	-
社債	376,577	881,560	750,570	576,101	181,220	442,450
外国証券	-	15,438	175,162	86,364	646,630	31,867
貸付金	1,815,014	1,929,903	1,703,875	1,476,998	1,832,300	2,262,035
合計	10,581,372	14,946,334	12,668,298	6,077,989	9,174,407	29,665,872

## （注4） 債券貸借取引受入担保金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
債券貸借取引受入担保金	3,703,176	-	-	-	-	-

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等の支払を確実に行うため、負債の特性を踏まえ、円金利資産により資産と負債のキャッシュ・フロー・マッチングを推進しております。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、許容可能な範囲で国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる地方債及び社債等の円貨建資産並びに外国債及び株式等のリスク性資産への運用にも取り組んでおります。

なお、当社では、デリバティブ取引を運用に関する資産の為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段として位置付けており、ヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であり、ALMの考え方に基づき運用を行っております。これらのうち、有価証券については、発行体の信用リスク、価格変動リスク及び金利リスクに晒されております。有価証券のうち外貨建債券については、為替リスクにも晒されております。また、変動金利の貸付金を保有しており、金利リスクに晒されております。

当社が利用対象としている主要なデリバティブ取引には、為替予約取引及び金利スワップ取引があります。当社ではこれらを為替・金利リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けており、ヘッジ目的の利用に限定し、投機目的には利用しないこととしております。そのため、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものとなっております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

市場リスクは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産及び負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク及び価格変動リスクに区分しております。金利リスクは、円金利資産と保険負債の金利又は期間の mismatchが存在している中で円金利が変動することにより、円金利資産及び保険負債の価値が減少し、会社の価値が毀損するリスクであります。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクであります。また、金利リスク及び価格変動リスク（価格変動リスクは、信用リスク及び不動産投資リスクと合算の上区分を設定しております。）については、リスク量を管理するための基準値を設定し、それぞれのリスク量が基準値を超過しないように管理しております。

なお、市場リスク量、信用リスク量及び不動産投資リスク量については、リスク管理統括部においてVaRにより計測し、管理の状況を定期的にリスク管理委員会に報告しております。

信用リスクの管理

信用リスクは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクであります。

与信先の管理については、信用リスクの高い与信先への投融資を抑制するため、社内の信用格付に基づく与信適格基準を定めて管理しております。また、特定の与信先、グループ及び業種に与信が集中するリスクを抑制するため、信用格付に応じた与信管理基準額や業種別の与信シェアの基準を設けて管理しております。

なお、与信先の管理の状況については、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「（デリバティブ取引関係）」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておらず、「（注2）」に記載しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	2,213,786	2,213,786	-
うち、その他有価証券（譲渡性預金）	1,295,000	1,295,000	-
(2) 債券貸借取引支払保証金	2,720,856	2,720,856	-
(3) 買入金銭債権	449,068	449,068	-
その他有価証券	449,068	449,068	-
(4) 金銭の信託（ 1 ）	1,434,943	1,434,943	-
(5) 有価証券	66,256,260	71,968,615	5,712,355
満期保有目的の債券	43,695,559	48,232,675	4,537,116
責任準備金対応債券	15,493,208	16,668,447	1,175,238
その他有価証券	7,067,492	7,067,492	-
(6) 貸付金（ 2 ）	9,977,267	10,905,033	927,765
保険約款貸付	74,097	74,097	-
一般貸付	806,181	862,878	56,697
機構貸付	9,096,988	9,968,057	871,068
資産計	83,052,183	89,692,304	6,640,121
債券貸借取引受入担保金（ 3 ）	3,658,492	3,658,492	-
負債計	3,658,492	3,658,492	-
デリバティブ取引（ 4 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	526	526	-
デリバティブ取引計	526	526	-

（ 1 ） 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託であります。

（ 2 ） 貸倒引当金を控除しております。

（ 3 ） 連結貸借対照表上、「その他負債」に計上しております。

（ 4 ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金及び預貯金

預貯金（譲渡性預金を含む。）は、預入期間が短期（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 債券貸借取引支払保証金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 買入金銭債権

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱う買入金銭債権は、「(5) 有価証券」と同様の評価によっております。

## (4) 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

## (5) 有価証券

債券は主として日本証券業協会が公表する売買参考統計値等、業界団体等が公表する価格や取引金融機関から提示された価格等によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

## (6) 貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付（保険約款貸付を除く。）の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

負 債

## 債券貸借取引受入担保金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

なお、金利スワップの特例処理については、ヘッジ対象である一般貸付と一体として処理されているため、当該一般貸付の時価に含めて記載しております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：百万円）

当連結会計年度 (平成27年3月31日)	
非上場株式( )	20,000
( ) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはして おりません。	

## （注3） 主な金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金及び預貯金のうち満期があるもの	1,295,000	-	-	-	-	-
債券貸借取引支払保証金	2,720,856	-	-	-	-	-
買入金銭債権	419,000	-	-	-	-	27,989
有価証券	6,316,178	12,045,027	6,973,989	5,145,309	6,726,354	28,181,276
満期保有目的の債券	2,881,511	6,230,609	3,953,665	2,991,726	3,290,329	23,854,900
公社債	2,881,511	6,230,609	3,953,665	2,893,726	3,290,329	23,854,900
国債	2,605,800	3,811,800	1,818,900	338,500	907,300	22,527,900
地方債	73,433	1,456,508	1,762,530	2,060,555	1,788,557	926,550
社債	202,278	962,301	372,235	494,671	594,472	400,450
外国証券	-	-	-	98,000	-	-
責任準備金対応債券	1,911,429	4,288,547	1,762,786	1,444,146	2,168,753	3,809,900
公社債	1,911,429	4,288,547	1,762,786	1,444,146	2,168,753	3,809,900
国債	1,729,360	4,262,100	1,653,400	1,355,800	1,845,000	3,711,700
地方債	182,069	26,447	86,149	64,313	267,014	70,400
社債	-	-	23,237	24,033	56,739	27,800
その他有価証券のうち満期があるもの	1,523,237	1,525,870	1,257,537	709,435	1,267,272	516,476
公社債	1,523,237	1,325,876	1,116,982	364,370	270,500	482,937
国債	903,700	23,700	-	-	-	-
地方債	179,444	319,722	273,313	450	-	-
社債	440,093	982,454	843,669	363,920	270,500	482,937
外国証券	-	199,993	140,555	345,065	996,772	33,539
貸付金	1,678,018	1,819,669	1,598,350	1,389,573	1,657,299	1,834,335
合計	12,429,053	13,864,696	8,572,339	6,534,883	8,383,654	30,043,601

## （注4） 債券貸借取引受入担保金の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
債券貸借取引受入担保金	3,658,492	-	-	-	-	-



(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

## 1. 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	44,425,542	47,595,869	3,170,326
国債	34,001,961	36,656,535	2,654,574
地方債	7,524,060	7,901,536	377,476
社債	2,899,521	3,037,797	138,276
外国証券	98,000	101,781	3,781
その他	-	-	-
小計	44,523,542	47,697,650	3,174,107
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	733,781	729,439	4,342
国債	571,260	568,033	3,226
地方債	125,077	124,177	899
社債	37,444	37,228	216
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	733,781	729,439	4,342
合計	45,257,324	48,427,090	3,169,765

## 2. 責任準備金対応債券

(単位: 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	17,610,495	18,710,949	1,100,453
国債	16,783,518	17,861,458	1,077,940
地方債	652,123	670,555	18,431
社債	174,853	178,935	4,081
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	17,610,495	18,710,949	1,100,453
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	343,171	341,870	1,300
国債	233,293	232,257	1,036
地方債	100,614	100,372	241
社債	9,263	9,240	23
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	343,171	341,870	1,300
合計	17,953,667	19,052,820	1,099,152

## 3. その他有価証券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
公社債	4,654,469	4,554,372	100,097
国債	798,847	797,272	1,575
地方債	709,938	707,593	2,345
社債	3,145,683	3,049,507	96,176
外国証券	866,505	775,889	90,616
外国公社債	866,505	775,889	90,616
その他( )	22,759	21,578	1,181
小計	5,543,735	5,351,840	191,894
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
公社債	371,066	373,353	2,287
国債	134,033	134,050	17
地方債	61,966	62,013	47
社債	175,066	177,289	2,223
外国証券	134,958	141,610	6,652
外国公社債	134,958	141,610	6,652
その他( )	788,988	789,000	11
小計	1,295,013	1,303,964	8,951
合計	6,838,748	6,655,804	182,943

( ) 「その他」には、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含めております。

## 4. 売却した責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	2,071,972	70,967	-
国債	1,962,621	68,754	-
地方債	109,350	2,212	-
合計	2,071,972	70,967	-

## 5. 売却したその他有価証券

（単位：百万円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	9,772	0	2,948
社債	9,772	0	2,948
外国証券	91,125	106	7,256
合計	100,897	107	10,205

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 満期保有目的の債券

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	43,526,994	48,060,756	4,533,761
国債	32,497,522	36,429,888	3,932,365
地方債	8,010,537	8,454,263	443,725
社債	3,018,933	3,176,604	157,670
外国証券	98,000	101,894	3,894
その他	-	-	-
小計	43,624,994	48,162,650	4,537,655
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	70,564	70,025	539
国債	-	-	-
地方債	64,865	64,341	523
社債	5,699	5,683	15
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	70,564	70,025	539
合計	43,695,559	48,232,675	4,537,116

## 2. 責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
公社債	15,462,719	16,638,173	1,175,453
国債	14,655,817	15,800,030	1,144,212
地方債	674,853	699,297	24,444
社債	132,049	138,846	6,797
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	15,462,719	16,638,173	1,175,453
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの			
公社債	30,488	30,273	214
国債	4,450	4,419	31
地方債	25,036	24,857	179
社債	1,001	997	4
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	30,488	30,273	214
合計	15,493,208	16,668,447	1,175,238

## 3. その他有価証券

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
公社債	4,868,151	4,768,988	99,163
国債	828,655	827,483	1,171
地方債	681,442	679,443	1,998
社債	3,358,053	3,262,061	95,992
外国証券	1,781,819	1,455,693	326,126
外国公社債	1,781,819	1,455,693	326,126
その他( )	30,084	27,989	2,095
小計	6,680,055	6,252,670	427,384
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
公社債	335,848	336,406	558
国債	100,000	100,000	0
地方債	99,121	99,311	189
社債	136,726	137,094	367
外国証券	81,673	82,019	346
外国公社債	81,673	82,019	346
その他( )	1,713,983	1,713,983	-
小計	2,131,505	2,132,410	904
合計	8,811,560	8,385,080	426,480

( ) 「その他」には、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく有価証券として取り扱うものを含めております。

## 4. 売却した責任準備金対応債券

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	1,717,375	56,869	-
国債	1,717,375	56,869	-
地方債	-	-	-
合計	1,717,375	56,869	-

## 5. 売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	-	-	-
社債	-	-	-
外国証券	158,468	5,038	4,963
合計	158,468	5,038	4,963

## （金銭の信託関係）

前連結会計年度（平成26年3月31日）

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
特定金銭信託	581,627	499,042	82,585	86,112	3,527

（ ） 131百万円の減損処理を行っております。

なお、金銭の信託において信託財産として運用している株式の減損については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均値が取得原価と比べて30%以上下落したものを対象としております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
特定金銭信託	1,434,943	1,079,701	355,241	357,085	1,844

（ ） 442百万円の減損処理を行っております。

なお、金銭の信託において信託財産として運用している株式の減損については、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格等の平均値が取得原価と比べて30%以上下落したものを対象としております。

## (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成26年3月31日）

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## (1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
時価ヘッジ	為替予約取引	外貨建債券			
	売建				
	米ドル		270,312	-	6,817
	ユーロ		133,944	-	8,837
合計			404,257	-	15,655

## ( ) 時価の算定方法

連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

## (2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	貸付金			
	受取固定・支払変動		9,950	9,950	16
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	貸付金			
	受取固定・支払変動		102,780	85,400	( 2 )
合計			-	-	16

## ( 1 ) 時価の算定方法

割引現在価値により算定しております。

## ( 2 ) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理さ

れているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。



当連結会計年度（平成27年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
時価ヘッジ	為替予約取引	外貨建債券			
	売建				
	米ドル		172,008	-	12,843
	ユーロ		191,112	-	13,337
	合計		363,120	-	493

( ) 時価の算定方法

連結会計年度末日の先物相場に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引	貸付金			
	受取固定・支払変動		13,750	13,750	32
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引	貸付金			
	受取固定・支払変動		88,200	65,500	( 2 )
	合計		-	-	32

( 1 ) 時価の算定方法

割引現在価値により算定しております。

- ( 2 ) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

（退職給付関係）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、簡便法を採用しております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
退職給付債務の期首残高	54,937
勤務費用	3,289
利息費用	932
数理計算上の差異の発生額	251
退職給付の支払額	3,146
その他	363
退職給付債務の期末残高	56,627

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	56,627
連結貸借対照表に計上された退職給 付に係る負債	56,627

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
勤務費用	3,289
利息費用	932
数理計算上の差異の費用処理額	315
その他	32
確定給付制度に係る退職給付費用	3,938

(4) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
未認識数理計算上の差異	3,317

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

(単位：%)

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
割引率	1.7

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。また、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算にあたり、簡便法を採用しております。

なお、当社は、平成27年4月1日を施行日とする退職手当規程の改訂を行い、退職一時金制度を最終給与比例方式からポイント制へ変更しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	56,627
会計方針の変更による累積的影響額	5,104
会計方針の変更を反映した期首残高	61,731
勤務費用	3,639
利息費用	428
数理計算上の差異の発生額	242
退職給付の支払額	2,483
過去勤務費用の発生額	5,174
その他	26
退職給付債務の期末残高	58,356

(注) 平成27年4月1日付で退職一時金制度をポイント制へ変更したため、過去勤務費用が発生しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	58,356
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債	58,356

## (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	3,639
利息費用	428
数理計算上の差異の費用処理額	297
過去勤務費用の費用処理額	30
その他	69
確定給付制度に係る退職給付費用	3,808

## (4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
過去勤務費用	5,143
数理計算上の差異	540
合計	4,603

## (5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	5,143
未認識数理計算上の差異	2,777
合計	7,920

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

(単位：%)

	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	0.7

（税効果会計関係）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
責任準備金	485,089
価格変動準備金	106,845
支払備金	53,823
退職給付に係る負債	17,464
その他有価証券評価差額金	3,815
その他	14,313
小計	681,352
評価性引当額	2,996
繰延税金資産合計	678,356
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	84,569
その他	1,254
繰延税金負債合計	85,823
繰延税金資産（負債）の純額	592,532

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	33.33
当期と翌期以降の税率差異による影響	10.06
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.36
その他	0.16
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.91

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、33.33%から30.78%となりました。この変更により、当連結会計年度末における繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5,223百万円減少し、法人税等調整額は5,257百万円増加しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
責任準備金	559,683
価格変動準備金	134,860
支払備金	49,850
退職給付に係る負債	16,875
その他有価証券評価差額金	769
その他	15,020
小計	777,060
評価性引当額	2,948
繰延税金資産合計	774,111
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	224,458
その他	2,599
繰延税金負債合計	227,057
繰延税金資産（負債）の純額	547,053

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	30.78
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	26.85
その他	0.13
税効果会計適用後の法人税等の負担率	57.76

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が30.78％から28.85％に変更されることとなりました。この税率変更により、繰延税金資産は51,919百万円減少、繰延税金負債は15,200百万円減少し、法人税等調整額は51,694百万円増加しております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

日本国内における生命保険事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

経常収益の10%以上を占める外部顧客がないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）及び当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

当社と関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政株式会社	東京都千代田区	3,500,000	持株会社	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	グループ 経営管理 料の支払 (注1)	2,773	未払金	242

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 日本郵政株式会社のコーポレート・スタッフ部門の運営費用に一定の利益率を乗じた金額を、当社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行等が、提供される役務に対する受益割合に応じて負担しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## (2) 関連会社等

該当事項はありません。

## (3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	東京都千代田区	100,000	郵便・物流事業 金融窓口事業	なし	保険業務 代理店 役員の兼任	代理店業務に係る 委託手数料の支払 (注1)	366,248	代理店借	35,557

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、業務量を乗じて算定した維持集金手数料等を支払っております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

## (4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

日本郵政株式会社（非上場）

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。



当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

当社と関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政株式会社	東京都千代田区	3,500,000	持株会社	被所有 直接 100%	経営管理 役員の兼任	グループ 経営管理 料の支払 (注1)	3,030	未払金	272

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 日本郵政株式会社のコーポレート・スタッフ部門の運営費用に一定の利益率を乗じた金額を、当社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行等が、提供される役務に対する受益割合に応じて負担しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便・物流事業 金融窓口事業	なし	保険業務 代理店 役員の兼任	代理店業務に係る 委託手数料の支払 (注1)	359,536	代理店借	37,087

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、業務量乗じて算定した維持集金手数料等を支払っております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

日本郵政株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

( 単位：円 )

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	2,563.56
1株当たり当期純利益金額	104.67

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純利益(百万円)	62,802
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	62,802
普通株式の期中平均株式数(千株)	600,000

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成26年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,538,136
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-
普通株式に係る純資産額(百万円)	1,538,136
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	600,000

4. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を、当連結会計年度末より適用し(ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く)、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。  
この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が3円83銭増加しております。

5. 当社は平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行いました。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：円）

	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	3,292.88
1株当たり当期純利益金額	135.54

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（百万円）	81,323
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益（百万円）	81,323
普通株式の期中平均株式数（千株）	600,000

3．1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 （平成27年3月31日）
純資産の部の合計額（百万円）	1,975,727
純資産の部の合計額から控除する金額（百万円）	-
普通株式に係る純資産額（百万円）	1,975,727
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数（千株）	600,000

4．「会計方針の変更」に記載のとおり、「退職給付会計基準」及び「退職給付適用指針」を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当連結会計年度の期首の1株当たり純資産額が5円89銭減少し、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

5．当社は平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行いました。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（株式分割）

1．株式分割の目的

当社は、株式流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成27年8月1日を効力発生日として株式分割を行っております。

2．分割の方法

平成27年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿上の株主の所有する普通株式を、1株につき30株の割合をもって分割いたしました。

3．分割により増加する株式数

普通株式	580,000,000株
------	--------------

4．1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、「（1株当たり情報）」に記載しております。

【注記事項】

（会計方針の変更）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純利益等の表示の変更を行っております。

（四半期連結貸借対照表関係）

1. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の四半期連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

当第1四半期連結会計期間 （平成27年6月30日）
4,007,567

2. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

当第1四半期連結会計期間 （平成27年6月30日）	
期首残高	2,074,919
契約者配当金支払額	83,952
利息による増加等	232
年金買増しによる減少	87
契約者配当準備金繰入額	56,371
期末残高	2,047,482

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

当第1四半期連結累計期間 （自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）
8,793

（株主資本等関係）

当第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年5月13日 取締役会	普通株式	24,527	1,226.38	平成27年3月31日	平成27年5月14日	利益剰余金

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）

日本国内における生命保険事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

四半期連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当第1四半期連結会計期間（平成27年6月30日）

（単位：百万円）

	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預貯金	1,091,923	1,091,923	-
うち、その他有価証券（譲渡性預金）	808,700	808,700	-
(2) 債券貸借取引支払保証金	2,712,309	2,712,309	-
(3) 買入金銭債権	259,470	259,470	-
その他有価証券	259,470	259,470	-
(4) 金銭の信託（ 1 ）	1,615,412	1,615,412	-
(5) 有価証券	66,966,919	72,244,256	5,277,337
満期保有目的の債券	43,666,508	47,847,996	4,181,487
責任準備金対応債券	15,488,619	16,584,468	1,095,849
その他有価証券	7,811,791	7,811,791	-
(6) 貸付金（ 2 ）	9,949,161	10,818,814	869,653
保険約款貸付	78,757	78,757	-
一般貸付	805,692	857,742	52,050
機構貸付	9,064,711	9,882,314	817,602
資産計	82,595,195	88,742,185	6,146,990
債券貸借取引受入担保金（ 3 ）	4,441,395	4,441,395	-
負債計	4,441,395	4,441,395	-
デリバティブ取引（ 4 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(5,992)	(5,992)	-
デリバティブ取引計	(5,992)	(5,992)	-

（ 1 ） 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託であります。

（ 2 ） 貸倒引当金を控除しております。

（ 3 ） 四半期連結貸借対照表上、「その他負債」に計上しております。

（ 4 ） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

## (注) 金融商品の時価の算定方法

資 産

## (1) 現金及び預貯金

預貯金（譲渡性預金を含む。）は、預入期間が短期（1年以内）であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (2) 債券貸借取引支払保証金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (3) 買入金銭債権

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱う買入金銭債権は、「(5) 有価証券」と同様の評価によっております。

## (4) 金銭の信託

株式は取引所等の価格によっており、投資信託は基準価格等によっております。  
保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

## (5) 有価証券

債券は主として日本証券業協会が公表する売買参考統計値等、業界団体等が公表する価格や取引金融機関から提示された価格等によっており、投資信託は基準価格等によっております。

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「（有価証券関係）」に記載しております。

## (6) 貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから、当該帳簿価額によっております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付（保険約款貸付を除く。）の時価については、将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

負 債

## 債券貸借取引受入担保金

短期（1年以内）で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

なお、金利スワップの特例処理については、ヘッジ対象である一般貸付と一体として処理されているため、当該一般貸付の時価に含めて記載しております。

## （有価証券関係）

## 1．満期保有目的の債券で時価のあるもの

当第1四半期連結会計期間（平成27年6月30日）

（単位：百万円）

	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
公社債	43,568,508	47,746,174	4,177,666
国債	32,588,161	36,211,074	3,622,912
地方債	8,063,071	8,472,436	409,365
社債	2,917,275	3,062,664	145,388
外国証券	98,000	101,821	3,821
その他	-	-	-
合計	43,666,508	47,847,996	4,181,487

## 2．責任準備金対応債券で時価のあるもの

当第1四半期連結会計期間（平成27年6月30日）

（単位：百万円）

	四半期連結貸借対照表 計上額	時価	差額
公社債	15,488,619	16,584,468	1,095,849
国債	14,655,933	15,724,342	1,068,408
地方債	699,703	720,881	21,178
社債	132,982	139,244	6,262
外国証券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	15,488,619	16,584,468	1,095,849



## 3. その他有価証券で時価のあるもの

当第1四半期連結会計期間（平成27年6月30日）

（単位：百万円）

	四半期連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	-	-	-
公社債	4,703,805	4,611,171	92,634
国債	628,466	627,451	1,015
地方債	751,585	749,421	2,163
社債	3,323,753	3,234,298	89,454
外国証券	3,057,889	2,756,964	300,925
外国公社債	3,057,889	2,756,964	300,925
その他（ ）	1,118,265	1,116,338	1,926
合計	8,879,961	8,484,475	395,486

（ ） 「その他」には「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に基づく有価証券として取り扱うものを含めております。

## （金銭の信託関係）

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託

当第1四半期連結会計期間（平成27年6月30日）

（単位：百万円）

	四半期連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
特定金銭信託	1,615,412	1,202,782	412,630

（ ） 462百万円の減損処理を行っております。

なお、金銭の信託において信託財産として運用している株式の減損については、四半期連結会計期間末日以前1カ月の市場価格等の平均値が取得原価と比べて30%以上下落したものを対象としております。

## （デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

## 1. 通貨関連

当第1四半期連結会計期間（平成27年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
時価ヘッジ	為替予約取引	外貨建債券			
	売建				
	米ドル		204,403	-	15,884
	ユーロ		794,954	-	9,857
	合計		999,357	-	6,026

（ ） 時価の算定方法

四半期連結会計期間末日の先物相場に基づき算定しております。

## 2. 金利関連

当第1四半期連結会計期間（平成27年6月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 （百万円）	うち1年超 （百万円）	時価 （百万円）
原則的処理方法	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	貸付金	13,750	13,750	34
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 受取固定・支払変動	貸付金	88,050	65,350	( 2 )
合計			-	-	34

( 1 ) 時価の算定方法

割引現在価値により算定しております。

( 2 ) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている貸付金と一体として処理されているため、その時価は、当該貸付金の時価に含めて記載しております。

( 1株当たり情報 )

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

当第1四半期連結累計期間  
(自 平成27年4月1日  
至 平成27年6月30日)

1株当たり四半期純利益金額（円） 38.23

(算定上の基礎)

親会社株主に帰属する四半期純利益金額（百万円） 22,936

普通株主に帰属しない金額（百万円） -

普通株式に係る親会社株主に帰属する

四半期純利益金額（百万円） 22,936

普通株式の期中平均株式数（千株） 600,000

( 1 ) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

( 2 ) 当社は、平成27年8月1日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。

当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

（重要な後発事象）

（株式分割）

1．株式分割の目的

当社は、株式流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成27年8月1日を効力発生日として株式分割を行っております。

2．分割の方法

平成27年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿上の株主の所有する普通株式を、1株につき30株の割合をもって分割いたしました。

3．分割により増加する株式数

普通株式	580,000,000株
------	--------------

4．1株当たり情報に与える影響

当該株式分割による影響については、「（1株当たり情報）」に記載しております。

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	403	506	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	-	-	-	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	1,193	1,647	-	平成28年4月～ 平成34年3月
その他有利子負債 債券貸借取引受入担保金（1年以内返済）	3,703,176	3,658,492	0.10	-
合計	3,704,773	3,660,646	-	-

（注）1．本表記載のリース債務及び債券貸借取引受入担保金は、連結貸借対照表上、その他負債に計上しております。

2．リース債務の平均利率については、支払利子込み法を採用しているため記載を省略しております。

3．リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	439	399	318	258

4．債券貸借取引受入担保金の平均利率については、当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、作成を省略しております。

## ( 2 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金及び預貯金	1,663,576	2,205,969
現金	4,258	3,118
預貯金	1,659,318	2,202,851
コールローン	230,025	445,428
債券貸借取引支払保証金	2,822,188	2,720,856
買入金銭債権	107,448	449,068
金銭の信託	581,627	1,434,943
有価証券	1, 2, 8, 10 69,378,975	1, 2, 8, 10 66,277,244
国債	52,522,914	48,086,445
地方債	9,173,780	9,555,857
社債	6,441,832	6,652,464
株式	7,984	7,984
外国証券	1,239,464	1,981,492
貸付金	3, 4 11,020,585	3, 4 9,977,345
保険約款貸付	54,271	74,097
一般貸付	763,298	806,259
機構貸付	10,203,015	9,096,988
有形固定資産	89,322	131,672
土地	40,726	68,350
建物	33,287	34,176
リース資産	1,456	1,970
建設仮勘定	1,648	9,759
その他の有形固定資産	12,204	17,415
無形固定資産	126,040	157,580
ソフトウェア	126,022	157,564
その他の無形固定資産	18	15
代理店貸	102,651	95,023
再保険貸	234	630
その他資産	374,320	468,916
未収金	172,115	259,663
前払費用	814	924
未収収益	195,169	184,944
預託金	2,158	7,243
金融派生商品	166	13,393
仮払金	787	589
その他の資産	3,108	2,157
繰延税金資産	592,665	548,210
貸倒引当金	1,036	943
<b>資産の部合計</b>	<b>87,088,626</b>	<b>84,911,946</b>

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
保険契約準備金	80,799,941	77,905,677
支払備金	9,831,690	9,718,156
責任準備金	9,127,745,490	9,127,511,601
契約者配当準備金	6,222,759	6,207,919
再保険借	1,234	2,017
その他負債	4,077,493	4,257,294
債券貸借取引受入担保金	8,370,317	8,365,492
未払法人税等	15,804	19,452
未払金	229,922	463,217
未払費用	15,626	16,218
前受収益	4	-
預り金	12,172	11,184
機構預り金	13,66,221	13,59,058
金融派生商品	15,805	12,866
リース債務	1,528	2,105
資産除去債務	15	15
仮受金	16,433	13,963
その他の負債	781	719
保険金等支払引当金	1,881	-
退職給付引当金	59,385	65,645
特別法上の準備金	614,233	712,167
価格変動準備金	12,614,233	12,712,167
負債の部合計	85,554,169	82,942,802
<b>純資産の部</b>		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金	500,044	500,044
資本準備金	405,044	405,044
その他資本剰余金	95,000	95,000
利益剰余金	349,627	411,043
利益準備金	17,222	20,584
その他利益剰余金	332,404	390,459
繰越利益剰余金	332,404	390,459
株主資本合計	1,349,671	1,411,088
その他有価証券評価差額金	184,774	558,033
繰延ヘッジ損益	11	22
評価・換算差額等合計	184,785	558,055
純資産の部合計	1,534,457	1,969,143
負債及び純資産の部合計	87,088,626	84,911,946

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
経常収益	11,233,925	10,169,236
保険料等収入	5,911,643	5,956,716
保険料	6 5,911,269	6 5,954,839
再保険収入	374	1,876
資産運用収益	1,540,615	1,460,745
利息及び配当金等収入	1,458,190	1,365,796
預貯金利息	465	694
有価証券利息・配当金	1,180,339	1,119,333
貸付金利息	12,478	13,489
機構貸付金利息	260,797	227,682
その他利息配当金	4,109	4,596
金銭の信託運用益	4 9,736	4 32,762
有価証券売却益	2 71,074	2 61,908
有価証券償還益	54	36
為替差益	1,452	12
貸倒引当金戻入額	-	14
その他運用収益	107	215
その他経常収益	3,781,665	2,751,774
支払備金戻入額	5 115,432	5 113,534
責任準備金戻入額	5 3,656,490	5 2,632,889
保険金等支払引当金戻入額	5,122	1,881
役員退職慰労引当金戻入額	164	-
その他の経常収益	4,455	3,468
経常費用	10,770,418	9,676,067
保険金等支払金	10,160,877	9,059,549
保険金	7 9,511,326	7 8,253,973
年金	256,746	304,096
給付金	33,941	41,538
解約返戻金	220,263	291,290
その他返戻金	135,968	162,462
再保険料	2,631	6,188
責任準備金等繰入額	4,627	1,497
契約者配当金積立利息繰入額	4,627	1,497
資産運用費用	18,122	10,994
支払利息	4,963	4,298
有価証券売却損	3 10,205	3 4,963
有価証券償還損	62	44
金融派生商品費用	2,161	773
貸倒引当金繰入額	8	-
その他運用費用	721	915
事業費	513,046	512,417
その他経常費用	73,744	91,608
税金	38,193	54,238
減価償却費	34,217	35,552
退職給付引当金繰入額	608	1,099
その他の経常費用	725	717
経常利益	463,506	493,169



（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
特別利益	-	-
特別損失	99,999	99,366
固定資産等処分損	8,638	1,432
価格変動準備金繰入額	91,360	97,934
契約者配当準備金繰入額	8 242,146	8 200,722
税引前当期純利益	121,361	193,080
法人税及び住民税	200,701	208,234
法人税等調整額	142,768	96,912
法人税等合計	57,932	111,321
当期純利益	63,428	81,758

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	500,000	405,044	95,000	12,672	296,276	1,308,993
当期変動額						
剰余金の配当				4,550	27,300	22,750
当期純利益					63,428	63,428
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	4,550	36,128	40,678
当期末残高	500,000	405,044	95,000	17,222	332,404	1,349,671

	評価・換算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益
当期首残高	155,778	-
当期変動額		
剰余金の配当		
当期純利益		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	28,996	11
当期変動額合計	28,996	11
当期末残高	184,774	11

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
当期首残高	500,000	405,044	95,000	17,222	332,404	1,349,671
会計方針の変更による 累積的影響額					3,533	3,533
会計方針の変更を反映し た当期首残高	500,000	405,044	95,000	17,222	328,871	1,346,138
当期変動額						
剰余金の配当				3,361	20,170	16,808
当期純利益					81,758	81,758
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	3,361	61,588	64,949
当期末残高	500,000	405,044	95,000	20,584	390,459	1,411,088

	評価・換算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損 益
当期首残高	184,774	11
会計方針の変更による 累積的影響額		
会計方針の変更を反映し た当期首残高	184,774	11
当期変動額		
剰余金の配当		
当期純利益		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	373,258	11
当期変動額合計	373,258	11
当期末残高	558,033	22

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

(2) 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

(3) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(4) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等（株式及び株式投資信託については期末日以前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

- ・取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

- ・上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物

2年～55年

その他の有形固定資産

2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 4．引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、138百万円であります。

##### (2) 保険金等支払引当金

保険金等支払引当金は、現在取り組み中の保険金の請求案内等の充実により、今後発生する可能性のある保険金等の追加支払に備えるため、これまでの実績に基づき、追加支払見込額を計上しております。

##### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

#### 5．価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

#### 6．ヘッジ会計の方法

##### (1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

##### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約

ヘッジ対象...外貨建債券

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...貸付金

##### (3) ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

##### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

## 7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### (1) 責任準備金の積立方法

責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。

標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）

標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、平成22年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「管理機構」という。）からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い積み立てた額は、175,129百万円であります。

### (2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

### (3) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

### (4) 連結納税制度の適用

日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券（現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。）の評価は、次のとおりであります。

### (1) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法（定額法）

### (2) 責任準備金対応債券（「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券をいう。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

### (3) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

### (4) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等（株式及び株式投資信託については期末日以前1カ月の市場価格等の平均）に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

- ・取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む。）

移動平均法による償却原価法（定額法）

- ・上記以外の有価証券

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

## 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

### 3．固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物

2年～55年

その他の有形固定資産

2年～20年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間（概ね5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 4．引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先（破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。）及び実質破綻先（実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。）に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、294百万円であります。

#### (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により費用処理しております。

（追加情報）

当社は、平成27年4月1日を施行日とする退職手当規程の改訂を行い、退職一時金制度を最終給与比例方式からポイント制へ変更しております。これに伴い、退職給付債務が減少し、過去勤務費用が5,174百万円発生しております。

### 5．価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

### 6．ヘッジ会計の方法

#### (1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）に従い、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、貸付金の一部に対するキャッシュ・フロー・ヘッジとして金利スワップの特例処理及び繰延ヘッジを行っております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
    - ヘッジ手段...為替予約
    - ヘッジ対象...外貨建債券
    - ヘッジ手段...金利スワップ
    - ヘッジ対象...貸付金
  - (3) ヘッジ方針
    - 外貨建債券に対する為替リスク及び貸付金に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
  - (4) ヘッジ有効性評価の方法
    - ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 責任準備金の積立方法
    - 責任準備金は、保険業法第116条の規定に基づく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
      - 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
      - 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
    - なお、平成22年度より、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「管理機構」という。）からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を10年間にわたり追加して積み立てることとしております。これに伴い積み立てた額は、176,491百万円であります。
  - (2) 退職給付に係る会計処理
    - 退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。
  - (3) 消費税等の会計処理
    - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - (4) 連結納税制度の適用
    - 日本郵政株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。



（会計方針の変更）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が5,104百万円増加し、繰越利益剰余金が3,533百万円減少しております。また、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の期首の1株当たり純資産額が5円89銭減少し、1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

（表示方法の変更）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、平成26年4月1日に開始する事業年度における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の6に定めるリース取引に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

## (貸借対照表関係)

1. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
貸借対照表計上額	17,953,667	15,493,208
時価	19,052,820	16,668,447

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

簡易生命保険契約商品区分

かんば生命保険契約（一般）商品区分

かんば生命保険契約（一時払年金）商品区分

2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	3,380,035	3,211,916

3. 貸付金には、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸付償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸付金以外の貸付金であります。

3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行ったもので、破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

4. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	1,250	1,250

5. 関係会社に対する金銭債権の総額及び金銭債務の総額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
金銭債権	345	314
金銭債務	121,647	107,445

6．契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
期首残高	2,396,947	2,222,759
契約者配当金支払額	420,523	349,687
利息による増加等	4,627	1,497
年金買増しによる減少	438	372
契約者配当準備金繰入額	242,146	200,722
期末残高	2,222,759	2,074,919

7．関係会社の株式は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	984	984

8．担保に供している資産は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有価証券	3,380,035	3,211,916

担保付き債務の額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
債券貸借取引受入担保金	3,703,176	3,658,492

なお、上記有価証券は、すべて現金担保付有価証券貸借取引により差し入れたものであります。

9．保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	82	285

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	183	314

10．売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、消費貸借契約で借り入れている有価証券であり、各事業年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	2,816,810	2,701,601

11. 保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当社の今後の負担見積額は、次のとおりであります。

なお、当該負担金は、拠出した事業年度の事業費として処理しております。

(単位：百万円)

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
18,834	22,829

12. 管理機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除く。)は、当該再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。また、受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金及び価格変動準備金を積み立てております。

上述した責任準備金(危険準備金を除く。)、危険準備金及び価格変動準備金の金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
責任準備金 (危険準備金を除く。)	57,879,628	52,156,724
危険準備金	2,350,030	2,182,885
価格変動準備金	554,723	626,849

13. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、管理機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された管理機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、各事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。

## (損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益の総額及び費用の総額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
収益	0	0
費用	10,448	12,535

2. 有価証券売却益の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
国債等債券	70,968	56,869
外国証券	106	5,038

3. 有価証券売却損の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
国債等債券	2,948	-
外国証券	7,256	4,963

4．金銭の信託運用益に含まれている評価損は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日）	当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日）
131	442

5．支払備金戻入額の計算上、足し上げられた出再支払備金繰入額の金額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日）	当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日）
82	203

また、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日）	当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日）
183	130

6．保険料のうち、管理機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日）	当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日）
2,155,398	1,697,140

7．保険金のうち、管理機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日）	当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日）
9,477,426	8,208,198

8．管理機構からの受再保険に関する再保険契約により、受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、管理機構のため契約者配当準備金に繰り入れた金額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

前事業年度 （自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日）	当事業年度 （自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月 31日）
222,812	190,363

## （有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式及び関連会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
子会社株式	984	984

## （税効果会計関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	当事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
責任準備金	485,089
価格変動準備金	106,845
支払備金	53,823
退職給付引当金	18,277
その他有価証券評価差額金	3,815
その他	13,621
小計	681,474
評価性引当額	2,991
繰延税金資産合計	678,482
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	84,569
その他	1,247
繰延税金負債合計	85,817
繰延税金資産（負債）の純額	592,665

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	当事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	33.33
当期と翌期以降の税率差異による影響	9.99
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	4.33
その他	0.09
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.74

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、33.33%から30.78%となりました。この変更により、当事業年度末における繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が5,216百万円減少し、法人税等調整額は5,250百万円増加しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>	
責任準備金	559,683
価格変動準備金	134,860
支払備金	49,850
退職給付引当金	18,936
その他有価証券評価差額金	769
その他	14,114
小計	778,215
評価性引当額	2,947
<b>繰延税金資産合計</b>	<b>775,267</b>
<b>繰延税金負債</b>	
その他有価証券評価差額金	224,458
その他	2,599
<b>繰延税金負債合計</b>	<b>227,057</b>
<b>繰延税金資産（負債）の純額</b>	<b>548,210</b>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	30.78
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	26.76
その他	0.11
<b>税効果会計適用後の法人税等の負担率</b>	<b>57.66</b>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率が30.78%から28.85%に変更されることとなりました。この税率変更により、繰延税金資産は51,900百万円減少、繰延税金負債は15,200百万円減少し、法人税等調整額は51,675百万円増加しております。



## （重要な後発事象）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## （株式分割）

## 1．株式分割の目的

当社は、株式流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、平成27年8月1日を効力発生日として株式分割を行っております。

## 2．分割の方法

平成27年7月31日を基準日として、同日最終の株主名簿上の株主の所有する普通株式を、1株につき30株の割合をもって分割いたしました。

## 3．分割により増加する株式数

普通株式 580,000,000株

## 4．1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合における、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額は次のとおりであります。

（単位：円）

	前事業年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	2,557.43	3,281.91
1株当たり当期純利益金額	105.71	136.26

（注） 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## 【附属明細表】

## 【事業費明細表】

区分	金額（百万円）
営業活動費	182,243
営業職員経費	8,937
募集代理店経費	173,306
選択経費	0
営業管理費	17,147
募集機関管理費	8,518
営業職員教育訓練費	29
広告宣伝費	8,599
一般管理費	313,025
人件費	44,661
物件費	266,728
寄附・協賛金・諸会費	427
負担金	1,636
合計	512,417

（注）１．「物件費」には、保険契約の維持・管理等に関する業務の委託経費やシステム関連経費が含まれておりません。

２．「負担金」は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 （百万円）	当期償却額 （百万円）	差引当期末残 高（百万円）
有形固定資産							
土地	-	-	-	68,350	-	-	68,350
建物	-	-	-	51,541	17,365	2,070	34,176
リース資産	-	-	-	3,138	1,167	438	1,970
建設仮勘定	-	-	-	9,759	-	-	9,759
その他の有形固定資産	-	-	-	62,417	45,001	3,241	17,415
有形固定資産計	-	-	-	195,207	63,535	5,750	131,672
無形固定資産							
ソフトウェア	-	-	-	325,118	167,554	29,767	157,564
その他の無形固定資産	-	-	-	28	12	2	15
無形固定資産計	-	-	-	325,147	167,566	29,770	157,580
長期前払費用	260	34	-	294	128	31	166
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

（注）１．有形固定資産及び無形固定資産の金額がいずれも資産の総額の１％以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

２．長期前払費用は、貸借対照表上「前払費用」に含めて表示しております。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	1,036	943	139	896	943
一般貸倒引当金	91	77	-	91	77
個別貸倒引当金	944	865	139	804	865
保険金等支払引当金	1,881	-	1,881	-	-
価格変動準備金	614,233	97,934	-	-	712,167

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

( 2 ) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

( 3 ) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告掲載URLは次のとおり。 <a href="http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/kokoku/abt_kok_index.html">http://www.jp-life.japanpost.jp/aboutus/kokoku/abt_kok_index.html</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）1．当社株式は、東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではありませんので、金融商品取引法第24条の7第1項の適用はありません。

### 2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

### 第三部【特別情報】

#### 第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有していません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

#### 2【取得者の概況】

該当事項はありません。

#### 3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合（％）
日本郵政株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	600,000,000	100
計	-	600,000,000	100

（注） 日本郵政株式会社は、当社の特別利害関係者等（当社の資本的關係会社）であります。



## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

株式会社かんぽ生命保険

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武久 善栄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社かんぽ生命保険の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

株式会社かんぽ生命保険

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武久 善栄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社かんぽ生命保険の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

株式会社かんぽ生命保険

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武久 善栄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社かんぽ生命保険の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年9月3日

株式会社かんぽ生命保険

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武久 善栄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社かんぽ生命保険の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年9月3日

株式会社かんば生命保険

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武久 善栄

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辰巳 幸久

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋山 範之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社かんば生命保険の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社かんば生命保険及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。